

令和3年 第1回

身延町議会定例会会議録

令和3年3月 3日 開会

令和3年3月17日 閉会

山梨県身延町議会

令和 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

令和3年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和3年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第8 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第9 議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定について
- 日程第21 議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 4 号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 5 号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 6 号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 令和 2 年度身延町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 令和 2 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 令和 2 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 令和 2 年度身延町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 令和 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 0 議案第 3 2 号 令和 3 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 3 号 令和 3 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 4 号 令和 3 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 令和 3 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 令和 3 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 令和 3 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 令和 3 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 令和 3 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 0 号 令和 3 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 1 号 令和 3 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 2 号 令和 3 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第51 議案第43号 令和3年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第52 議案第44号 令和3年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第45号 令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第46号 令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第47号 令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第48号 令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第57 議案第49号 令和3年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第58 議案第50号 令和3年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第59 議案第51号 令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第60 議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第61 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について
- 日程第62 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第63 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第64 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 伊藤雄波 | 3番 | 望月悟良 |
| 4番 | 赤池朗 | 5番 | 上田孝二 |
| 6番 | 田中一泰 | 7番 | 野島俊博 |
| 8番 | 河井淳 | 9番 | 芦澤健拓 |
| 10番 | 福與三郎 | 11番 | 渡辺文子 |
| 12番 | 川口福三 | 13番 | 広島法明 |
| 14番 | 柿島良行 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 2番 伊藤達美

4. 会議録署名議員（3人）

11番 渡辺文子
13番 広島法明

12番 川口福三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（22人）

町	長	望月幹也	副町長	笠井祥一						
教	育	長	保坂新一	総務課長	村野浩人					
会	計	管	理	者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘			
交	通	防	災	課	長	佐藤成人	財政課長	遠藤基		
税	務	課	長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾				
福	祉	保	健	課	長	望月融	観光課長	佐野和紀		
子	育	て	支	援	課	長	松田宜親	産業課長	高野修	
建	設	課	長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心				
環	境	上	下	水	道	課	長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身	延	支	所	長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉			
施	設	整	備	課	長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

3月に入り一段と暖かさが増し、春の気配が濃くなってきました。

令和3年第1回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき御礼を申し上げます。

さて、世界中を混乱の渦に巻き込んでいる新型コロナウイルス感染症であります。医療従事者に対してのワクチンの先行接種が始まっております。

今後は高齢者などの重症化リスクの高い方々のワクチン接種が行われ、その後、一般の方々への接種が行われる予定となっております。

本町においては、関係する医療機関との連携を強化し、ワクチンの接種体制の整備を行っております。

町民の皆さまには、今後開始されるワクチン接種にご協力いただきますとともに、引き続き感染予防対策を励行していただくようお願いいたします。

さて本定例会は、条例案および令和3年度当初予算案など町長から提出されます諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営、また町政を取り巻く諸課題につきましても十分な議論を尽くされますよう格段のご協力をお願い申し上げます。

伊藤達美議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

11番 渡辺文子議員

12番 川口福三議員

13番 広島法明議員

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件は、お手元に配布のとおり報告3件、条例案17件、指定管理者の指定4件、町道路線の認定案1件、規約の変更案1件、補正予算案8件、当初予算案21件、同意案3件、諮問1件の計59案件となっております。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に12月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

寒暖差の激しい日々が続きましたが、ようやく気候も落ち着きを見せ、穏やかに暖かな毎日が訪れて、梅の花も咲き、いよいよ春を感じられる好季節となってまいりました。

本日ここに令和3年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙の中、ご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今年は、コロナ禍により延期となりました東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定となっております。

昭和39年の開催以来2回目、前回から数えて57年の時を経て開催されることとなります。2月から始まりましたワクチン接種が国民全体に浸透し、なんとか世界最高水準のアスリートによる熱い戦いを観戦できますことを願っております。

また、今年は未曾有の大災害となった東日本大震災から10年を迎えます。先月13日深夜には最大震度6強の地震が東北地方で発生し、あの恐ろしい記憶がよみがえりました。

今後、発生が危惧される南海トラフ地震では、山梨県で最大震度6強が予想されています。災害の被害を少しでも軽減するため、引き続き防災・減災対策と自主防災組織の強化に努めてまいりたいと思います。

それでは、本定例会に提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げて私の所信の一端とし、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解・ご協力を賜りたいと存じます。

まずは予算についてであります。

令和2年12月11日に閉会した令和2年議会第4回定例会以降、専決いたしました専決予算の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

報告第1号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号）は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金交付決定に伴う迅速な補助金の交付および新型コロナウイルス感染

症対策として帰省する大学生等にPCR検査等の費用を補助するため、令和2年12月15日に補正予算を専決いたしました。

報告第2号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号）は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業を早急に実施するため、令和3年2月1日に補正予算を専決いたしました。

報告第3号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分の交付に伴い、公共施設等に感染症対策のための備品等を迅速に配備するため、令和3年2月10日に補正予算を専決いたしました。

なお、第3次配分の交付金額のうち1億3,903万4千円は、国に対し翌年度への繰越手続きの申請を行い、令和3年度における本町の新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用し、地域経済対策などの事業に的確に対応したいと考えております。

これらの専決処分は、町民生活等に対して迅速な対応をするためのものでありますので議会のご理解をいただきたいと存じます。

次に令和2年度一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算を減額させていただいております。特に一般会計の第3表繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業の追加をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に令和3年度の身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和3年度の町税収入は、個人および法人住民税や町たばこ税の減収見込みに伴い減額計上としております。

特に以前から危惧しております人口減少に伴う個人住民税の減収、ならびに喫煙者の減少等による町たばこ税の減収に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活動の低迷などの要因を見ますと町税収入を取り巻く環境は一層厳しいものがあると考えております。

さらに本町の基幹財源であります地方交付税は、令和3年度から測定単位であります人口が令和2年10月1日を基準とした国勢調査によるものに置き換えられ算定されるため、人口の減少等に伴い交付税額の減少が予想されるところです。

また、歳出予算につきましても、少子高齢化に対応した国が推進する幼児教育・保育の無償化等の人づくり革命施策への取り組み、防災・減災対策の強化、公共施設等の長寿命化への対策等、多くの課題に対応していく必要があります。

このような状況を共有しながら令和3年度は将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを計画した予算を編成したところであります。

令和3年度一般会計予算は、総額8億3,850万円で対前年度比で1.1%の減額いたしました。

主要事業を申し上げますと、1つ目として第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、移住定住の促進、産業振興による六次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億6,915万1千円を計上いたしました。

2つ目として、身延中学校新校舎等整備に向けて実施設計・業務委託等関連予算を1億1,

620万円計上し、特に実施設計業務につきましては、令和2年から3年度にわたる継続事業の2年目として9,019万7千円を計上いたしました。

3つ目として、温泉付き健康増進施設整備にあたり、下部奥の湯源泉および雨河内源泉管布設工事費等1億2,667万1千円を計上いたしました。

4つ目として、身延小学校施設整備費としてグラウンド整備工事費等1億2,591万3千円を計上いたしました。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により55億6,365万1千円となったところであり、この中には町民生活に直結したインフラ事業であります簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

町の現状をみますと、新型コロナウイルス感染症による町民生活の制限や地域経済活動の低迷がまだまだ続くと思われませんが、令和3年度予算議決後は町民目線に立ち行政サービスが低下することなくスピード感をもって職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に新型コロナウイルス感染症の影響による税制措置についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への税制措置のうち、対象となる期間が終了した徴収猶予の特例の適用状況についてであります。

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期が到来した町税を対象とした緊急経済対策で、この間に14件、2,184万800円の猶予申請を受け付け、そのすべてを許可いたしました。

税目ごとの許可件数および許可額ですが、個人町県民税が7件、134万4,600円、法人町民税が4件、1,615万6,900円、固定資産税が3件、433万9,300円、このうち令和3年度への繰越見込みは8件、2,006万6,700円であります。

次に第2次身延町総合計画後期基本計画の策定についてであります。

第2次身延町総合計画前期基本計画は、令和4年3月31日をもって計画期間を終えるため、令和4年4月1日から令和9年3月31日を計画期間とする第2次身延町総合計画後期基本計画を令和3年度中に策定いたします。この計画は町の最上位の計画と位置づけております。人口減少対策を柱としている前期基本計画を継承しつつ感染症対策、テレワーク、デジタル社会の実現など社会状況の変化に対応した内容に調整をしたいと考えております。

計画の策定につきましては、総合計画審議会において審議をしていただきますが、町議会からは野島俊博議員と広島法明議員をご推薦いただきました。よろしくお願いたします。

次に過疎対策計画の策定についてであります。

過疎対策法は昭和45年以来、4次にわたり議員立法として制定されており、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成12年4月1日に施行され、令和3年3月31日をもって期限を迎え、新たな過疎対策法に向けた調整が進められているところです。

4月以降、この説明会が予定されており、本町においても令和3年度から10年間を計画期間とした新たな過疎対策法に基づく計画を策定いたします。

次に第8期介護保険事業計画期間にかかる第1号被保険者保険料についてであります。

現在、令和3年度を初年度に令和5年度を目標年度とする向こう3カ年を計画期間とした第8期介護保険事業計画の策定を進めているところですが、これに併せて同計画期間中の介護保険料率の見直しも行っていました。

その結果、保険料基準額につきましては年7万9,200円と算定し、見直し後の保険料率

を規定するため、介護保険条例の一部を改正する条例案を本議会に提案いたします。

本町におきましては、介護リスクの高まる後期高齢者の比率の上昇等を背景に今後も高齢化が進展し、介護保険サービスの必要度はますます高まるものと予想されるところです。

引き続き介護予防にも重点を置きつつ、必要とされる介護サービスの量の確保と質の向上に努めて、高齢者に関する各種施策を展開してまいります。

次に新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

今回実施します予防接種は、新型コロナウイルス感染の発生の状況に対処することを目的に予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、国からの指示の下、県の協力を受け、町村において予防接種を実施することになっています。この予防接種にかかる費用については、ワクチンを含め、すべて国が負担するものとなっています。

本町においては、国で指示されていますスケジュールに基づき進めているところですが、ようやくファイザー社製のワクチンが国で薬事承認され、国内で流通し始めたところです。

まず接種については、2月中旬から優先順位に基づき医療従事者等への接種が始まっており、続いて高齢者向けに3月下旬以降、町から高齢者宅へ接種券等を郵送し、同意して予約された高齢者の方から順次接種会場において接種していただく予定となっております。

高齢者が接種を終えたのち、高齢者以外の一般の方々についても同様な形で接種を行ってまいります。

今後、町民の皆さまには安心・安全で適切に接種できるよう医療機関とも連携し、町でも情報を得る中、接種する上での安全性や有効性などの周知を図り、不安を抱える町民の相談にも応じ、円滑で効率的な予防接種を実施してまいります。

次に保育園等入園支度金および小中学校入学支度金についてであります。

保護者負担の実情に併せ、入園支度金1万5千円を2万円に、小学校の入学支度金3万円を4万円に、中学校の入学支度金6万円を7万円にそれぞれ増額する補正予算を令和2年第4回議会定例会で議決していただきましたので、改正した支度金につきましては、令和3年度の対象者全員に入園、入学する際に必要となる用品、制服などの購入費に充てていただくよう2月25日に支給することができました。引き続き子育て世代への支援策に鋭意取り組んでまいります。

次に町立保育所、学童保育室への非常通報装置システムの設置についてであります。

利用園児等の安全確保を図るため、町立保育所3園、学童保育室6カ所に非常用ボタンを押すだけで110番通報でき、最寄りの警察官が直ちに駆けつけることができる装置を設置するため、関連予算を令和3年度一般会計当初予算に計上させていただきました。

次に乳幼児オムツ購入費助成についてであります。

本町の子育て支援の一層の充実を図ることを目的に、本年4月1日から3歳未満の乳幼児のオムツ購入費を助成対象とするため、関連予算を令和3年度一般会計当初予算に計上させていただきました。

次に元気な町を取り戻す商品券についてであります。

元気な町を取り戻す商品券の給付事業につきましては、第1弾、第2弾として全町民の方に合計で1人4万円分の商品券を給付いたしました。

また、町民の皆さまのご協力をいただく中で、本年1月31日をもって事業を終了することができました。第1弾と第2弾を合計し4億4,264万3千円の換金で、98.7%の換金

率となりました。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により長期間にわたる経済への影響が懸念されていることから、町民1人4万円の商品券を給付し、町内の事業者の方へのさらなる支援と地域の消費喚起を促し、景気を下支えするとともに、元気な町を取り戻すために実施したのですが、特に事業者の皆さまにおかれましては、長期間にわたり換金事務にご協力をいただき深く感謝を申し上げます。

今後も人や物の移動、経済活動が制限され、大変難しい状況の中での施策の展開が予測されますが、一日も早く感染の拡大が収束することを願い、感染拡大防止と経済活動の両立を目指した取り組みを強力に推進していきたいと考えております。

町民の皆さまには、気を緩めることなく対応していただく大切な時期でありますので引き続き感染予防の徹底をお願いいたします。

次に健康増進複合施設についてであります。

健康増進複合施設につきましては、幅広い年齢層の方々の健康の保持や体力向上を目的とした温泉施設とスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設の整備を令和5年5月の供用開始を目指し、事業計画を進めているところです。

現在、公募受け付けを行っておりますが、PFI事業においては、参入企業があるか否かが大変重要であり、すでに複数のグループ企業が参入の意思を示しており、期待の持てる方向に進んでおります。

令和3年度においては、グループ企業を確定して、町の方針を反映した施設の実施設設計を進め、施設の建設工事および温泉管布設工事を予定しておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

次に身延中学校新校舎および学校給食センターの整備計画についてであります。

身延中学校新校舎および学校給食センター整備につきましては、建設予定地の地権者ならびに権利者の皆さまのご理解とご協力により、ご承諾をいただき心から感謝を申し上げます。すでに用地売買契約、物件補償契約を済ませ、県との協議により農地転用、開発行為の許可をいただき、現在は登記事務を進めているところであります。

また、プロポーザル方式により選定、受注した建設設計コンサルタント企業と教育委員会、学校関係者、関係課において協議と視察を重ねる中で基本設計が完成いたしました。

令和3年度においては、基本設計を反映した実施設計、ならびに用地の造成工事を予定しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に旧大河内小学校複合施設の改修工事についてであります。

大河内地区住民、ならびに旧大河内小学校PTAからの複合施設として再活用することの要望に基づいて、大河内地区への説明会と周知を行い、関係する団体および関係課と協議、調整を図る中で、令和2年7月から令和3年2月において改修工事を行い、このたび完成をいたしました。現在、4月の使用開始に向けて移転作業などの準備を進めているところであります。

今後も施設の運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、令和3年度においては、旧身延保健所、旧大河内分館の解体、撤去工事を予定しております。

次に令和3年身延町成人式についてであります。

令和3年1月10日、身延町総合文化会館において令和3年身延町成人式を挙行いたしました。

た。本年の成人式は、新型コロナウイルス感染症の影響により日本各地で中止や延期が伝えられ、山梨県内でも甲府市、富士吉田市、忍野村は中止となり、北杜市は無期限延期など様々な対応がなされました。

本町においては町内に感染者がいないことなどを踏まえ、新成人のために成人式開催に向け、あらゆる検討を行い、できる限り安心・安全に配慮し、PCR検査費用の助成、来場者の人数制限、式典時間の短縮など各種対策を講じて実施したところ、新成人対象者105名のうち76名の新成人に出席をしていただきました。

後日には成人式の開催を心配された新成人の方からお礼の手紙を頂戴し、その中で幅広い見識と自分自身の志、同級生への思い、成人式を開催していただいたお礼などが書き綴られ、その内容に主催者側としても実施してよかったと改めて実感したところでもあります。

コロナ禍では人々の気持ちが揺れ動き、平常な環境を維持することが困難な状況ではありますが、こうした町民の皆さまの期待に応えるべく、できる限りの施策を講じてまいりたいと考えております。

今後、新成人の皆さんには自分の夢に向かって、あらゆる可能性を追求し、この身延町で育った経験を糧に素晴らしい人生を歩まれることを期待しております。

次に今定例会に提案いたしました議案は報告3件、条例の制定4件、条例の一部改正をする条例10件、条例を廃止する条例3件、指定管理者の指定4件、町道路線の認定1件、規約の変更1件、令和2年度補正予算8件、令和3年度当初予算21件、人事案件4件の計59件でございます。

詳細につきましては、上程時に申し上げさせていただきます。

なお、令和2年第4回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

議会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

令和3年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は教育基本法を基盤とした教育目標の実現を目指し、第2期身延町教育大綱および第2期身延町教育振興プランに基づき、明日のふるさと身延を担う人づくりの実現を目指し、第2次身延町総合計画、ならびに第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸として、明日を担う子どもたちを育成するため教育諸施策を展開してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではありますが、感染対策に万全を期して取り組んでまいります。

学校教育関係におきましては、児童生徒の個性を尊重した教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに豊かな心や健やかな体を育み、生きる

力を身につけた児童生徒を育てる教育を推進してまいります。

連携型中高一貫教育につきましては、各種連携事業を引き続き推進をいたします。

きめ細かな教育のための教職員等の配置、町単独教職員の配置、特別支援教育支援員、放課後見守り員の配置、学校司書の配置については、レベルを落とさず引き続き継続的に配置してまいります。

学校施設の整備につきましては、かねてからグラウンドの水はけが悪く、学校関係者ならびに地域の皆さまから早期改修を要望されていた身延小学校のグラウンドの土の入れ替えを運動会に間に合うように進めてまいります。

GIGAスクール構想につきましては、小学1年生から中学3年生まで一人一台のタブレット型パソコンが整備されます。本町は先行してICT機器を導入してきましたので、計画的・組織的にICT機器を積極的に活用し、家庭における活用も展望しながら学習効果が上がるよう取り組みを進めてまいります。

学習指導要領改訂への対応につきましては、令和2年度に小学校に導入されたプログラミング教育が令和3年度に中学校3年生技術科に導入されます。令和2年度も昨年引き続き教育研修センター主催で町内の小中学校教員への研修を開催いたしました。中学校におきましても小学校同様に外部の専門家を活用し、教員の負担を軽減しながらプログラミング教育を軌道に乗せるとともに校種、学年を超えて連携した先進的なプログラミング教育推進の町を目指してまいります。

学びの向学館につきましては、教員OB、OGの方々を中心にご協力を得て実施している学習支援活動で、本町の地域力の象徴ともいえる独自事業であります。子どもたちの学力の向上を目指すとともに学ぶことの楽しさを知る機会にもなっており、引き続き充実した内容になるよう取り組んでまいります。

また今年度は、コロナの影響で中止としたイングリッシュキャンプにつきましては、小学6年生はこれまで同様、みのぶ自然の里で行う予定です。

中学1年生は新たな試みとして、東京のお台場にあります体験型英語学習施設の都立東京グローバルゲートウェイにおいて、来年1月に実施予定となっております。これは東京都教育委員会が開設した施設で、国内に居ながら留学したような体験をすることができ、実際の場面に応じた英会話の実践により、さらなる英語力の向上を図ることが期待できます。

教育に関わる保護者負担の軽減および学校教育環境の充実を図るため、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種事業を継続して行ってまいります。

内容は学校給食費の全額補助、修学旅行費の全額補助、小学校および中学校とも1万円増額した入学支度金の支給、補助教材費への公的負担、校外活動費等への全額補助、各種検定料への助成であります。

通学支援につきましては、身延清稜小学校で2路線、下山小学校で4路線、身延小学校で4路線、身延中学校で4路線、合計14路線でスクールバスの運行を引き続き実施してまいります。

広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く支持も厚いため、令和3年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

なお、中学校移転後の通学支援の在り方につきましては、関係部署と連携を図りながら引き続き研究・検討を進めてまいります。

また、スクールバス通学以外の遠距離通学者に対する通学費の補助を引き続き実施いたします。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。

また、本町において万が一に重大事態が発生してしまった場合には、身延町いじめ防止対策基本方針に基づき、第三者による信頼性の高い調査が迅速に実施できる体制を整備してあります。

生涯学習関係におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、令和2年度策定しました生涯学習推進事業計画に基づく事業は延期、中止など相次ぎ、公民館を含め活動停滞を余儀なくされた状況となっております。

こうした状況下ではありますが、生涯学習各施設では新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、できる範囲で規模を縮小しながら生涯学習活動などが展開をされております。

令和3年度も同様な状況下が想定され、本格的な活動は厳しい環境ではありますが、この機会を新たに変換するチャンスと捉え、様々なことを考慮し生涯学習推進に努めてまいります。

1つ目として、本年度は3月定例議会において上程しております和紙の里および現代工芸美術館関係条例を改正し、新たな施設活用に向けスタートさせます。これは第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略でも示されております伝統産業である西嶋和紙の普及促進と和紙の里全体の活用推進を図りながら、町民がふれあい集う施設を目指すとともに、地域振興の発展に寄与することを目的に経営アドバイザーによる運営管理調査業務の報告を踏まえつつ、指定管理者制度導入など適正な施設活用にも努めてまいります。

2つ目として、公共施設の在り方検討委員会からの提言を踏まえて、公民館、スポーツ施設および各生涯学習施設のLED化対応を含めた長寿命化対策も順次進めていく予定で、本年は昨年度に引き続き、身延町民体育館整備事業を実施予定であります。

3つ目として、今年は日蓮上人御降誕800年、武田信玄公生誕500年の節目の年であります。郷土の歴史文化に触れる良好な機会です。日蓮上人や信玄公に由来する文化財の普及啓発と文化を学ぶ機会の充実にも努めてまいります。

4つ目として、青少年育成においてもコロナの影響により所得格差が子どもたちに及ぼす影響が懸念され、子どもたちの健やかな成長、伸びやかな心身の発達には保護者への支援も必要であることから、子育て親育ち相談室を拡充し、相談体制を強化することで子どもたちの健全な育成を支援してまいります。

このように生涯学習関連事業は、公民館活動の推進、生涯スポーツの推進、文化芸術の振興、青少年健全育成および文化財の保護など多岐にわたります。

町民一人ひとりが充実した暮らしを実感できるように、多くの町民に生涯を通じた学習する機会や意義を感じるようにサポートし、多くの方々が豊かさを実感できるように努めてまいります。

施設整備関係につきましては、児童生徒の学習生活の場として、豊かな人間性を育むために重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の避難場所としての役割をも果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、経年劣化により発生する学校施設の損傷、機能低下に対し必要な措置を講じ、教育施設の環境の改善を図ってまいります。

教育内容の多様化や情報化の進展等に合わせ、学校施設の高機能・多機能な施設の整備に努め、ICT環境の整備を進め、設備備品の整備充実を推進いたします。

学校施設整備計画につきましては、児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会を組織し、協議内容を取りまとめた提言書により基本計画の策定を進め、基本設計、実施設計の業務を推進しているところであります。

身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校の校舎等は大規模改修などにより長寿命化を図り、学校給食センターは1カ所に集約・再配置・新築をいたします。

厳しい財政状況にありますが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られるよう手法、方法等を検討しながら環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

未利用施設有効活用につきましては、学校統合により閉校となった学校施設の有効活用策として旧大河内小学校を複合施設として改修いたしましたので、大河内分館の移転と併せて、そよかぜワークハウス、大河内地区学童保育施設、身延第4分団第7部消防団詰所、峡南地域教育支援センター身延教室、災害有事の際の避難所を備える地域活動の拠点となる複合施設として4月からスタートをいたします。

また旧下部小学校、旧久那土小学校、旧久那土中学校については、施設の維持保全に努めるとともに引き続き未利用施設活用検討委員会により今後の有効活用に向けた協議・検討を行ってまいります。

健康増進施設につきましては、町では療養・保養・休養を目的とした日帰り型温泉施設と併せて幅広い年齢層の健康保持や体力向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設を計画しております。

また、身延町の重要な観光資源である下部温泉郷が魅力ある温泉地であり続けるために、町では下部温泉郷地域を構成する地域住民、旅館、ホテル経営者、観光協会、町民、関係行政機関と連携する中で創意工夫を重ねながら、日帰り客にも満足していただける施設を目指してまいります。

本事業計画を効率・効果的に推進し、やすらぎと活力ある開かれた町、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちづくりを目指し、町民がいきいきと健やかに暮らせるまちづくりの一環として高齢者の健康維持、中高年の生活習慣病の予防、健康寿命の延伸などあらゆる世代の健康と憩いの場を提供し、地域の特性を生かした健康増進施設を目指して整備を推進してまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位、町民各位のご理解とご協力をお願いしながら令和3年度の教育方針といたします。

○議長（柿島良行君）

教育長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号））

日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））

日程第8 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））

以上の3議案は補正予算の専決処分に伴う報告案件ですので、一括して議題といたします。町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第1号から第3号について、ご説明申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、全報告事項とも専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

まず報告第1号ですが、処分事項につきましては、令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号）であります。

次ページの専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決処分の日は令和2年12月15日であります。

専決処分の理由を申し上げます。

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金交付決定に伴う迅速な補助金の交付および新型コロナウイルス感染症対策として、帰省する大学生等にPCR検査等の費用を補助するため、補正予算の必要が生じたので専決処分いたしました。

次に報告第2号ですが、処分事項につきましては、令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号）であります。

専決処分書をご覧ください。

専決処分の日は令和3年2月1日であります。

専決処分の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業を早急に実施するため、補正予算の必要が生じたので専決処分いたしました。

次に報告第3号ですが、処分事項につきましては、令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号）であります。

専決処分書をご覧ください。

専決処分の日は令和3年2月10日であります。

専決処分の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分の交付に伴い、公共施設等に感染症対策のための備品等を迅速に配備するため、補正予算の必要が生じたので専決処分いたしました。

以上であります。

なお、専決処分いたしました補正予算の内容につきましては、財政課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第1号および報告第2号、ならびに報告第3号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お手元の予算概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

報告第1号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,260万2千円といたしました。

歳入予算について、増額の理由についてご説明いたします。

20款繰越金を410万円増額いたしました。

21款3項1目雑入、コミュニティ助成事業助成金490万円を計上いたしました。

歳出予算について、増額の理由についてご説明いたします。

2款1項6目企画費、細目の2企画事業費にコミュニティ助成事業補助金490万円、2件分を計上いたしました。助成する内訳といたしましては、角打区へ助成金250万円いたしました。内容は角打公民館冷暖房施設設置事業に対するものであります。また常葉区への助成金240万円は神楽の備品一式整備事業に対するものであります。

12目新型コロナウイルス感染症対策費、細目の18大学生等支援事業にPCR検査等検査費用補助金400万円を計上いたしました。これは県外在住大学生等のPCR検査費用等を助成するものであります。検査費用の3分の2、上限額を2万円とした補助事業で200人分を予算計上いたしました。

以上で、報告第1号の内容説明とさせていただきます。

2ページをお開きください。

報告第2号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ842万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,102万3千円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について説明いたします。

第2表繰越明許費補正により令和3年度の繰越明許事業を追加いたします。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業451万3千円を繰り越します。これは国の予備費および第3号補正予算により新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業にかかる所要額を予算化し、第3号補正予算にかかる事業費を次年度に繰り越すものであります。

歳入予算について、増額の理由についてご説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金136万

7千円を計上し、2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金705万4千円を計上いたしました。いずれも負担率は10分の10であります。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

4款1項2目予防費、細目の6新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費に368万4千円を計上いたしました。内訳は会計年度任用職員人件費352万4千円、事務消耗品16万円です。

3ページをお開きください。

細目の7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費に473万7千円を計上いたしました。内訳はワクチン接種時、医師、看護師、薬剤師報償費71万円、ワクチン接種消耗品費25万2千円、通信運搬費99万8千円等の記載のとおりでございます。

以上で、報告第2号の内容説明とさせていただきます。

4ページをお開きください。

令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,370万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,473万円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について説明いたします。

第2表繰越明許費補正により令和3年度への繰越明許事業を追加いたします。

2款1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業2,370万7千円を繰り越します。これは国の第3号補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる所要額を予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

歳入予算について、増額の理由についてご説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,204万円を計上し、2項6目教育費国庫補助金学校保健特別対策事業費補助金160万円を計上いたしました。

また12款3項1目雑入、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金過年度分を6万7千円計上いたしました。この過年度分は令和元年度における学校給食賄材料費処分に係る納入業者への補償金であります。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対策費、細目の14新型コロナウイルス感染症対策事業費（身延清稜小学校分）といたしまして82万2千円を計上いたしました。内訳は消耗品費21万8千円、備品購入費は60万4千円です。

また、細目の15新型コロナウイルス感染症対策事業費（下山小学校分）は84万7千円を計上いたしました。内訳は消耗品費1万5千円、備品購入費83万2千円です。

細目の16新型コロナウイルス感染症対策事業費（身延小学校分）は82万4千円を計上いたしました。内訳は消耗品費17万円、備品購入費65万4千円です。

6ページをお開きください。

細目の17新型コロナウイルス感染症対策事業費（身延中学校分）は85万4千円を計上いたしました。消耗品費13万8千円、備品購入費71万6千円でございます。

それぞれ小学校、中学校の備品購入費につきましては、記載のあるとおり学校の要望に応え

た備品購入であります。

細目の19新型コロナウイルス感染症対策事業費（財政課分）につきましては2,036万円を計上いたしました。内訳は消耗品費343万4千円とし、手指消毒用の自動ディスペンサー59台分、園児・児童・生徒配布用のマスクといたしまして、1人当たり100枚を予定し購入いたします。手指消毒用のアルコール液。備品購入費1,692万6千円は、集団対応用サーマルカメラ7台、小型サーマルカメラ39台であります。

なお、記載のある財源組替えは交付金、補助金の交付に伴うものでありますので、よろしくお願いたします。

以上で報告第3号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第9 | 議案第1号 | 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第2号 | 身延町文化芸術振興基金条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第3号 | 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第4号 | 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第5号 | 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第6号 | 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第7号 | 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第8号 | 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第9号 | 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第10号 | 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第11号 | 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第12号 | 身延町ふれあい会館条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第13号 | 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第14号 | 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第15号 | 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第24 | 議案第16号 | 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について |
| 日程第25 | 議案第17号 | 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について |

以上の17議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第1号から議案第17号までの提案理由を説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

まず議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が制定され、これまで都道府県および市を対象としていた選挙公営が町村にも同様に拡大したことに伴い、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

7ページをご覧ください。

次に議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定についてであります。

身延町文化芸術振興基金条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

本町の文化活動及び芸術活動の振興に資するために、身延町文化芸術振興基金条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

9ページをご覧ください。

次に議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町印鑑条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能にするために、身延町印鑑条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

11ページをご覧ください。

次に議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布され、新型コロナウイルス感染症の定義について身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

13ページをご覧ください。

次に議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

令和3年度から令和5年度における第1号被保険者に係る保険料率を定めること及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が公布されたことに伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

15ページをお願いいたします。

次に議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。提案理由を申し上げます。

新たに不妊治療休暇を設けることにより、職員の不妊治療に際しての精神的影響の緩和を図り、仕事との両立を支援し、かつ少子化対策の一環としての支援体制を整備するため、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

17ページをお願いいたします。

次に議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

23ページをご覧ください。

次に議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

総務省からの通知により長期継続契約の締結について改正の必要性が生じたことに伴い、身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

25ページをご覧ください。

次に議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

令和3年3月に大河内複合施設（旧大河内小学校）が竣工を控え、同年4月から同施設内に身延地区公民館大河内分館及び身延町地域活動支援センターそよかぜワークハウスを移転するため、身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

27ページをご覧ください。

次に議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

施設管理運営費の増加及び受益者負担の適正化の観点から、入館料の見直し等を行うため身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

31ページをご覧ください。

次に議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町なかとみ和紙の里は、産業の活性化及び地域振興を目的としている施設であることを踏まえ、西嶋和紙の里に名称変更等をするため、身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

33ページをご覧ください。

次に議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定についてであります。

身延町ふれあい会館条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町なかとみ現代工芸美術館について、生活文化向上のための地域拠点として親しみやすい名称へ変更し、美術に特化しない事業を展開するため、身延町なかとみ現代工芸美術館条例の全部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

39ページをご覧ください。

次に議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延山駐車場及び総門駐車場の使用料を無料にするため、身延町町営駐車場条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

41ページをご覧ください。

次に議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特産品振興条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町市之瀬茶加工所の廃止に伴い、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

43ページをご覧ください。

次に議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例

を廃止する条例についてであります。

身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令を廃止する省令が公布されたため、身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

45ページをご覧ください。

次に議案第16号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例についてであります。

身延町文化振興基金条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

当初の目的が達成されたため、身延町文化振興基金条例を廃止する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

47ページをご覧ください。

次に議案第17号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例についてであります。

身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

当初の目的が達成されたため、身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、担当課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第1号から議案第17号までの議案の内容説明を求めます。

議案第1号および議案第6号について、内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明をさせていただきます。

議案説明書1ページをお開きください。

この条例は公職選挙法の一部を改正する法律が制定され、これまで都道府県および市を対象としていた選挙公営が町村にも同様に拡大したことに伴い、新たに制定をするものであります。

この条例の1条では、この条例が制定されたことにより、町議会議員選挙および町長選挙において、条例で定めるところにより町が一定の金額の範囲内で1. 選挙運動用自動車の使用、2. 選挙運動用ビラ作成、3. 選挙運動用ポスター作成においての費用を負担することができる旨について定めております。

第2条では、自動車の公費負担につき6万4,500円に候補者の届け出があった日から投

票日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内において負担することについて定めております。

第3条では、道路交通法に規定する一般乗用旅客自動車運送業を経営する者等との有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないことについて定めております。

第4条では、公費負担の支払いについては、有償契約の締結された業者等に支払うこと、また有償締結された選挙活動用自動車が2台以上ある場合、候補者が指定する1台に限ること。有償締結された選挙活動用自動車が前条に規定する事業経営者以外の者である場合は自動車代1万5,800円、燃料代7,560円、運転手代1万2,500円の合計額に候補者の届け出があった日から投票日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内において負担することを定めております。

第5条では、事業経営者との有償契約と、それ以外の者との有償契約が締結されている場合は、候補者が指定するどちらか一方が公費負担の対象となることを定めております。

第6条、第7条、第8条では、選挙活動用ビラの作成を業とする者と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないこと。また、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に法で定める枚数を乗じて得た金額の範囲内において有償締結した業者に対し支払うことを定めております。

第9条、第10条、第11条では、選挙活動用ポスターの作成においても第7条と同様に届け出が必要となり、ポスター1枚当たりの作成単価525円6銭に掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加え、掲示場の数で除した金額を上限として有償締結した業者に支払うことを定めております。

この3つの経費負担の条件として各々ただし書きが規定されており、候補者にかかる供託物が法の規定により町に帰属することにならない場合に限りです。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案説明書8ページをお開きください。

この条例の一部改正につきましては、身延町職員の勤務時間、休暇等に定められております休暇の種類に不妊治療休暇を加えることにより、職員として働きながら安心して不妊治療が受けられる職場環境を整えるための改正であります。

改正内容であります第1条に「不妊治療休暇」を加え、休暇を取得できる環境を整えます。

第16条を新たに加え、不妊治療による休暇の取得要件および休暇期間等について定めます。また休暇取得にあたっては、任命権者の承認を得ることを定めております。

施行期日は令和3年4月1日です。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第2号、議案第8号、議案第16号および議案第17号について内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について内容の説明をさせていただきます。
議案説明書3ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の制定に至る背景等について、ご説明いたします。

本町では、文化振興や芸術振興に資する基金として、身延町文化振興基金および身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金が設けられております。申し上げた2つの基金は、身延町総合文化会館および身延町なかとみ現代工芸美術館に特化した基金であることから、その条例による目的はこれまでに十分達成されたので、2つの基金を廃止し、新たに本町全般にわたる文化振興、また芸術振興に資する財源を確保するため、身延町文化芸術振興基金を設置しようとするものであります。

条例の内容であります。第1条では基金の設置目的を。第2条では基金への積み立てる額を。第3条では基金に属する現金の管理を。第4条では基金運用益金の処理を。第5条では基金に属する現金の繰替運用を。第6条では基金の処分を。第7条では規則への委任についてそれぞれ規定をしております。

また、附則によりこの条例は令和3年4月1日から施行いたします。

続きまして議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について内容説明をさせていただきます。

議案説明書10ページをお開きください。

提出議案であります本条例の制定に至る背景について、ご説明いたします。

令和2年12月22日付け、総務省自治行政局行政課長から「ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について」の通知がありました。

この通知を踏まえ、現行の身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例においては、地方自治法施行令第167条の17に規定する条例により本町の長期継続契約を締結してまいりましたが、現行の条文では長期継続契約ができる契約内容について、より契約内容を明確にする必要があることから全部改正をするものであります。

11ページをご覧ください。

条例の内容であります。第1条では長期継続契約を締結することができる契約を定める趣旨を。第2条では長期継続契約を締結することができる契約内容を。また、第3条では長期継続契約が締結できる契約期間を。また、第4条では規則への委任についてそれぞれ規定しております。

また附則により、この条例は公布の日から施行し、経過措置によりましては、この条例の施行の前日までに、改正前の身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことといたします。

続きまして議案第16号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について、ご説明をいたします。

議案説明書22ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の廃止に至る背景について、ご説明いたします。

本条例は住民の文化活動および芸術活動の振興を図り、もって身延町総合文化会館の効果的運営に資するために設置された基金条例であります。当初の基金条例設置目的が達成されまし

たので条例を廃止するものであります。

また附則により、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の前日に、現にこの条例による廃止前の身延町文化振興基金条例の規定により設置された基金に属していた現金（またこれらに生ずる果実を含む。）は、この条例の施行の日において、身延町一般会計に属するものとしたします。

続きまして議案第17号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について内容説明をさせていただきます。

23ページをご覧ください。

提出議案であります本基金条例の廃止に至る背景等について、ご説明いたします。

本条例は、なかとみ現代工芸美術館の美術品収蔵に資するために設置された基金条例であります。当初の基金条例設置目的の達成により条例を廃止するものであります。

また附則によりまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の前日に、現にこの条例による廃止前の身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例の規定により設置された基金に属していた現金は、この条例の施行の日において、身延町一般会計に属するものとしたします。

以上、議案第2号、議案第8号、議案第16号、議案第17号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第3号について、内容説明を求めます。

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案説明書の4ページをご覧ください。

改正の背景ですが、町民の利便性向上に資するよう、個人番号カードを用いて行う印鑑登録証明書および住民票の写しのコンビニ交付サービスを、本町では令和3年度中に導入したいと考えております。このコンビニ交付を導入するに当たりまして、現行の印鑑条例では印鑑登録証明書の申請および交付手続きに関する規定が紙ベースの申請書に印鑑登録証を添えて役場に提出していただくことを前提としたものとなっております。コンビニ交付サービスに対応し得る規定を整備するものであります。

次に、主な改正点について説明をいたします。

1点目は印鑑登録証明書の申請手続きに関する規定として、新たに第12条の2を加えます。

この条におきましては、第1項で現行の申請手続き同様、紙ベースの申請書を提出しなければならない旨を規定し、第2項では第1項の紙ベースの申請手続きによらず、印鑑登録をされている方は利用者証明用の電子証明書が記録された個人番号カードを用い、コンビニ交付サービスを利用して申請することができる旨を規定いたします。

続いて主な改正点の2点目ですが、ただいまの新設第12条の2に基づく申請に対し、印鑑登録証明書の交付手続きに関する規定として、現行第13条を改正いたします。

第13条第1項は、紙ベースの申請書が提出された際の証明書の交付手続きを規定していません。

第2項では、コンビニ交付サービスを利用した申請手続きによってコンビニ等に設置された

多機能端末機から出力された証明書については、第1項に定める交付手続きによって交付された証明書であるとみなす旨を規定いたします。

主な改正点は以上の2点です。

この一部改正条例の施行期日につきましては、規則で定める日といたしました。

コンビニ交付サービス導入のための準備作業の進捗状況を見極めて、規則に施行期日を定めてまいります。

現時点では令和3年10月ごろを、そのめどとしております。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第4号および議案第15号について、内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

はじめに議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、内容の説明をさせていただきます。

議案説明書の5ページをお開きください。

本議案を提出した背景等につきましては、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律を令和3年2月13日に施行し、身延町国民健康保険税条例および身延町国民健康保険条例において、新型コロナウイルス感染症の定義として引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことに伴い、同条例に改めて、これまでと変わらない内容で新型コロナウイルス感染症の定義を行うものです。

改正後の両条例は公布の日から施行し、法律の施行日である令和3年2月13日から適用します。

次に議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について、内容の説明をさせていただきます。

議案説明書の21ページをお開きください。

本議案を提出した背景等につきましては、国において農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が公布および施行されたことに伴い、同法で規定されている地方税の課税免除または不均一課税に伴う規定が削除され、固定資産税の課税免除を行う根拠となっていた省令も廃止となったため、効力が失われた当該条例の廃止を行うものです。

以上で、議案第4号および議案第15号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第5号について、内容説明を求めます。

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

それでは議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、内容説明させていただきます。

議案説明書7ページをお開きください。

今回一部改正します条例の背景としましては、介護保険事業計画が3年ごとの見直しを行うことになっており、第8期計画が令和3年を初年度に令和5年を目標年度とする向こう3カ年

を期間とする計画を策定いたしますが、その中において介護保険事業に要する費用に充てるための第1号被保険者、いわゆる65歳以上の保険料についても介護保険法施行令で定める基準に従いまして市町村条例で定めることになっています。

保険料については第8期のサービス見込量に基づき、必要な予定額など3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされており、今回、その第8期の保険料基準額を算定するものです。

一部改正します内容であります。身延町介護保険条例の第2条中、保険料率の1項における保険料の基準額を議案説明書の7ページにあります算定に基づきまして、年額7万9,200円と改め、ちょうど真ん中の太枠にあります金額となり、こちらが区分の第5号にあたり基準となる額であります。

第1号から第5号までの保険料の額は、所得段階ごとの9段階にもあたり、区分とされており、第5号のこの基準額7万9,200円に対し、負担割合の調整率をそれぞれ1号の0.5から9号までの1.7をそれぞれ乗じて得た算出額を、1項にありますような金額を今回、規定いたしました。

第2条中2項から4項については、国が定める第1号から第3号にかかる、いわゆる低所得者に対する保険料の軽減となりますが、これまでも強化を図ってきたところであります。

ここで先ほどの1項で示しています負担率を、さらに介護保険法施行令で定めています割合、第1号から第3号被保険者の保険料率を第1号は0.3、第2号は0.5、第3号は0.7を乗じて算出した金額を向こう3年間規定し、軽減強化を図るものであります。

また、附則第9号1項では、保険料の減免の適用について示されているものであります。このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正する法律が公布されたことを受けまして、これまでもありますが、コロナウイルス感染症の定義を受けまして、今回、合わせて改正するものであります。

なお、施行期日につきましては令和3年4月1日からといたします。

以上、内容説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第7号について、内容説明を求めます。

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

それでは議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案説明書9ページをお願いいたします。

背景等につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されました。この政令により、本町の道路占用料や公共物の使用料を改正するものでございます。道路占用料の額につきましては、令和2年12月に山梨県が改定した県道占用料に準ずるものでございます。

また公共物使用料につきましても、山梨県が改定した県道占用料の単価を準用しているため同様に改正するものでございます。

内容につきましては、身延町公共物管理条例第17条、別表の使用料、23種別中16種別が値上げ、7種別が現行どおりに改正。

身延町道路占用料徴収条例第3条、別表の占用料、49占用物件中36占用物件が値上げ、14占用物件が現行どおりに改正でございます。

なお、施行期日につきましては令和3年4月1日でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第9号、議案第10号、議案第11号および議案第12号について、内容説明を求めます。

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

私のほうからは議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

ページの12ページをお開きください。

まず背景ですが、旧大河内小学校校舎を改修し、身延地区公民館大河内分館・学童保育施設・地域活動支援センター・消防詰所の機能等を集約した施設にする大河内複合施設改修が令和2年度末竣工を控え、関係条例の改正をすることとなりました。

改正内容でございます。

身延町公民館条例につきましては、第2条の表「身延地区公民館大河内分館」の位置を変更として、現行の「丸滝653番地」から新たに改訂後は「丸滝456番地」に変更としたい。

続きまして、身延町地域活動支援センター条例ですが、同じく第2条の表「身延町地域活動支援センターそよかぜワークハウス」の位置を変更し、現行の「丸滝569番地」から改正後「丸滝456番地」とするものでございます。

施行期日については、令和3年4月2日から施行としています。よろしく申し上げます。

引き続きまして議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例についてであります。

ページの13ページをお開きください。

背景といたしましては、木喰上人生誕地丸畑にある資料館で、木喰上人作の仏像やこれに関わる古文書、資料を収集、展示している。建設されてから35年が経過し、収蔵資料燻蒸等の運営経費も増加しております。受益者負担の適正化の観点から、入館料の見直しを図りたいと考えております。

過去5カ年の小中学生等の利用は、そこに記してあるとおりで、今回、小中学生および未就学児の入館料を無料としたいと考えております。

令和2年8月27日付け、「身延町個別施設計画策定に関する提言書（第1次）について」の中で、公共施設在り方検討委員会により指定管理の導入の検討が求められました。

このことによりまして、指定管理による管理を行うため、必要な条文を追加する内容となっております。

あと、入館料につきましては現行一般を200円、小中学生を100円ということで設定させていただいておりましたが、改定後は一般を300円、小中学生児童および生徒、未就学児は無料とさせていただきたいと考えております。

施行期日につきましては令和3年4月1日から施行といたします。

引き続きまして議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について

でございます。

ページの14ページをお開きください。

まず背景ですが、身延町なかとみ和紙の里運営委員会など意見を参考にいたしまして、施設全体の見直しを、検討等を進めて、条例の名称変更など現状に則した内容に改正が必要となりました。

内容についてです。

まず、題名の変更を現行の「身延町なかとみ和紙の里条例」から改正後「身延町西嶋和紙の里条例」に変更したいと考えております。

第1条に同様な追加で、目的になりますけれども、現行が「地域振興に資することを」というところを改正後に「地域振興及び地域文化の継承に資すること」ということを追加したいと考えております。

これに伴いまして、第1条、第2条および第3条の題名の変更に伴いまして、名称の変更を「なかとみ和紙の里」から「西嶋和紙の里」という内容に変えたいと考えております。

最後に別表の変更でございます。

会議室と研修室を有しまして、現行1団体、1日2、100円という規定がございましたが改正後には1時間550円とさせていただきたいと考えております。これにつきましては、現行の利用方法、利用状況、利用内容に即しまして、適正な内容に変えたいということで提案させていただきたいと思っております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行といたします。

最後になります但し議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定でございます。

ページの15ページから17ページに内容を記してありますのでお開きください。

まず背景ですが、身延町なかとみ和紙の里ならびに身延町なかとみ現代工芸美術館にしましては、身延町知識、教養の向上を図り、文化の発展に寄与することを目的に旧中富町において、平成10年5月に設置された施設でございます。

当該施設は設置後20年以上が経過して、その間に本町における人口減少や町財政の取り巻く環境の変化などにより、入館者、入場者の減少や施設の老朽化が進み、今後の施設活用について、和紙の里運営委員会ならびに公共施設在り方検討委員会など関係機関から多くのご意見を頂戴し、和紙の里および美術館の今後の施設活用に向け、協議を進めてまいりました。

中でもなかとみ現代工芸美術館については、これまで美術という専門分野に特化していた用途を変更し、一般への貸館を含めた多様な利用が可能となり、多くの町民がふれあい、集う施設とするために、和紙の里施設全体の指定管理者制度導入も検討しつつ、教育振興等が図れるように身延町なかとみ現代美術館条例の全部を改正し、身延町ふれあい会館条例を制定することといたしました。

主たる内容でございます。

美術に特化しない施設の幅広い活用、貸館などを考えております。

中でも名称の変更および用途変更に伴い、条例の全部を改正させていただきます。

条例上はふれあい会館という名前を使いますが、通称として和紙の里に関連しまして、「みすきふれあい館」を使用し、施設全体の活用促進と地域振興を目指して取り組みを進める予定であります。

あと、指定管理者制度導入を見据え、関連条項を追加いたします。

一般への貸館を想定し、貸館に係る必要な条項を追加します。それに伴い、貸館使用料を追加いたしまして、観覧料の変更等も行っております。

16ページをお開きください。

制定の内容でございます。

1条が設置、2条が名称及び位置、第3条が事業、第4条に職員、第5条に休館日、第6条に開館時間、第7条に使用の許可、第8条に入館及び使用の制限、第9条に観覧料等、第10条に観覧料等の不還付、第11条に観覧料等の減免、第12条に指定管理者による管理、第13条に指定管理者の業務、第14条に損害賠償、第15条に委任。それに伴い附則、別表をつくっております。

関連例規につきましては、参考といたしまして、この条例改正に伴いまして新たに関係例規を改正、廃止、同様にすることとなります。

続きまして、事業につきましてご説明させていただきます。

事業については、第3条でございます。生涯学習振興に関する事業を1号、2号に規定しております。

2号につきましては、貸館事業を第3条3号に事業として捉えております。

その他ということで第3条4号の事業がございまして、利用に際しましては、公益を害し、風俗を乱し、建物またはその附属物を毀損するおそれがあると認められるもの以外について、申請時に内容を聴取して許可決定の判断を行う予定であります。

なお、利用後の利用報告も行い、申請内容等、何もなかったどうか、再度チェックを行う予定でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

料金についてでございます。

まず1番で観覧料でございます。

観覧料につきましては、対象といたしまして第3条の第1号、2号、4号の該当事業と規定しております。一般を500円、小中学生を250円、未就学児を無料とさせていただいて、中学生以上につきましては一般扱いということとしております。

貸館の使用料につきましては、第3条第3号の該当事業といたしまして、1日単位で貸し出しを予定しております。全館とは展示室、エントランスを両方使う場合ということで、町民に貸し出す場合1、100円、町民以外に貸し出す場合は3、300円を想定しております。

また、エントランス、受付のところの部分なんですけど、その部分だけを利用の場合につきましては、町民に550円、町民以外には1、650円という料金を設定いたしております。

あと参考ではありますが、活用事例といたしましては、展示会やら個展、集会、講習会、あと販売、物産展、あと軽スポーツ、小コンサートなど様々な活用ができるようにしたいと考えております。

総じまして、和紙の里関連施設につきましては、令和3年度中に施設状況を精査しまして、全施設を包括した指定管理者制度導入を検討し、できれば令和4年度から指定管理者による運営を考えております。

併せまして、生涯学習施設としての利用も指定管理者と調整しつつ、関係事業の実施や施設整備を随時対応しながら、より一層の地域振興等を図れるよう各種諸施策を講じてまいります。

また、本年度はオープニングイベントや町民等への貸館方法など詳細な周知を行い、より多

くの方の利用を促進してまいりたいと考えております。

以上、議案第9号、10号、11号、12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

申し訳ございません。ページの17ページでご説明いたしました料金のところの観覧料について、ちょっと内容が分かりづらいところがありましたので、もう一度、確認でお話をさせていただきます。

まず①の観覧料で私、一般が500円、小中学生250円、未就学児無料、※で中学生以上は一般扱いと書いてありますが、中学生以上というのは、要は高校生以上ということになります。中学生は250円になりますので、この点について、ここの以上というのは中学生を含まないということでご理解いただけたらと思います。

以上で説明を終了したいと思います。

○議長（柿島良行君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時30分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

ここで中山生涯学習課長から、先ほどの説明資料の訂正について発言の申し出がありましたので、これを許します。

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

先ほどの説明で、お手元の17ページに記載してあります料金のところで、先ほど私のほうで途中で訂正したところですが、資料について、中学生以上は一般扱いという書き方をしておりますので、中学生というものを削除して高校生が一般扱いということに訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第13号について、内容説明を求めます。

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の18ページ、19ページをお開きください。

身延町町営駐車場条例の一部改正に至る背景等について説明をいたします。

身延山駐車場および総門駐車場につきましては、門内商店街、門前町駐車場管理会および身延山観光協会から、身延山・総門駐車場を利用しての商店街等への誘客による観光振興、近隣の無料駐車場との兼ね合いを踏まえ、両駐車場の無料化への移行について要望がありました。

また、門前町駐車場管理会では、両駐車場の管理・運営について、近年の駐車場利用者の減少、コロナ禍による収入の減少により施設管理を行うための財源確保が厳しい状況下もあり、

この状況を打開するための努力を継続し、施設管理を行ってまいりましたが、来期の指定管理に係る指定申請を辞退されました。

以上のことから、町では、駐車場利用者の利便性を図るとともに、より多くの滞在時間を確保し、買い物や散策を楽しんでいただけるよう、また門内商店街等の活性化および今後の身延山観光振興を推進する観点から、両駐車場施設の管理は、身延町観光協会に委託し、両駐車場の無料化を実施する条例改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。第4条第1項中の駐車場の会場時間を「終日」に改め、別表第1を削ります。

第8条中および第15条第2項中「別表第2」を「別表」とし、別表の1身延山駐車場・総門駐車場の車種「大型自動車、中型自動車及び準中型自動車」「普通自動車及び軽自動車」「二輪車」の料金を無料とするものです。

また、施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第13号の内容説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第14号について、内容説明を求めます。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

それでは議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書20ページをご覧ください。

背景等は、下部茶生産組合の解散により身延町市之瀬茶加工場を廃止したことに伴い、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要が生じました。

改正の内容につきましては、身延町特産品振興条例、第2条の表中、身延町市之瀬茶加工場の項を削ります。

次に第8条および第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げます。

次に第14条および第15条を削り、第16条を第12条として、第17条を第13条といたします。

また別表中、身延町市之瀬茶加工場の項を削ります。

施行期日は令和3年4月1日です。

以上のとおり内容説明といたします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

-
- 日程第26 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
日程第27 議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
日程第28 議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第29 議案第21号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について

以上の4議案は指定管理者の指定についてでありますので、一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第18号から議案第21号までをご説明申し上げます。

まず議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についてであります。

身延町大島農林産物直売所の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町大島農林産物直売所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 大島農林産物直売所管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

代 表 者 の 氏 名 会長 名取好巳

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由を申し上げます。

令和3年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。

については、指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についてであります。

身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延駅前しょうにん通り第1駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3072番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第2駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3100番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第3駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3009番地

名 称 身延駅前しょうにん通り第4駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3001番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延駅前しょうにん通り駐車場組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3099番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 望月克博

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

なお、提案理由につきましては、議案第18号から議案第21号まで4議案ともまったく同様でございますので省略とさせていただきます。

次に議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についてであります。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 本栖湖いこいの森キャンプ場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町釜額2035番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 L i n k 3 0 0

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町中之倉2926番地

代 表 者 の 氏 名 赤池宏文

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

次に議案第21号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定についてであります。

身延町みのぶ自然の里の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町みのぶ自然の里

所在地 山梨県南巨摩郡身延町平須238番地1

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 合同会社森の学び舎

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石440番地

代 表 者 の 氏 名 山本芳衣

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第18号について、内容説明を求めます。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

それでは議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について、内容説明をさせていただきます。

今回上程いたします本議案につきましては、身延町公共施設在り方検討委員会により今後の

施設の方向性について検討していただき、身延町個別施設計画策定に関する第1次提言書により引き続き指定管理を導入した上で施設の継続が望ましいとの提言を受けております。

本議案の指定管理期間が本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理について、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき、去る1月21日に本庁舎第1会議室で指定管理者選定委員会を開催しました。町長からの諮問に対しまして、指定管理者にふさわしい団体なのか、5名の選定委員により慎重に審査され、答申をいただきました。

こうした経過を踏まえて、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただきたく、上程するものであります。

身延町大島農林水産物直売所につきましては、町内で生産された農林産物、ならびに加工品を提供することで、生産者、消費者の交流の場として地域の活性化、地産地消の促進、農家の所得の向上に資する施設です。

今回の指定管理申請者は、大島農林産物直売所管理会であります。

身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の指定管理者の選定の特例として、第1項第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し、非公募といたしました。

指定管理期間につきましては、社会情勢や経営状況の変化に素早く対応するため、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、3年の設定といたしました。

以上、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第19号から議案第21号までについて、内容説明を求めます。

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

それでは議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、議案第21号 身延町のふ自然の里の指定管理者の指定について、以上3件について内容説明をさせていただきます。

今回上程いたします議案第19号から議案第21号までの3件につきましては、先ほどの議案第18号の内容説明と同様に、身延町公共施設在り方検討委員会による提言、指定管理者選定委員会による答申の経過を踏まえた議案の上程であります。

それでは議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の施設につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理者候補者の選定の特例として、第1項第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し、公募をいたしませんでした。

身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定ですが、指定管理申請者は身延駅前しょうにん通り駐車場組合です。

主な指定管理の内容につきましては、身延駅前しょうにん通りにあります身延駅前しょうにん通り第1駐車場から第4駐車場までの管理運営を行っていただいております。

地域の活力を活用した運営を行い、安定した運営・経営を続け、利用者の利便性を図っております。

次に議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の施設につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として、第1項第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し、公募をいたしませんでした。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定ですが、指定管理申請者はLink300です。Link300は本栖湖と国道52号を結ぶ国道300号を軸にキャンプ事業を通じて本栖湖西岸から本町への人の流れを促し、地域の活性化を主な目的に地元の人を中心に構成された団体です。

主な指定管理の内容につきましては、キャンプ場や本栖湖でのアクティビティの営業に携わった経験を持ち、運営についてのノウハウを持ったスタッフを擁し、国定公園内のキャンプ場の管理運営等を主に、町内の観光資源を活用した各種体験プログラムや周遊ルート造成等を行い、付加価値を高めた収益性の高い運営を行うとともに、観光振興や地域の活性化に努めていくものです。

次に議案第21号 身延町みのぶ自然の里の施設につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募といたしました。

周知につきましては、町のホームページに掲載する方法を取りました。

申請資格につきましては、町内に本店等の本拠地のある法人、またはその他の団体といたしました。

公募の結果、1団体からの応募があったところです。

身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定ですが、指定管理申請者は合同会社森の学び舎です。

合同会社森の学び舎は、すでに令和元年10月からみのぶ自然の里を利用した各種体験コースを企画し、また峡南地区集客体験、町内の観光施設等と連携したツアーなどを実施している団体です。

主な指定管理の内容につきましては、本町の緑豊かな自然や観光資源を活用し、都市部と農村の地域間交流を促進し、観光客の誘客や町民の憩いの場の提供および新たな雇用の創出を図り、付加価値を高めた収益性の高い運営を行うとともに、観光振興や地域の活性化に努めていくものです。

この3施設の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、それ以後は改めて施設の管理運営方法等について評価、検討を行うこととしました。

以上で議案第19号から議案第21号までの指定管理者の指定に関わる議案の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第30 議案第22号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第22号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

整理番号 N80271

路線名 赤石神社線

起 点 身延町大字夜子沢字日向644番2地先

終 点 身延町大字夜子沢字日向664番3地先

必要な経過地等はありません。

参考といたしまして延長は123.2メートル、幅員は3.4メートルから8.0メートルでございます。

提案理由を申し上げます。

一般県道遅沢静川線の改築に伴う道路区域の見直しにより、町道として認定する必要が生じました。

また、地域住民の利便性を維持する必要があるため、今後は身延町が維持管理するものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、建設課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第22号について、内容説明を求めます。

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

それでは議案第22号 町道路線認定について、ご説明させていただきます。

議案説明書24ページをお願いいたします。

背景等につきましては、今回該当の県道遅沢静川線の改築につきましては、平成22年、県の公共事業評価採択を受け事業がスタートいたしました。測量、調査、設計を経て、平成27年度から平成29年度に用地買収。平成29年度から工事に入り、令和2年度に1期工事が完成いたします。このため、道路区域を見直す必要が生じました。

路線名といたしまして、町道赤石神社線。

起点につきましては、身延町大字夜子沢字日向644番2地先。

終点、身延町大字夜子沢字日向664番3地先。

延長につきましては123.2メートル。

幅員につきましては3.4メートルから8.0メートルでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第31 議案第23号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第23号について、ご説明申し上げます。

峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更についてであります。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、峡南地域教育支援センター共同設置規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由を申し上げます。

峡南地域教育支援センター共同設置規約を変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係普通地方公共団体と協議を行うに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、学校教育課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第23号について、内容説明を求めます。

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

議案第23号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の25ページをご覧ください。

背景といたしまして、市川三郷町、早川町、身延町および富士川町の4町で共同設置している峡南地域教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより学校復帰を支援しているものです。その身延教室が身延地区公民館大河内分館内にあるため、今回、移転することに伴い規約中の所在地を改めるものであります。

内容といたしまして、所在地を定めた規約第4条第2号中で規定している「丸滝653番地」を「丸滝456番地」に改めるものです。

施行期日は、令和3年4月2日からとなっております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

ここで、望月建設課長から資料訂正の申し出がありましたので、これを許します。

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

申し訳ございません。先ほど議案第7号議案説明書で間違いがありましたので、訂正をお願いいたします。9ページをお願いいたします。

内容の一番下になりますが、49占有物件中36占有物件が値上げ、14物件が現行どおりということで説明させていただきましたが、49占有物件中25占有物件が値上げ、7物件が値下げ、17物件が現行どおりに訂正をお願いします。25が値上げ、7が値下げ、17が現行どおりでお願いいたします。大変申し訳ございません。

○議長（柿島良行君）

日程第32 議案第24号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第11号）

日程第33 議案第25号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第34 議案第26号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第35 議案第27号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第36 議案第28号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第37 議案第29号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）

日程第38 議案第30号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第39 議案第31号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

以上の8議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第24号から議案第31号までの令和2年度補正予算8議案について、ご提案を申し上げます。

議案第24号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第11号）

議案第25号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第26号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第28号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第29号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度補正予算案については、以上でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますのでよろしくお願ひい

たします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第24号から議案第31号までの議案の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第24号から議案第31号までの令和2年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第24号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,629万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,843万8千円といたしました。

第2表継続費の補正について説明いたします。

第2表継続費補正により継続費の総額および年度割額を変更いたします。

10款1項教育総務費、身延中学校校舎等建設事業におきまして継続費総額を2億609万6千円から1億6,399万5千円とし、年度割額は令和2年度分を8,832万6千円から7,379万8千円に、令和3年度分を1億1,777万円から9,019万7千円に変更いたします。

第3表繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

第3表繰越明許費補正により、令和3年度への繰越明許事業を変更および追加いたします。

変更する事業につきましては、6款2項林業費、林道改良事業の繰越金を968万円に変更いたします。

緊急自然災害防止対策事業債事業対象工事として、林道三石山線道路改良工事1工区を12月補正で翌年度に繰り越し事業を実施する予定でありましたが、令和2年度の事業採択がされないため当該工事分を減額いたします。

追加する事業につきましては、2款7項国土調査費、地籍調査事業9,357万2千円は、国の第3号補正により令和3年度に実施予定の小田船原第6・相又第1調査区、市之瀬第3・北川第1調査区、下田原第2調査区等について、令和2年度補正予算で予算化し次年度へ繰り越すものであります。

2ページをお開きください。

6款1項農業費、県営土地改良事業2,064万円は、県の繰越事業に伴い所要額を次年度に繰り越すものであります。

8款1項土木管理費、町道用地測量事業2,920万5千円は、地権者の境界確認に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すもので、対象路線は町道田原宮木線であります。

8款2項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業1千万円は、国の第3号補正により社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕設計業務を令和2年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

8款5項住宅費、民間資金等活用事業導入可能性調査事業165万円は、国の第3号補正予算により新たな町営住宅建設に向けて民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託費を令和2年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

10款1項教育総務費、中学校建設事業293万6千円は、中学校新校舎等建設に伴い工事

用道路および通学路拡幅用地の購入にかかる登記事務等に不測の日数を要するため、次年度へ繰り越すものであります。

第4表地方債の補正について、ご説明いたします。

第4表地方債補正により地方債の限度額を変更および追加いたします。

過疎対策事業債は限度額を4,620万円減額し、補正後の限度額を1億7,820万円といたしました。

旧合併特例事業債は限度額を3,960万円減額し、補正後の限度額を4億1,010万円といたしました。

3ページをお開きください。

緊急自然災害防止対策事業債は限度額を3,660万円減額し、補正後の限度額を1億9,320万円といたしました。緊急防災・減災事業債は限度額を1,210万円減額し、補正後の限度額を2,460万円といたしました。

減収補てん債は限度額を1,740万円といたしました。これは新型コロナ禍による地域経済低迷にかかる減収を補てんするものであります。対象税目は地方消費税交付金分970万円ほか記載のとおりであります。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

1款町税は、町税全体で4,510万円減額いたしました。主な理由としては、新型コロナ禍の地域経済低迷にかかる町税収入見込みに伴い、減収傾向にある町税について減額いたしました。

減額した税目は町法人税法人割分3,730万円、町たばこ税300万円、入湯税480万円であります。

2款地方揮発油譲与税から10款地方特例交付金は、年度内収入見込み等に基づき予算額を増減いたしました。

13款分担金及び負担金は、保育施設利用者負担金および広域入所児童施設型給付負担金の実績に応じて児童福祉費負担金を減額するとともに、学校給食費負担金についても年度実績により減額いたしました。

4ページをお開きください。

14款使用料及び手数料は各公共施設使用料等に基づき増減いたしました。

15款国庫支出金2,328万4千円の減額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み予算額を増減し、特に15款2項4目1節住宅費補助金に新たな町営住宅建設へ向けて調査・研究するため、民間資金等活用事業調査費補助金165万円を計上いたしました。

また2節土木費補助金では、当初予算において橋梁長寿命化事業の財源として計上した社会資本整備総合交付金は、国の補助メニューの変更により道路メンテナンス事業費補助金とし歳入予算を組み替えました。

16款県支出金4,673万6千円の増額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み、予算額を増減いたしました。

2項県補助金のうち総務費県補助金、地籍調査費補助金6,635万5千円の増額は国の第3号補正予算により増額し、令和3年度への繰越明許事業の財源といたします。

18款寄附金1,676万1千円の増額のうち、一般寄附金は前澤友作氏による自治体応援寄附金500万円を計上いたしました。中学校建設事業に活用する予定であります。

指定寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みにより1,176万1千円を増額いたしました。

19款繰入金2億4,887万9千円を減額いたしました。まちづくり振興基金等の特定目的基金繰入金は財源充当された歳出予算の決算を見込み減額いたしました。財政調整基金繰入金2億1,773万9千円の減額は、普通交付税および繰越金の確定等によるものであります。

21款諸収入は、町預金利子や諸施設の売上金の収入見込みによる増減をいたしました。

5ページをお開きください。

特に教育費雑入のうち、文化振興基金廃止に伴う精算金840万5千円およびなかとみ現代工芸美術館美術品購入基金廃止に伴う精算金395万円を計上いたしました。

なお、この2つの基金精算金は令和3年度創設する身延町文化芸術振興基金の原資といたします。

申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。21款町債を22款町債に訂正願います。

22款町債1億1,710万円減額いたしました。町債の増減につきましては、第4表地方債補正で説明したとおりであります。

続いて、歳出予算の主な増減の要因をご説明いたします。

歳出の補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき予算額を増減したものであります。

2款総務費では、1項1目一般管理費に更生保護施設山梨以徳会全面建替市町村負担金24万円を計上いたしました。

4項選挙費627万8千円の減額は、町長選挙が無投票であったため減額したものであります。

7項国土調査費9,357万2千円の増額は、先ほどご説明したとおり国の補正予算により令和3年度に実施予定の小田船原第6ほか、それぞれの調査区について令和2年度補正予算で予算化しまして次年度で事業を実施するものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費4,740万2千円の減額のうち高齢者福祉費1,940万円の減額は、主に養護老人ホーム入所者措置費等の減額によるものであります。

障害者福祉費1,836万9千円の減額は、障害福祉サービス費事業費、重度心身障がい者医療費等の減額によるものです。

2項児童福祉費において、児童福祉総務費1,444万3千円を減額いたしました。久那土保育所園舎改修工事費や子育て支援医療助成費等の減額であります。

6ページをお開きください。

学童保育費1千万円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防による学童保育開所日の日数の減少によるものであります。

6款農林水産業費では、農業土木費2,664万円を減額し、主な要因は中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金の減額によるものです。

2項林業費のうち林業振興費において、有害鳥獣捕獲奨励金を捕獲実績により70万円増額いたしました。これはシカ50頭分です。

また、森林環境事業費380万9千円の減額は、森林所有者意向調査および準備業務の減少等によるものであります。

林業土木費1, 959万5千円の減額は、特に緊急自然災害防止対策事業債事業として、対象事業として予算化しました林道三石山線道路改良工事1工区が令和2年度における事業採択がされたため、当該工事分を減額したものであります。

7ページをお開きください。

8款土木費では、5項住宅費のうち住宅管理費において民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託費165万円を計上し、令和3年度に繰越明許といたします。

9款消防費では、1項防災費のうち防災事業費は危機管理訓練業務委託費294万8千円の減額、国土強靱化計画策定業務委託費605万円の減額および防災備蓄品等の入札差金等による609万4千円の減額であります。

10款教育費では、1項2目事務局費においてスクールバス運行業務委託費1,490万円およびタブレット購入費482万2千円等を減額いたしました。

3目施設整備費3,445万1千円の減額は、細目の2中学校建設事業費1,587万1千円および細目の3大河内複合施設整備事業費1,858万円を入札差金等により減額したものであります。

8ページをお開きください。

13款諸支出金のうち、1項16目教育施設整備費基金に前澤友作氏からの自治体応援寄附金500万円を中学校建設事業の財源として積み立てました。

次に議案第25号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,806万3千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和2年度の決算を見込み、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積み立て予算といたしました。

10ページをお開きください。

議案第26号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,752万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,867万1千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和2年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算といたしました。

11ページをお開きください。

議案第27号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,413万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,492万6千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和2年度の決算を見込み、歳入歳出予算について増減し、特に前年度繰越金により当初予算に計上していた介護保険給付費支払準備基金繰入金3,493万4千円を減額するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、新たに同基金に1千万円を積み立てる予算といたしました。

13ページをお開きください。

議案第28号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,712万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,459万8千円といたしました。

第2表地方債の補正について、ご説明いたします。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

簡易水道事業債の限度額を180万円増額し、補正後の限度額を5,770万円といたします。これは事業実績に伴い、中富西部簡易水道事業への充当額を390万円減額し、下山簡易水道事業については570万円増額充当するものであります。

また、過疎対策事業債の限度額を400万円減額し、補正後の限度額を2,300万円といたしました。これは事業実績に伴い、中富西部簡易水道事業への充当額を400万円減額するものです。

補正予算の主な要因は、令和2年度簡易水道事業、簡易水道建設事業の決算を見込み、所要財源を見直し、予算化したものであります。

14ページをお開きください。

次に議案第29号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,151万4千円といたしました。

第2表地方債補正について、ご説明いたします。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。下水道事業債の限度額を60万円減額し、補正後の限度額を490万円といたします。これは公営企業会計移行基礎調査業務の実績により下水道債、下水道事業債限度額を60万円減額するものです。

また、補正予算の主な要因は、令和2年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれの事業を精査し予算の増減をいたしました。

15ページをお開きください。

議案第30号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億66万7千円といたしました。

第2表地方債補正について、ご説明いたします。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

下水道事業債の限度額を170万円減額し、補正後の限度額を900万円といたします。これはストックマネジメント実施計画策定業務および公営企業会計移行基礎調査業務の実績により下水道事業債限度額を170万円減額するものです。

また、補正予算の主な要因は、令和2年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれの事業を精査し、歳入歳出予算の増減および財源組み替えの予算措置をいたしました。

16ページをお開きください。

議案第31号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算総額は753万1千円であります。

補正予算の要因は、新型コロナウイルス感染症対策による使用料免除にかかる県補助金の確定により、下部奥の湯温泉事業基金と財源組み替えを行う予算といたしました。

以上で議案第24号から議案第31号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第40	議案第32号	令和3年度身延町一般会計予算
日程第41	議案第33号	令和3年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第42	議案第34号	令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第43	議案第35号	令和3年度身延町介護保険特別会計予算
日程第44	議案第36号	令和3年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第45	議案第37号	令和3年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第46	議案第38号	令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第47	議案第39号	令和3年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第48	議案第40号	令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第49	議案第41号	令和3年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第50	議案第42号	令和3年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第51	議案第43号	令和3年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第52	議案第44号	令和3年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第53	議案第45号	令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第54	議案第46号	令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第55	議案第47号	令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第56	議案第48号	令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第57	議案第49号	令和3年度身延町西鳴財産区特別会計予算
日程第58	議案第50号	令和3年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第59	議案第51号	令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第60	議案第52号	令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の21議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第32号から議案第52号までの令和3年度当初予算21議案についてご提案を申し上げます。

議案第32号 令和3年度身延町一般会計予算

議案第33号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計予算

議案第34号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 令和3年度身延町介護保険特別会計予算

議案第36号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計予算

議案第37号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計予算

議案第38号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

議案第39号 令和3年度身延町下水道事業特別会計予算

議案第40号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

以上9議案。

また議案第41号 令和3年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算から議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算までの12議案につきましては、各財産区特別会計予算であります。

令和3年度当初予算案につきましては、以上21議案でございます。

なお、議案第41号から議案第52号までの財産区特別会計予算につきましては、内容説明を省略させていただき、議案第32号から議案第40号については財政課長より内容説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

議案第32号から議案第40号までの内容説明を求めます。

なお、配布してあります議案内容説明省略議案により議案第41号から議案第52号についての内容説明は省略します。

それでは、議案第32号から議案第40号まで一括して内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第32号から議案第40号までの、令和3年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第32号 令和3年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,850万円といたしました。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

過疎対策事業債は1億9,370万円、辺地対策事業債は1,100万円、旧合併特例事業債は3億1,160万円、臨時財政対策債は2億8千万円、緊急防災・減災事業債は2,560万円、緊急自然災害防止対策事業債は1千万円といたします。

以上、令和3年度地方債の限度額総額は8億3,190万円となり、各起債目的についての充当事業は資料にあるとおりであります。

2ページをお開きください。

歳入予算について、ご説明いたします。

1款町税は、町税全体で前年度に対して0.5%減の13億221万3千円を見込みました。

予算編成にあたり個人町民税、法人町民税については人口減少、地方における雇用情勢の厳しさを新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の低迷等から、前年度から7,034万5千円の減といたしました。

固定資産税については、工業団地内の株式会社キーテックおよび岐阜プラスチック工業株式会社による設備投資の増加等に伴い、前年度から7,950万円の増といたしました。

軽自動車税については、新型コロナウイルス感染症にかかる景気低迷により新規登録者数の減少等により、環境性能割分と合わせて前年度から145万円の減といたしました。

たばこ税は、喫煙者の減少等を見込み前年度から800万円の減とし、入湯税は新型コロナウイルス感染症による不要不急の外出の自粛等により、観光客等の減少に伴い661万円の減といたしました。

2 款地方税から 1 2 款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。

特に本町の主要な一般財源として、1 1 款地方交付税は 3 6 億円を計上いたしました。

なお、令和 2 年度と同額を当初予算に計上いたしましたが、令和 3 年度は令和 2 年 1 0 月 1 日を基準とする国勢調査の人口世帯数等が算定基礎数値となることから、補正予算対応の保有財源は減少となる見込みであります。

1 3 款分担金及び負担金は、児童・社会福祉施設等の施設利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

1 4 款使用料及び手数料は、各公共施設使用料および窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

1 5 款国庫支出金のうち国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、道路メンテナンス事業補助金 3, 8 1 9 万 2 千円は橋梁長寿命化事業に、地方創生道整備推進交付金 1, 5 0 0 万円は町道改良事業に、3 ページをご覧ください、学校施設環境改善交付金 2 千万円は身延小学校グラウンド整備事業費にそれぞれ充当いたします。

1 6 款県支出金のうち、県補助金は国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。主な補助金の内容は資料にあるとおりであります。

また、県委託金は統計委譲事務等の委託金を計上し、統計調査費委託金の主な統計調査費として、経済センサス調査業務委託費 1 2 0 万 5 千円等を計上し、選挙費委託金は衆議院議員選挙費委託金 1, 2 0 0 万円を計上、土木費委託金は都市計画区域基礎調査委託金 1 1 0 万 8 千円を計上いたしました。

1 7 款財産収入は、町有財産の土地建物等の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

1 8 款寄附金は一般寄附金および指定寄附金を計上し、指定寄附金はふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

1 9 款繰入金 7 億 4, 7 2 8 万 3 千円は、各基金から用途に応じて繰入所要額を計上いたしました。

なお、各基金の充当事業については、資料にあるとおりでございます。

4 ページをお開きください。

2 0 款繰越金は、前年度繰越金として 3 億 2, 1 5 5 万 5 千円を見込みました。

2 1 款諸収入は、町預金利子や町施設の売上金等の雑入、所要額を見込みました。

2 2 款町債は町債全体で 8 億 3, 1 9 0 万円を計上し、町債充当事業等につきましては、第 2 表地方債で説明したとおりでございます。

歳出について、ご説明いたします。

1 款議会費 7, 5 1 2 万 2 千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。特に令和 3 年度町議会議員改選に伴った諸費用を計上するとともに、新規に議会用タブレット導入経費 1 8 1 万 3 千円を計上いたしました。

2 款総務費に 1 9 億 2, 6 9 0 万 3 千円を計上いたしました。

1 項総務管理費 1 4 億 2, 6 2 1 万 2 千円のうち広聴広報費において、町からの情報発信として「広報みのぶ」の発行やホームページ関連経費を計上し、町オフィシャルマスコットキャラクター関係経費 9 5 5 万 3 千円を計上いたしました。

5ページをお開きください。

財産管理費は本庁舎、簡易郵便局および未利用施設の建物および町有地の維持管理や町有バスを含む公用車集中管理関係経費を計上いたしました。

企画費では、過疎地域の持続的発展の支援に関する計画策定支援業務および第2次総合計画後期基本計画策定支援業務、ならびに企業誘致候補地調査業務委託に係る所要額を計上するとともに、ふるさと納税に対する返礼品に係る関係経費を計上いたしました。

バス運行対策費は、デマンドバス運営負担金や町営バスの運行経費などの地域公共交通に係る所要額9,345万8千円を計上いたしました。

まち・ひと・しごと創生事業費は、総額2億6,915万1千円といたしました。特に子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともに、あけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、また交流人口の増加を促進する予算とし、身延町の魅力を町外に発信することに充実させた予算といたしました。また新規事業として、令和3年度から乳幼児オムツ助成制度を導入いたしました。

2項徴税費に1億9,927万3千円を計上いたしました。特に2目税務総務費において、身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例に基づき、固定資産税過年度還付分として1億419万3千円を計上いたしました。

また、新たな納税システムとして令和3年度からクレジットカード支払いシステムを導入する経費81万2千円を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費5,050万5千円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

特に令和3年度新規事業として住民票、印鑑証明のコンビニ交付事業を導入する経費548万6千円を計上いたしました。

4項選挙費4,296万6千円の計上のうち、衆議院議員選挙費は選挙執行経費1,722万2千円を計上し、身延町議会議員選挙費は選挙執行経費2,517万4千円を計上いたしました。

3款民生費に21億3,311万8千円を計上いたしました。1項社会福祉費15億8,093万7千円のうち、社会福祉総務費は民生委員活動費や社会福祉協議会補助金などの町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、高齢者福祉費は高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金および老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

障害福祉費は、障がい児や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

7ページをお開きください。

2項児童福祉費5億5,218万円のうち、児童福祉費は子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上し、特に子育て支援医療費助成として18歳までの医療費無料化や、ひとり親家庭への医療費助成などの扶助費を2,440万4千円計上し、新規事業として各保育所および学童保育所に非常用通報システム導入事業費として463万円を計上いたしました。

また、常葉保育所給排水設備改修工事費として611万3千円を計上いたしました。

常葉保育所、久那土保育所、静川保育所、原保育所の管理運営費を計上するとともに、特定教育・保育施設費として私立保育園の下山立正保育園ほか4園および認定こども園の大野山保

育園ほか3園へ保育業務委託費として1億7,771万円を計上し、子どもたちの保育環境の整備の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業費は、病児・病後児保育事業費として63万円を計上するとともに、認定こども園の大野山保育園における地域子育て支援拠点事業に対する補助金827万円を計上いたしました。

4款衛生費に8億4,882万6千円を計上いたしました。1項保健衛生費3億2,433万3千円のうち予防費は生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう特定健康診査等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るため従来の高齢者予防接種、ならびに一定の年齢に該当する男性を対象とした風しん抗体検査等の予防接種事業費を計上いたしました。

8ページをご覧ください。

環境衛生費には、新たに令和3年度から町が実施することになった一般家庭ごみ収集運搬業務委託費3,743万6千円を計上いたしました。

2項衛生費1億9,905万2千円の計上は、峡南衛生組合負担金1億9,335万1千円および山梨西部広域環境組合負担金570万1千円を計上するものです。

6款農林水産業費に3億2,721万7千円を計上いたしました。1項農業費2億4,002万5千円のうち農業委員会費は農業委員、農地利用最適化推進委員で構成される農業委員会の運営経費を計上し、農業振興費は優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上いたしました。

特に下部農村文化公園施設改築に向けて、工事設計業務委託費894万3千円を計上いたしました。

農業土木費は、農業基盤整備に向けて、中山間地域総合整備事業、身延北部、南部地区県営湛水防除事業、西嶋排水機場および八日市場排水機場の機械設備更新事業、特産農産物生産支援整備事業等の事業費を計上いたしました。

9ページをお開きください。

2項林業費8,719万2千円のうち、林業振興費ではシカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲、ならびに猟友会活動経費を計上し、森林環境譲与税による事業として経営管理権集積計画策定業務および全体計画意向調査策定業務事業費1,741万3千円を計上いたしました。

また林業土木費は、生活基幹林道三石山線や富士見山線の維持管理事業費4,465万6千円を計上いたしました。

7款商工費に1億2,449万2千円を計上いたしました。

1項商工費3,469万2千円のうち、本年度予算に地場産業である西嶋和紙の普及啓発を図るため、手すき和紙移動体験車導入補助金385万1千円を計上いたしました。

2項観光費8,980万円のうち、特に令和3年度から仲町総門駐車場の使用料無料化に伴い同施設の指定管理による管理を施さず、新たにトイレ管理費および両駐車場管理費を計上いたしました。また、本栖湖いこいの森キャンプ場管理費において同施設の使用範囲拡大を図るため、同施設周辺の測量業務委託費172万円を計上いたしました。

8款土木費に8億1,484万6千円を計上いたしました。

2項道路橋梁費3億1,095万6千円のうち、10ページをお開きください、道路橋梁維持費は町道管理として新規に道路台帳、GIS構築業務事業費3,696万円を計上し、新た

な町道台帳を整備いたします。道路橋梁新設改良費1億8,789万3千円は、町道大道市之瀬線、町道塩之沢椿線、町道静川大須成曙線、町道大庭工業団地線、町道本町大沼線の改良工事および新宇野尾トンネル照明改良工事費等を計上いたしました。道路メンテナンス事業費6,624万円は、橋梁長寿命化事業に取り組み、工事請負費として堂の入橋、峽香橋、観音橋、矢細工橋の橋梁修繕工事費を計上いたしました。

4項都市計画費285万4千円のうち、令和3年度は都市計画基礎調査業務委託費、身延都市計画区域であります221万7千円を計上いたしました。

5項住宅費9,800万1千円は、町営住宅の西嶋団地をはじめとする14団地および町有住宅の相又団体を維持管理する所要額を計上し、特に令和3年度は八日市場団地および町有相又団地において浴室改修工事等を計上し、梅平団地の解体工事費の所要額等を計上いたしました。

また、令和4年度から10年間を計画期間とする公営住宅等長寿命化計画改定業務委託費447万7千円も計上いたしました。

11ページをお開きください。

消防費に2億738万1千円を計上いたしました。

1項消防費1億2,022万9千円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬および出勤手当、分団運営交付費、各分団詰所等の維持管理費を計上し、特に令和3年度において消防団員活動装備として雨具を全団員に配備するため、699万2千円を計上いたしました。

また、消防団施設管理費において身延第3分団第4部（小田船原地内）、消防詰所新築工事設計業務委託費および身延第4分団第7部（丸滝）、ならびに下部第1分団第3部（下部）機庫設置工事費を計上いたしました。

消防施設費は、普通消防積載車1台、軽消防積載車2台、可搬式消防ポンプ4台を整備する所要額を計上いたしました。

3項防災費8,687万円のうち、防災費は大規模災害時の発生に備え、災害時用備蓄品等購入に係る所要額、ならびに防災無線設備の維持管理費を計上し、避難所機能強化事業として蓄電池、ソーラーパネル22セットおよび灯光器58台購入費1,020万6千円を計上いたしました。

10款教育費に13億4,779万5千円を計上いたしました。

1項教育総務費5億6,422万円のうち、事務局費は学校統合に伴う通学対策費や児童生徒の遠距離通学に対する補助金、教育研修センターの維持管理費や児童生徒の総合的な学力向上を目的とした向学館の開設経費、イングリッシュキャンプ事業費、芸術鑑賞会の開催費等の所要額を計上するとともに、令和3年度から導入される県統合型校務支援システム事業に対する負担金142万9千円を計上いたしました。

施設整備費は、令和3年度主要事業推進予算として中学校建設事業費1億1,620万円、大河内複合施設整備事業費6,414万1千円、健康増進施設建設事業費1億2,667万2千円等を計上いたしました。

2項小学校費2億4,506万3千円のうち、12ページをお開きください、学校管理費は身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校における学校管理費等の所要額を計上し、教育振興費では特に教師用デジタル教科書の導入費やプログラミング教育事業に取り組む予算を計上いたしました。

教育委員会学校管理費は、学校施設整備費として身延小学校校内放送設備取替修繕費136万7千円およびグラウンド整備事業費1億2,591万3千円を計上いたしました。

3項中学校費4,907万8千円のうち、学校管理費は身延中学校における学校管理運営費等の所要額を計上し、教育振興費では教師用のデジタル教科書の導入やプログラミング教育事業に取り組む予算を計上いたしました。

5項文化振興費2億776万2千円のうち、13ページをお開きください、和紙の里費は施設の維持管理費および西嶋和紙の里蔡倫書道展実行委員会補助金や紙漉きの各種イベントに係る所要額を計上し、本年度から現代工芸美術館をふれあい会館に改め、施設管理および新たな展覧会開催等の運営事業費を計上いたしました。

6項保健体育費6,686万6千円のうち、体育施設費は町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート等の維持管理に係る所要額を計上し、特に町民体育館の施設長寿命化事業として施設改修、床等の工事費1,970万7千円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

12款公債費5億1,366万5千円の計上は、長期借入金、元利償還金および一時借入金利子の計上であります。

13款諸支出金に2,672万6千円を計上いたしました。

1項基金費2,672万6千円のうち、財政調整基金ほか17基金の元金及び利子を積み立てる所要額を計上し、令和3年度には文化芸術振興基金を新設し、令和2年度末で文化振興基金およびなかとみ現代工芸美術品購入基金を廃止した予算計上といたしました。

続いて議案第33号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,006万4千円といたします。

県が保険者となり財政運営の主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険税の賦課・徴収および保健事業に係る歳入歳出予算といたしました。

特に国保被保険者の医療費適正化や保健事業の取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化に考慮した予算といたしました。

次に議案第34号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,635万5千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

議案第35号 令和3年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,853万9千円といたしました。

15ページをお開きください。

介護保険制度を円滑に実施するため、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

議案第36号 令和3年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,065万2千円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施するための予算といたしました。

議案第37号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ7億4,498万6千円といたしました。

簡易水道事業の適正な運営を図り、安全な飲料水の確保および安定供給に努めた予算といたしました。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

簡易水道事業債を8,770万円とし、過疎対策事業債を6,360万円といたします。

以上、令和3年度地方債の限度額総額は1億5,130万円となり、各起債の目的についての充当事業は資料にあるとおりでございます。

主要事業について、ご説明いたします。

令和3年度の簡易水道事業建設費において2億3,766万4千円を計上し、中富西部簡水（矢細工地内）の配水管布設工事、配水池築造工事、舗装・本復旧工事等を実施いたします。また公営企業会計移行に備えた業務委託費として1,895万3千円を計上いたしました。

議案第38号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,724万6千円といたしました。

農業集落排水施設（梅平地区）、小規模集合排水施設（北川地区）、戸別浄化槽整備施設の維持管理に係る所要額の予算といたしました。

16ページをお開きください。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

下水道事業債を210万円といたします。起債充当事業は、公営企業会計移行業務事業であります。

議案第39号 令和3年度身延町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億910万8千円といたしました。

中富下水道施設、帯金塩之沢下水道施設、角打丸滝下水道施設ほか、それぞれの施設の維持管理に係る所要額を予算額といたしました。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

下水道事業債を2,570万円といたします。起債充当事業は資料にあるとおりです。

主要事業について、ご説明いたします。

令和3年度は、下水道事業の公営企業会計移行に備え固定資産調査を実施するとともに、令和元年度に策定したストックマネジメント全体計画により電波法改正に伴う中央監視設備等のデジタル化改修事業予算といたしました。

議案第40号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,268万3千円といたしました。

下部奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算とし、令和3年度において源泉井戸洗浄口工事費2,874万3千円を計上し、事業の実施によりまして施設の安定的な稼働、ならびに揚湯量や水位等を確保する予算といたしました。

以上で議案第32号から議案第40号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第6 1 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

なお、本件は一身上に関わる件ですので保坂教育長の退席を求めます。

（ 退 席 ）

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第1号について、説明を申し上げます。

身延町教育委員会教育長の任命についてであります。

身延町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大野2 1 4番地

氏 名 保坂新一

生年月日 昭和28年9月23日

提案理由を申し上げます。

令和3年3月31日に教育長の任期が満了するので、その後任教育長を任命する必要が生じました。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、別紙議案説明書26ページをご覧くださいと思います。

提案理由は申し上げたとおりでございます。

内容の背景等について、ご説明申し上げます。

3行目の2段落目をご覧ください。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されております。

次に内容についてですが、保坂教育長は、昭和53年4月から平成26年3月まで、山梨県内の各小中学校に勤務され、教員として永年児童教育にたずさわり、鈴木前教育長辞職後の平成31年4月1日から本年3月31日までの2年間、教育長を務めていただいております。教育長としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、人格は高潔であり、教育長として適任者

であるので再任をお願いするものであります。

なお、任期は本年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

保坂新一氏の教育長の再任につきまして、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで保坂教育長は入場してください。

（ 入 場 ）

日程第62 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第63 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

以上2案件は、財産区管理委員の選任案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第2号、同意第3号についてご説明申し上げます。

まず同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

住 所 身延町中ノ倉2234番地

氏 名 赤池弘行

生年月日 昭和21年5月20日

住 所 身延町根子2648番地

氏 名 赤池明

生年月日 昭和25年4月25日

住 所 身延町根子490番地

氏 名 小林正仁

生年月日 昭和23年5月9日

住 所 身延町釜額528番地

氏 名 赤池一博

生年月日 昭和24年1月1日

住 所 身延町釜額784番地

氏 名 赤池寿一

生年月日 昭和39年1月4日

住 所 身延町大磯小磯3658番地

氏 名 内藤三男

生年月日 昭和29年6月12日

住 所 身延町八坂325番地

氏 名 今福益行

生年月日 昭和14年2月19日

提案理由を申し上げます。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和3年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を、同じく求めるものでございます。

記

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

住 所 身延町杉山1779番地

氏 名 小林喜隆

生年月日 昭和36年10月17日

住 所 身延町常葉6159番地

氏 名 小林忠弘

生年月日 昭和10年10月12日

住 所 身延町常葉2286番地

氏 名 渡邊昇

生年月日 昭和17年4月20日

住 所 身延町常葉6817番地

氏 名 佐野眞

生年月日 昭和16年3月10日

住 所 身延町清澤951番地

氏 名 渡邊治朗

生年月日 昭和30年2月23日

住 所 身延町大炊平424番地

氏 名 渡辺清人

生年月日 昭和22年5月18日

住 所 身延町湯之奥280番地

氏 名 望月宣仁

生年月日 昭和46年1月2日

提案理由を申し上げます。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和3年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については人事案件のため内容説明は省略します。

日程第64 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、諮問第1号について提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町相又498番地2

氏 名 市川司

生年月日 昭和31年4月3日

提案理由を申し上げます。

令和3年6月30日に市川司委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

なお、詳細につきましては、先ほどの議案説明書の27ページでございますので、のちほどご確認をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については人事案件のため内容説明は省略します。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

令和 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

令和3年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和3年3月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	伊藤雄波	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

2番	伊藤達美	12番	川口福三
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが、広報編集委員会赤池委員長から広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

また、伊藤達美議員、川口福三議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

次に広報編集委員長から議会広報編集のための写真撮影の申し出がありました。これを許しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君から欠席届が提出されておりますので、伊藤達美君の一般質問は行いません。

それでは通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

やはりマスクを外すと相当飛沫が飛ぶようですので、マスクをしたままにしたいと思います。伊藤達美君の突然の入院で一番バッターを引き受けることになりましたけども、トップバッターと二番バッターの違いはかなり、責任が違いますので、ちょっと戸惑っておりますけれども一般質問を始めたいと思います。

新型コロナウイルスの通称はCOVID-19ですけども、これはWHOが名付けた通称でCOVIDの最初のCOがコロナ、COVIDのVIがウイルス、Dは疫病という意味の英語、Diseaseの頭文字ということで、19は2019年に発生した、感染症が発症したということで19になっていると、こういう意味だそうです。

おとしですか、中国の湖北省武漢で発症が確認され、昨年2020年の1月からクラス

ターが発生するという一方で、大変世界中に拡大しコロナのパンデミックを引き起こしたとみられています。

3月3日現在の世界の感染者数は1億1,446万1,199人、死者は253万9,235人ということで、まさにパンデミックが起きている状況でございます。

感染症は人の移動によって広がるというのが常識で、2020年の世界の旅行者は14億人と言われておりますけれども、日本でもインバウンドと呼ばれる多くの外国人旅行者、特に中国からの旅行者が多く、非常に世界に急速に拡大したというのはご存じのとおりであります。

日本の菅総理は、東京オリンピック・パラリンピックの開幕のための切り札のように言っておりましたけれども、ワクチン接種もワクチンそのものの需給が大変心配される状況でありまして、いまだに自治体の接種日程など、そういう計画が立てられないという、そういう情けない状況になっております。

政府はワクチン担当大臣として行政改革担当大臣だった河野太郎氏を任命しましたけれども、ワクチンの供給については、ファイザーとの秘密保持契約によって確定的なことは言えないということを言っておまして、非常に地方自治体には大きな負担になっております。

国が金を出さずにしても、自治体がすべての作業を、業務を行うという、そういう状況ですので、非常に本町でも大変なご苦勞をされていることだと思います。担当する福祉保健課の皆さんも大変ご苦勞されていることだと思いますけれども、そういうことを踏まえて、ただいまから質問をさせていただきます。

アメリカの大手製薬メーカーファイザー社が昨年12月18日に厚労省に薬事法に基づく承認申請を行い、今年の2月14日には短期間での特例承認ということになりました。

通常は、薬剤の開発については、短いもので5、6年、長ければ10年以上を費やすというふうな、そういういろんな試験を経過して承認されることが多いわけですが、今回は特にワクチンの供給が急がれることによって、短期間での特例承認ということになりました。

当初は、医療従事者を優先して、次に65歳以上の高齢者、それから基礎疾患がある人、最後に一般の国民に接種するという予定でした。しかし、医療従事者の接種者を当初300万人と見積もっていたのが、接種が始まると約100万人の増加が見込まれるとして470万人くらいが接種するのではないかとということで、こちらでもワクチンの供給が非常に急になるということになりました。しかし、なかなかファイザーの生産能力と、それからEUとの調節が必要であるということから、ワクチンの供給はますます遅れることになりそうです。

それからファイザー社だけでは間に合わないということで、イギリスのアストラゼネカとかアメリカのモデルナのワクチンの導入も決めたようですが、こちら承認手続きがいつになるのか不明です。

政府の方針が二転三転しているために、全国の自治体から不安の声が充満している状態ですが、本町への説明は十分に行われているのでしょうか。いつ、どこで、どんな説明会が何回行われましたのかについて、お聞きします。また、本町からはどのようなスタッフが参加したのでしょうか。オンラインでの説明会だと思いますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

これまでにワクチン接種に向けて、国の説明会を12月末、1月末に1回ずつ、2月中旬に1回、合わせて計3回、それぞれインターネットを介してオンラインによる自治体向けの説明会が行われています。その説明会では、接種体制確保として接種体制・流通体制の構築、市町村・都道府県における準備や体制例、情報管理を行うシステムの機能や各ワクチンの取り扱いなどがこれまでの説明会で話がされてきます。その都度、福祉保健課長、福祉保健課の感染症の担当者が参加して聞いてきました。

なお、第4回を同様な方法で3月中に開催を予定しているようです。本町においては、その説明会でもありましたが、国のスケジュールに基づき準備を進めております。県が中心となります医療従事者等への接種が2月中旬から始まっておりますが、ワクチン接種の優先順位により、高齢者向けの接種を4月以降、始めるにあたり、3月下旬以降には接種券等を高齢者宅へ郵送し、接種を希望します方々からの予約を受け付け、約2カ月ほどかけて高齢者の接種を打ち終える予定になっています。一部、同時進行する中で基礎疾患がある方々等を優先に、その後、65歳未満の一般の方々にも郵送し、速やかな接種を予定しています。

国は、接種期間を来年2月末までに接種を終えるよう考えているようです。あくまでも現在の国で示されていますスケジュールに基づいてのもので、国のワクチンの供給量などにもよりますが、接種が予定どおり進んでいくのか今後の分配量によるものです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の答弁で、接種体制とか流通体制の構築、情報管理システムの機能について国からの説明があったということですがけれども、本町の状況についてはどうなっているのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

本町では、福祉保健課を中心に現在、その体制整備を行っておりまして、その中においても他の課の協力も得ながらということの中で、現在、医療機関とも連携を取りながら接種体制に向けて準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。国は希望者のみを対象にして約9週間に2回ずつ接種するという計画だったようですけれども、果たして希望者だけでいいのかどうかということが私には疑問であります。当初できるだけ多くの人に接種を行って、いわゆる集団免疫を獲得するという、それが1つの目的であったのではないかと思いますけれども、政府からどんな説明がなされているのか。政府は集団免疫の方針を止めたのかどうか。これについても説明があったのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

今回のワクチン接種につきましては、国の指示の下、市町村が実施することになっております。この予防接種を国では努力義務と位置づけ、接種を受けることは強制していません。対象者は16歳以上の者で、18日以上の間隔をあけて2回接種することによってウイルスや細菌による免疫抵抗力をつくり出し、病気になりにくくすると言われております。

今回の接種はあくまでも本人の同意に基づき、希望された方に限るものと国からの説明がされていますが、本来の予防接種の個人を守る、社会を守るの観点から多くの方が予防接種を受けることで免疫がつくられ、感染症の発症や重症化を予防でき、集団免疫効果ができることから町ではワクチン接種に向け、町民への情報提供を行う中、有効性や安全性などご理解いただくとともに、町民からの相談にも応じていき、接種を促していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

まさに、その情報提供が十分にできていないというところいろんな問題が発生しているわけですが、町からの情報提供を十分に行っていただくように希望しておきます。

ファイザー社では、このワクチンは重症化を防ぐことが主な目的で、感染予防が可能かどうかについては、はっきり分かっていないというふうに言われています。

2回目の接種を受けてから7日経過しないと十分な免疫ができないと言われてはいますが、今までのウイルスよりも感染力が強いといわれている変異株に感染して重症化したり、感染を広げたりする可能性はないのかどうか。

昨日、テレビを見ていましたら、神戸のほうでは約1.7倍、2倍近く、その感染が広がるんではないかというふうな報告があったようです。

それについて、国の説明はどんなふうになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、コロナウイルスに感染した場合に発症や重症化を予防する効果が期待されると言われていますが、ワクチンを受けた方からの他人への感染をどの程度予防できるかは、まだ分かっておりません。

新型コロナウイルス感染症で変異した患者が昨年未からイギリス等の諸外国で感染者の報告がありましたが、今年に入り国内はもとより県内においても、その感染者が確認されるようになりました。

現在、国内では流通し始めていますファイザー社では、変異株にも有効であることを示す実験結果が報告されていますが、国も一般論としてウイルスは絶えず変異を起こしていくもので小さな変異でワクチンの効果がなくなるわけではないと言っており、ワクチンの薬事申請の審査に当たっては、変異株に関する情報も含め引き続き様々な情報を収集しつつ適切に有効性、安全性を確認していくとしています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

このファイザーのワクチンがどれだけ効くのかというのは、今から日本では、今から実験的に始まるような感じでございますけれども、副反応についてお聞きします。

昨日、60代の女性が接種後にくも膜下出血を起こして死亡するという事例が報告されました。これが副反応によるものかどうか、詳細な内容については現在、調査中ということでございます。

こういういろんな事例が出てくるわけで、ワクチンの副反応については、今までのところではアレルギーのある人にアナフィラキシーが出るとか頭痛、関節や筋肉の痛み、注射箇所の痛み、疲労、寒気、発熱等があるということですが、ワクチン接種を急いで子宮頸がんのワクチンのように重篤な副反応が発生した場合、責任を取るのは政府であると思っておりますけれども、それについてははっきりした説明があったかどうか、政府に確認しておくことが必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

ワクチンですが、これまでも副反応のないワクチンはないと言われており、注射を打った箇所には、腫れや痛みなど何らかの局所反応が見られており、一定の頻度で発熱や倦怠感なども見られます。今回のワクチンは、それ以外にまれに有害な副反応が出るとも言われています。極めて稀ではありますが、ワクチン接種により重篤な副反応が出た場合、ワクチンにかかる予防接種による健康被害の救済措置により厚生労働大臣が認定し、予防接種健康被害救済制度が適用されます。このようなことが出た場合、町が一緒になり迅速に進めてまいります。

今回はワクチン接種後、15分から30分程度の経過観察が必要といわれています。このときに副反応により急変した場合は、その場で応急措置を取り病院へ搬送します。町でも接種を予定しています町民の方へは、ワクチンの情報提供を行うと同時に相談にも応じながら対応してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

まさに、その町の対応が本当に重要な役目を果たすことになると思っておりますので、ぜひとも町民の安心のためによりしくお願いいたします。

ファイザーのワクチンは零下75度以上の超冷凍保存が必要であるということですが、冷凍庫はすでに調達されているのでしょうか。また、いったん解凍して薄めた薬液は一定時間内に使い切る必要があるということで、1回で6人に使う予定の注射液が希望者が少なくなってしまうようなことがあった場合に、その使用方法について、どのような取り扱いを考えているのか。ただでさえ供給量が少ない中で無駄にすることがないように取り扱わな

ければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

ようやく国で承認されましたファイザー社のワクチンですが、国内でも流通し始めたところ
です。最初に承認されましたファイザー社のワクチンを保管しますディープフリーザーという
超低温冷凍保管庫ですが、各自治体の人口規模をもとに国が購入した冷凍庫を最低1台以上が
順次市町村へ配布されます。本町においても4月以降の接種に向けて、おそらく3月末までには
は配布されるものと思われます。

今回、国が予定しています3つのワクチンについては、それぞれの特性がございます。現在、
流通していますファイザー社のワクチンでいいますと、保管温度はマイナス75度の保管庫で
1回接種したのちは18日以上の間隔をあけて2回接種を行うこととなります。ワクチンにつ
いては、配分量により冷凍で配送されます。1バイアルと言われます1瓶当たりで5回の接種
ができます。保管庫、またはドライアイス入りの配送箱から取り出した時点から5日以内で使
い切る必要があります。解凍したのちも2度から8度の冷凍庫で保管が必要となります。冷蔵
庫から小分けにして使用する移送時も保冷バッグなどを使用します。このワクチンを安全に扱
うには非常に注意が必要となります。このワクチンを国で構築しましたシステムでしっかり管
理し、県や医療機関とも共有することになっています。そんな貴重なワクチンですので、無駄
なく効率的に使用できますよう、接種体制については医療機関とも協議しながら対応をしてま
いります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ワクチンに関しては、本当に町民の皆さんへの情報提供が本当に必要だと思います。今、答
弁されたような内容のことをできるだけ町民にお伝えしていただかなければ、希望者も増えな
いのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、女性管理職の登用についてお聞きします。

ILO国際労働機関によると、日本の女性管理職の比率は27%でG7の中では最低、職場
での男女格差は依然として大きいということがいわれております。

特に役員に占める女性の割合はフランスが37%でトップ、平均は23%、日本は3.4%
に留まるということです。世界の中で最も低い状況が続いています。

私が質問通告を提出した翌日の2月6日に、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会
の森会長がオリンピック憲章はもちろん男女共同参画社会とか、女性総活躍社会という自民党
の売り物の政策に反するような女性蔑視発言が報道され、翌日にはその恥の上塗りともいえる
ような弁明会見を行って会長辞任に追い込まれました。その84歳の自分より1歳年上の
85歳の川淵三郎氏を後任に選出しようとして失敗しました。

菅政権の裏工作などがあったと思われますけれども、森さんが自ら、自分の娘として売り込
んできた参議院議員の橋本聖子オリンピック大臣を会長に選出するという茶番劇がありました。

自民党の二階幹事長も役員会に女性を参加させるけれども、あくまでもオブザーバーとして出席で発言は認めないというふうな、そういう驚くべき女性蔑視発言がありました。

日本最古の古事記という国生み神話などが書かれている書物の中にも、わが国の男尊女卑思想が述べられておまして、びっくりしたんですけれども、現在、女性総活躍とか男女共同参画などというお題目だけの女性尊重がまったくインチキ政策であったことが、安倍さんの退陣により明らかになり、言葉だけで国民を騙してきた安倍政権を引き継いだ菅政権でも同様に、男尊女卑が自民党のお偉いさんの基本的な考え方であることが理解できます。

そんな中で、本町の女性管理職についてお聞きします。

令和2年度の人員配置表によりますと女性の主幹は、私の計算では8名でしたけれども、16名か17名いらっしゃるということで、課長クラスの職員は1名も見当たらないという状況です。私が議員になって4期16年目を迎えますけれども、今まで課長クラスは議会事務局長2名、下部支所長1名の3名だけだったように記憶しておりますが、来年度は女性を管理職に起用する予定はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私からお答えさせていただきたいと思います。

来年度の管理職の登用につきましては、現時点では退職する管理職は1名であります。現在、後任の人選を鋭意進めているところであります。

本町においては身延町男女共同参画基本計画、第2次みのぶヒューマンプラン、これは2019年から2028年の10年間の計画であります。この計画において、基本目標4にいっきと働くための環境づくりとし、政策・方針決定過程の場に男女が共に活躍する町を目指すとして定めております。

私といたしましても、常々女性の管理職を登用したいと思っているところではありますけれども、管理職は誰でもできるというポストではありません。

登用できる年代のほとんどの女性職員が今の町の構成からいきますと現業職が多い状況です。現業職と言いましても保健師さんとか保育士さん、そういう方が実は今、50代に多いわけでございます。

これまでも女性を登用すべく、去年も数名にヒアリングを行ってなんとか管理職にならないかという私からの勧めもあったんですけども、実は本人から強い辞意を示されてしましまして登用に至らなかったというのが事実でございます。

しかしながら、今後においても議員さんがおっしゃるとおり女性の管理職の必要性というのは私も常々思っておりますので、積極的に女性管理職の登用を目指してまいりたいと考えております。

先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、芦澤議員が議員になられた、平成17年だと思っておりますけれども、町民課長、税務課長が女性の管理職でおられました。令和2年度の女性の主幹は16名でございます。副主幹が14名、在籍しておりますので、改めて申し添えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

女性が管理職に登用されないというのは、いろんな働き方の中でいろんな理由がございます。それは私、子どもが5人おりますけども、その子どもとか、その連れ合いにいろんな話を聞いてみました。こういうわけで、こういう一般質問をするんだけど、皆さんはどう思いますかということで聞いたんですけども、やはり女性が、今、置かれている立場についてはいろんな理由があって、なかなか管理職にはなれないという、今、先ほどの町長の答弁の中にもございましたけれども、辞意を表明されたということで、大変、起用するについても問題があるのかなというふうに考えております。

最終的には町長と総務課長でお決めになるのかも分かりませんが、先ほど町長のお考えがお聞きできましたので、それを承知しておきたいと思っております。

次に教育委員会について、町長部局と同じような基準で人事を決めているのかも分かりませんが、教育委員会の方向性についてお聞きいたします。

1月29日の山日で「女性校長の比率が7.3%で全国最低」という見出しで「県内公立小中高校・特別支援学校長のうち女性が占める割合は7.3%で、宮崎県と並んで全国で最も低いということが分かった。」という記事が掲載されておりました。

本町では、過去に小中学校の校長に女性が起用された例があったかどうか。また今後、校長に登用できそうな女性教員はいらっしゃるかどうかが。女性に登用できない、あるいはしない理由はどんなものがあるのか。県教委は昨年度、21年から25年の5年間で管理職の女性割合を15%までに増やすという目標を設定し、「年1回の面談時に小中学校の女性教員に管理職登用試験の受験を促すほか、校長人事で女性を教務主任や研究主任に登用するように呼びかけている。」と言われておりました。本町では、この提言に対応する予定はあるのかどうか。あるとすれば目標年度はいつごろになるのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

最初に小中学校長の登用の権限ですが、地教委は学校長から提出をされました校長登用試験の希望者を県教委に推薦しまして登用試験は県教委主催のもと実施され、校長に登用するか、しないかという権限は県教委にございます。

最初の、過去に本町の小中学校長で女性の登用はあったのかというご質問ですが、平成17年度に4名、平成18年度に3名、平成19年度に1名、平成20年度に1名、本町の小学校に女性校長が在職しておりました。平成21年度から現在まで残念ながら女性校長の在職はございません。

次に今後、校長に登用できそうな女性教員はいるかというご質問ですが、本町に住所がある女性教頭が2名おりますので、登用試験の結果では今後、校長に登用される可能性は十分にあるかなと思っております。

次に登用しない特別な理由はあるかというご質問ですが、登用の権限は、先ほどご説明しま

したように県教委でございますので、適格者であれば県教委として女性を積極的に登用することになると考えております。

最後のご質問ですが、県教委は令和2年3月に山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プランを策定しまして、その中で令和6年度に小中学校の管理職の女性割合を15%にする数値目標を掲げております。

また同プランの中にアンケート調査結果が掲載されておまして、女性教員の多くが自信がない、仕事と家庭の両立が困難である、教諭だからこそ能力が発揮できるといった理由によりまして、管理職になりたいと思わないという回答がございます。

身延町教育委員会としましては、登用の権限が県教委であるため、独自目標を設定できませんが、県教委の目標年度でございます数値目標が達成できますように校長共々、働きやすい職場環境づくりに努めるとともに管理職の仕事に対する魅力や、やりがいを発信し、さらに女性教員を積極的に教務主任等の要職へ配置するよう校長に働きかけまして、管理職登用試験の受験者が一人でも多くなるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

そういう、いろんな状況によって受けられないという、受けられないというか登用できないというのはよく分かります。

次に小学校5、6年生の教科担任制についてお聞きします。

中教審が導入を答申した小学校5、6年生の教科担任制に先行して取り組んでいる地域では教育効果が実感できているということでございます。専門の教員による授業というのは分かりやすいと好評で、児童の学ぶ意欲の向上につながっており、学習内容が高度になり環境変化に悩む、いわゆる中1ギャップ解消への期待にもつながっている。

本町では、この教科担任制にどのように取り組む予定なのか。この取り組みには、十分な教職員の配置を含む教育環境の改善が欠かせないと思いますけれども、これについてもお聞きします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

新しい時代を見据えました小中学校や高校の教育の在り方を検討してきた中央教育審議会では、本年1月26日に文部科学大臣に答申書を提出いたしました。その中で令和4年をめぐりに小学校5年生と6年生の授業を対象としまして、中学校のように教科ごとに専門の教員が教える教科担任制を導入するよう求めております。

導入の対象は外国語、理科、算数の3教科としています。ICTを効果的に活用しながら専門の教員が指導することで、きめ細やかな指導により子どもたちの理解や学びが深まり、中学校での学習につなげやすくなり、教員1人当たりの授業時間の削減や準備の効率化により負担軽減ができることなどを理由に挙げております。

また、専門性を有する人材確保策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向け

ましても検討を進める必要性についても言及をしております。

ご質問の、本町では中教審の答申を受けてどのように取り組む予定なのかについてですが、答申が出されたばかりでありまして、具体的な内容が提示されていない状況でございます。教育委員会といたしましては、文部科学省に一刻も早く具体的な方法や教員配置について示していただき対応を考えていきたいと思っております。

最後の、十分な教職員の配置や教育環境の改善が欠かせないと思うがというご質問ですが、議員がおっしゃるとおりだと思っております。特に本町のような小規模校の場合、教員の増員は必要不可欠であると痛感をしております。小学校の教科担任制の導入は、日本の教育の大きな変革でもありますので、町に人材や財源を一切求めることがなく、国の責任のもとで人材確保することと教員定数を見直して増員配置をすることを強く求めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変よく分かりました。ありがとうございました。

次に教員の多忙化が問題になってから久しいと思っておりますけれども、本町の教員の状況はどうか。時間外の在校時間が月80時間の過労死ラインを超える教員はいないのか。県教委の調査では平均で33.4%の教員が過労死ラインを超えており、若い教員のほうが長くなる傾向がみられたといいますが、本町の実態調査の結果と今後の対応についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

最初の教員の多忙化が問題になってから久しいが、本町の教員の状況はどうかというご質問ですが、平成29年度から教育委員会および各小中学校では多忙化の改善計画を策定し、取り組んでいます。改善計画では目標を設定し、年度末には達成状況の評価し、次年度への改善につなげるPDCAサイクルを繰り返しております。教育委員会の改善計画では、学校閉庁日の設定、事務処理の効率化のため高速カラープリンターを全校に導入、町単教諭、町単講師、部活動指導員の配置など人的支援などに取り組んできました。

小中学校の改善計画では、会議の効率化、学校行事の負担軽減、校内組織の見直し、業務の効率化、地域人材の活用、部活動の負担軽減などに目標を定め、毎年PDCAサイクルを繰り返し、教員の多忙化改善に取り組んでいるところであり、少しずつではありますが改善が進んでいると思います。

次に時間外在校時間が月80時間の過労死ラインを超える教員はいないかというご質問ですが、四半期ごとに勤務時間の集計表を各小中学校から提出していただいておりますので、直近の令和2年4月から12月までの9カ月間の状況でご説明いたします。

全小学校の対象者は管理職を含め39名で、9カ月間の期間で時間外在校時間がひと月でも月80時間を超えた教員は11名、28.2%です。また、9カ月間での平均で月80時間を超える教員は3名、7.7%です。中学校の対象者は管理職を含め17名で9カ月間の期間で時間外在校時間がひと月でも月80時間を超えた教員は7名、41.2%です。また、9カ月

間の平均で月80時間を超える教員は3名、17.7%です。

小中学校を合わせた対象者は56名で、9カ月間の期間で時間外在校時間がひと月でも月80時間を超えた教員は18名、32.1%です。また、9カ月間の平均で月80時間を超える教員は6名、10.7%です。

最後の若い教員の方が長くなる傾向が見られたというが、本町の実態調査の結果と今後の対応はというご質問ですが、小学校では各学校の年齢構成によりますが、9カ月間の平均ではどちらかというと若い教員のほうが長くなる傾向になりますが、3小学校の上位はいずれも年齢の高い教員です。中学校は明らかに若い教員のほうが長くなる傾向にあります。

今後は会議の効率化、学校行事の負担軽減、校内組織の見直し、業務の効率化、地域人材の活用、部活動の負担軽減など学校の改善計画と教育委員会の改善計画をさらに推進し、学校と連携しながら教員の指導、助言を行うとともに多忙化の改善に取り組んでいきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私の娘が今、鯉沢小学校の教員をしておりますけども、なかなか学校から帰れないという人がいるということで、先輩が残っているとなかなか帰れないということを知っております。

そんなふうなことも学校に在籍する時間の中に入るとすれば、ちょっとこれは問題だなと私もいつも思っているわけですけども、そういうことも含めて、ぜひ学校の在校時間の軽減を図っていただきたいと思っております。

最後に、これは女性管理職の登用とは関係ないんですけども、日常的な部活動や他校への遠征のときの教師への報酬が支払われていないという驚きの報道がありました。本町の実態はどのようになっているのかをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

教員の給与等の支給については、町単以外はすべて県教委の例規に基づき県教委から支給されています。前のご質問の時間外在校時間が月80時間の過労死ラインを超える教員はいないかの中で、小中学校を合わせた対象者は56名とご説明いたしましたが、そのうち町単は身延小に2名、身延清稜小に1名、計3名です。残りの53名は県費の教員ということになります。

教員の時間外勤務手当について、ご説明します。

教員の勤務対応の特殊性を踏まえ、教員については勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として時間外勤務手当を支給しないこととして、その代わりに給料月額の4%に相当する教職調整額が県教委から支給されています。

中学校の週休日等の部活動や他校などへの遠征に関しましては、県教委の例規により教員特殊業務手当が県教委から教員に支給されます。具体的には週休日に半日もしくは1日、部活動の練習で指導した場合、2,700円支給されます。週休日等に他校へ練習試合に遠征した場合も半日もしくは1日でも2,700円支給されます。また、週休日等に1日程度、公式の大会に出場した場合は5,100円が支給されます。この教員特殊業務手当は申請すれば、すべ

て県教委から支給されます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

多少でもこういうものが支給されているということで、必ず県教委のほうに支給を申請するということが必要なようですけれども、今後もぜひともそういう対応をよろしく願いいたします。

最後に、林業の活性化のための先進地視察と森林委託業務はということでお聞きします。

上野原市と小菅村、丹波山村を管内とする北都留森林組合では、「森を中心とした持続可能な流域循環型社会の実現」を目指して事業展開をしているという経営理念の下に、超一流の林業プロ集団を目指してという事業展開をしているということです。

日本の森林の4割は人工林であり、人が継続的に手入れしてこそ健全に保たれるということで、かつては間伐などで広域的機能が発揮されてきたわけですが、長期にわたる木材価格の低迷と後継者不足等によって、木材の生産活動が停滞して公益的機能が損なわれてきております。

この北都留森林組合では、森林整備だけでなく丸太や薪、シイタケなどの販売、それから子どもから大人まで様々な希望に合わせた森林環境教育事業などを行い、高いところの枝落としや神社、お寺の大きな木や家周りの枯れた木などの伐採が難しい作業などを請け負っているそうです。

この組合の参事として活躍している中田無双という方は、東京育ちでIターンで組合に入った人だそうです。彼が一生懸命、いろんなことで能力を発揮していることで、大変この北都留森林組合が素晴らしい活動をしているということでもありますけれども、このような素晴らしい、いわゆる先進地を視察することがわれわれの取り組みにも非常に役に立つのではないかと思いますので、この点を先進地視察を行って峡南森林組合の運営等に役立つようにしたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

この地域は東京都、神奈川県の水源地となる多摩川、相模川の上流域に位置し、元来、林業が盛んな地域であり、さらに民間活力により林業振興が図られている地域であります。

森林整備については、森林環境譲与税を用途とした森林経営管理制度が林業経営が成り立たない森林を町が公的資金で管理するのに対し、森林組合ほか民間の林業経営により整備が図られることが理想であると考えております。

先進地研修については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しなければなりません、一定の収束が見られたときに検討することとし、引き続き情報収集を進めていきたいと思っております。

峡南・身延両森林組合については、共に山梨県森林組合連合会の構成員であり、情報交換がされていると聞いております。この事例に限定せず、先進事例や有用な取り組みがあれば導入

について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひとも、この先進地視察を実行していただきますようによろしくお願いいたします。

農林中金総合研究所というところが2018年に「森海川の協同組合勉強会」というものを立ち上げて、自然環境のつながりの中で地域と懸命に向き合いながら生きる人々を招いて講演会を行っているようですが、先ほど申し上げました北都留森林組合の参事の中田無双氏も講演をしていられるようです。

以前提案いたしました三井信託銀行の「森林信託」について調査研究をいただいていると思いますけれども、もし、してくださっているのならばその結果を公表していただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

以前、質問をいただいて答弁させていただいたところですが、森林信託制度について、その後検討したところ、岡山県西栗倉村で実施している制度をそのまま本町に当てはめることは難しいと判断しました。

信託の経費が受益者に発生する経済性の問題など、いくつか課題はありますが、最も大きな課題は信託する上で財産の確定が必須であることです。西栗倉村では、村内の地籍調査が100%完了し、財産の確定ができています。100年の森林構想により村を挙げて林業再生により地域振興を兼ねてより目指していたことなど、信託の仕組みを取り入れる要件が整っておりました。

とはいえ不在地主、未相続土地の増加など多くの課題を抱える森林整備の方策の1つとして大変参考になる事例です。身延町では森林経営管理制度と併せて、どのように進めていくのか検討したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変、今の森林環境譲与税というものがようやく出てきておりますので、これをもとにいろんなことをしていただきたいと思います。特に本町の森林については非常に荒れたところが多く、実際、歩いていただければ分かると思うんですが、いろんなところが、倒木が道を邪魔しているとか、昔の、私たちが子どものころによく行った山の中がずいぶん荒れていることがよく分かります。そういうことも含めて、今後、森林については町としてぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくご回答をお願いいたします。

まず、コロナ禍における収入減少、内定率悪化、コロナで顕在化、若者が生きづらい、社会の希望なき未来の報道がございました。コロナにおける社会的変化が若い労働者たちに大きなプレッシャーをもたらしています。

労働政策研究・研修機構の調査と分析で、2020年4月から9月の失業率は前年同期に比べて若年者ほど上昇幅が大きく、収入も減少しているとのことが分かりました。具体的には15歳から19歳の失業率が最も高く、25歳から29歳が2番目に高いとの報道でございます。

企業に雇用されている労働者のうち「コロナの影響があった」と回答した人は20歳から29歳の50%弱が最も多く、30歳から39歳が次に多かったようでございます。影響があった内容のトップは収入の減少で、労働時間の減少、業務内容の変更と続いていました。20代と30代の3割以上が収入が減ったと回答いたしております。3割以上、減少した人も多いとの報道でございます。

また、雇用形態の違い、正社員か非正規か、業種の違い、飲食・サービス業などの属性に影響の違いを考慮して分析しても20代、30代における収入の影響の大きさは変わらなかったようでございます。

コロナの感染拡大防止でリモート勤務や営業時間の短縮が進められたため、もともとの賃金が低く、残業などの手当に頼りがちな若い世代が厳しい状況に追い込まれてしまったんでしょうか。

ここでいう従業員が会社以外の遠隔の場所で仕事をするという働き方のことでございますが、現在は遠隔で働くことを実現するためにICT情報通信技術の環境が整ってきました。

本機会を通じてリモートワークとは何か、よく似たテレワークや在宅勤務などの言葉の意味を整理していきます。その上でリモートワーク、いわゆる在宅勤務のことと呼ぶ人が増えてきたようでございます。

それでは質問に移ります。

質問1の①今後目指すべき地方財政の姿について質問します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は医療、経済に留まらず、人々の生活様式や価値観まで広く社会全体に多大な影響を与えております。度重なる感染症拡大の波に対して、地方自治体はその最前線に立ち感染症対応や蔓延防止のために懸命に取り組んでいるところでございます。

引き続き国と地方が密接に連携し、医療提供体制の確保や地域経済の下支えなどを着実に進めていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症は人口密度の高い大都市に集中し、一定の場所に集まり住むことでございますけれども、こういうリスク、生活のリスク、行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れ、わが国が抱える様々な課題を明らかにしたところでございます。

新型コロナウイルス感染の流行を克服し、地方においてもそれ先の未来に向けてこうした課題を一つひとつ克服していく必要があります。

一方で人口減少や少子高齢化といった国が抱える構造的な課題への対応も急務であり、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けての取り組みを確実に進めていくことが依然として重要でございます。

また近年、災害が激甚化し頻発化しており、令和2年度も7月豪雨により甚大な被害が出ておりますけれども、毎年のように発生する大規模な災害から住民の命を守るための取り組みも着実に推進していく必要がございます。

こうした地域における課題の対応は、地域ごとに異なっており、各地域が新型コロナウイルス感染症に確実に対応しつつ、これらの課題を克服するには地域の実情に応じたきめ細やかな対応が不可欠でございます。

そのためには、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の果たす役割は極めて重要であります。いかがでございましょうか。

これまでも地方自治体は財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、リーマンショックや東日本大震災といった、その時々危機に対し住民に最も身近な存在として、その安全と安心を確保してきましたが、人口減少、少子高齢化が加速する中で新型コロナウイルス感染症に着実に対応するためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠でございます。これもいかがでございましょうか。そのためには、必要な歳出総額および一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならないのではないのでしょうか。これを踏まえ、地方自治体も今後目指すべき財政の姿と令和3年度の財政の対応等についての考えを出すべきであると思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

それでは質問に移ります。

質問1の①コロナ禍における厳しさを増す財政将来の見通しと対応策についての考えを聞きます。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染の発症から、すでに1年が経過しようとする現状下におきまして、感染症予防対策や地域経済対策は国家プロジェクトとして、様々な観点から取り組みがされているところであります。

感染者数は、増加と減少を繰り返し、現在は1都3県に緊急事態宣言が発令され、国民全体

で極めて限定的な日常生活を余儀なくされております。

幸いにも本町では新型コロナウイルス感染症の感染者は1人もなく安堵しているところではありますが、町民の日常生活において新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式による感染予防や地域経済活動の制限をお願いしているところでもあります。

ご質問のコロナ禍により厳しさを増す財政の将来見通しと対応策についての考え方につきましては、首都圏を発端として全国への感染拡大に伴う経済活動の停滞等によりまして、本町の法人税等の町税収入の減収をはじめ、大型事業による地方債発行の増加など今後も厳しい財政運営が続くと考えております。

そのような中で各施策を着実に成果へとつなげていくためには既存事業の見直しをはじめ、行政運営を無駄なく効率的に推進することが必要であると考えます。

今後の町財政運営に際し、町民のニーズの的確な把握と財源の捻出の工夫、効率的な支出の改善など、とことん考え抜き、粘り強く答えを導き出していくことが最小のコストで最大の成果を生み出すことに求められていると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

地方自治体を取り巻く環境は様々で、その面では大きく変化しております。こうした環境変化に対して自治体経営のマスタープランである総合計画において、特に留意すべき変化として①コロナ禍により厳しさを増す財政の将来見通しの対応、2つ目が地域課題の複雑化に対応した住民との連携強化、3つ目が関連性の高い国の政策との効果的な連携の確保の3点を取り上げ、方向性を定めるべきであると考えますが、いかがでございましょうか。

それでは質問1の②に移りますけども、地域課題の複雑化に対応した住民等との連携について。まず高齢化の進展など地域の課題の増大と多様性について。

従来から地域の課題解決には、行政だけでなく地域住民や地域で活動する団体、事業者など地域との連携と協働が重要であるとされてきましたが、地域の課題が量的に増加するとともに複雑化、多様化する中で、行政のみで地域の課題に効果的に対処することがますます困難になってきており、その重要性は今後一層高まることと思います。

特に今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢期に入ることとなるため、増大する福祉サービスや需要に対し適切に対応するには、行政と民間関係団体との連携やコミュニティによる支えあいなど、地域の総合的な体制づくりが不可欠であると感じております。

こうした状況は、子育て支援や防災、環境対策、多文化競争、防犯防災など様々な分野でも同様であり、総合計画の策定、推進において住民等との連携をいかに充実強化するかが大きな課題となってきていると思います。

住民等との連携強化に向けた自治体総合計画における多様な方向性について、質問をいたします。

質問1の②地域課題の複雑化に対応した住民等との連携強化について、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

議員のお考えと同様と考えております。まちづくりにおける地域課題の解決は行政だけで解決できるものではなく、町民や事業者、各種団体などの多様な主体との連携と協働が重要であると言われております。

身延町第2次総合計画では第5章、協働のまちづくりにおいて、地域課題の解決に向けた対策と地域協働の活動について、町民と行政が相互に交流しながら共に考える機会を充実し、まちづくり事業等の企画、立案、実施の過程において町民の事務事業への参画を促進することとしており、各種検討委員会や推進委員会、審議会、パブリックコメントなどを通じた連携協働に努めております。

本町は少子化や都会への転出による若者の減少と高齢化が要因となり、人口減少が進んでおり、人口減少からもたらされる問題の克服に向け、出生率の向上、移住定住の促進、産業の振興、雇用の確保、地域コミュニティの維持など様々な課題に取り組んでいます。

しかしながら年齢3区分別の推移を見ると年少人口、生産年齢人口、老年人口が共に減少する状況となっており、人口減少を止めることは厳しい状況にあり、地域が抱える課題は多様化し、一層複雑化していくものと思われまます。このような状況において、町民生活の実情を把握し、町民の要求をまちづくりに反映していく機会を持つことはますます重要になってくるものと考えております。

今後も町民と行政が相互に交流して、共に考える機会の充実とまちづくり事業への参画を促進し、住民との連携強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

事細かく回答をいただきました。ぜひ、そういう意味で一步進めていただいて取り組みをお願いしたいと思います。

次に質問1の③関連性の高い「国の政策との効果的な連携の確保」について。

分野横断的な総合性を有する国の政策や計画の導入。総合計画は自治体に取り組むべき、取り組むすべての領域をカバーする最上位の計画であり、産業福祉、文化など個別の政策領域ごとに策定される計画は総合計画を踏まえた分野別計画として策定されているのが一番、一般的でございますけれども、その一方で近年はこうした分野別計画とは異なり様々な分野を網羅した総合性を有する国の政策や、それに基づいて作成される新しい地域計画が導入されております。

こうした計画と総合計画は、相互の関係を適正に整理しなければ計画の策定や進行管理に関わる事務の重複など、非効率が生じることとなります。このため、これら総合計画の関係性、どのように整理するかが今後は課題となっていくと思っておりますけれども、総合計画と横断的な国の政策、計画等の効率的・効果的な連携の確保について、このような計画の内容として、まち・ひと・しごと創生総合戦略と近年急速に社会的関心が高まっているSDGs、持続可能な開発目標の略称でございますけれども、これを取り上げ総合計画との関係に関わる最新動向と今後の課題を整理されていることと思っておりますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合計画の一体的な整理、地方自治体は少子高齢化と人口減少の抑制と東京圏の人口の過度の集中是正を

図り、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26年に公布施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成することとされておりました。

そして、地方自治体は少子高齢化の人口の抑制、東京への過度の集中および各自治体は平成27年度前後を初年度とする第1期計画策定しており、昨年度末まではさらに第2期計画を作成していると思います。この際、第1期計画では都道府県、市区の9割の団体が総合計画とは別に計画を作成しましたが、第2期計画ではその割合は55.2%まで低下し、重点プロジェクトなど基本計画の一部を総合戦略化するケースを中心として約3割が総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略とを一体的に計画として策定しておるようでございます。

こうした実態は、計画の策定に当たっては事務の重複の少ない効率的な手法により策定したと言えますけども、一方で最悪の場合にはまち・ひと・しごと創生総合戦略が形骸化するリスクもはらんでおまして、今後は総合戦略、総合計画のいずれの指針も損なうことなく、それぞれの目的を十分に踏まえて、計画の推進とPDCAの確立により適切な実績評価と改善を行うことが求められるのではないかと考えております。

それでは質問に移ります。

質問1の③関連性の高い「国の政策との効果的な連携の確保」の考え方について、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国の政策との効果的な連携については、重要なことだと考えております。

身延町第2次総合計画における関連性の高い国の政策と連携した町の政策としましては、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとし、これに基づいて策定された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略があります。

地方においては、この国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の方針に基づき地方版総合戦略を策定することとされていることから、本町においても平成27年12月に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、続いて令和2年3月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し取り組みを進めております。

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画が課題としている人口対策、移住定住の促進、産業の振興、雇用の確保など施策が共通していることから、総合計画の取り組みにおいて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に推進することとしており、子育て支援、教育環境の充実、企業誘致による雇用の拡大、あけぼの大豆の六次産業化による農業、観光の振興など効果を挙げてきております。

また、総合計画と国の政策と関連する政策としまして、平成27年に国連サミットにおいて誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す持続可能な開発目標SDGsが全会一致で採択されました。国では平成28年に持続可能な開発目標SDGs実施指針を策定し、

地方自治体においては地方計画の策定にあたって、SDGsの要素を反映するよう促されています。

SDGsが目指す誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す考え方は、本町の総合計画が目指すまちづくりと同様の方向性を持っています。

令和4年4月から令和9年3月を計画期間として、令和3年度中に策定する身延町総合計画後期計画において、SDGsにおける17のゴールの関係を示すことで目標の共有による連携を確保し、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

回答の中にも持続可能な開発目標を取り上げて、今後作成していくということですので、前向きなご回答をいただきました。ぜひひとつ、そういう方向で進めていただきたいと思います。

それでは質問1の④に移ります。

「高齢化」や「生産年齢人口」の減少を背景とした財政の厳しい将来見通しについての考え方について質問いたします。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本町の生産年齢人口は、戦後、職を求めて都市部への流出が始まり、高度経済成長によりまして、その傾向はさらに顕著となりました。その後も就職や大学進学による都市部への人口流出の流れは変わらず、減少が続き、2020年代には高齢人口を下回ると推計しております。また、年少人口は子どもの出生に関する青年層が都市部へ流出したこととライフスタイルの変化による少産化に伴い、1970年ごろの団塊ジュニア世代により人口減少が緩やかになった時期もありましたが、減少は続き1980年代には高齢人口を下回りました。

今後も母親世代人口の減少や少子化問題、晩婚化の進展によりまして減少傾向は続くものと予想しております。

ご質問の高齢化や生産年齢人口の減少を背景とする財政の厳しい将来見通しであります、議員がご指摘のとおり高齢化率50%弱となる少子高齢化がもたらす本町の財政運営は、大変厳しいものであると予想しております。

そのような中ではありますが、町が掲げるまちづくりの目標は大災害、経済の低迷、大都市圏域への一極集中、少子高齢化や高齢化の進行、人口減少社会、急激に進む情報化などへの社会の変化に対応し、住民の生活を豊かにすることにあります。本町のさらなる発展に結び付けるためには、限られた財源で様々な課題や町民ニーズに的確に対応していくことが最大の課題であり、目標であると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、ご回答をいただきましたけども、そのとおりであると私も思います。

厳しい財政状況が続いておりますけども、財政構造の硬直化度合いの目安として、毎年度経常的に支出される経費が財源に占める割合を示す経常収支比率は、機動的に活用可能な財源が1割にも満たない水準で高止まりが続いていると、そういうことでございますけども、ぜひ今このことを進めていただいて、町を良くして、みんなでやりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

今後、高齢化人口の税収の主たる担い手となる生産年齢人口減少のさらなる進展が避けられないことなどから、将来の見通しも楽観的ではないのもこれは現実でございます。そういう方向でひとつよろしくお願いをいたします。

質問1の⑤に移ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により全世界的に経済がマイナス成長となると見込まれており、OECDが2020年6月10日に公表した経済見通しでは感染拡大の第2波が発生した場合、わが国の2020年の実質GDPの成長率はマイナス7.3%まで落ち込むとしております。

今回と同様に全世界的に景気後退局面を迎えた事例として2008年に発生した、いわゆるリーマンショックが挙げられます。このときも実質GDP成長率はリーマンショック発生翌年まで大きく落ち込んだのちに、翌々年に回復したが地方税収は同様に昨年度大きく落ち込んだのち、それ以前の水準を回復するのに10年近く要したようでございます。

本年度、すでに新型コロナウイルス感染の影響に伴う景気後退により地方税収が大きく落ち込む可能性が高い状況にありますけども、今後の感染動向次第では景気の落ち込みがリーマンショックよりも深く長くなる可能性もあり、それにより今後、地方税収の落ち込みもより大きく長期化する懸念がありますが、この件について対応を伺います。

質問に移ります。

質問⑤新型コロナウイルス感染症の影響による中期的な「地方税収」への可能性についての考えを聞きます。

○議長（柿島良行君）

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症の影響により国内のみならず世界規模での経済の停滞、落ち込みが今後も見込まれておるところです。

ご質問の中期的な地方税収への可能性についてであります。やはり本町においてもすでにこの影響は出ておまして、約2,200万円の町税に徴収猶予の特例を許可しており、今議会におきましても、令和2年度一般会計補正予算（第11号）へ町税の4,510万円の減額を計上させていただきました。

ご質問の中期的な地方税収への可能性についてであります。やはり今後の感染動向次第では景気の落ち込みが、いわゆるリーマンショックよりも深く長くなる可能性も危惧されており、それに伴い中期的な地方税収の落ち込みもより大きく、さらに長期化する懸念があります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に財政面での課題への自治体総合計画における対応の方向性についての考えを聞きます。
質問します。

質問1の⑥基本計画への重点プロジェクト等の設定状況について、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

第二次身延町総合計画において、社会の動向を踏まえ、町民の意向などを考慮しながら広範な課題に対応していくこととしており、その中で重点的に取り組んでいかなければならない主要課題として、人口減少対策を主とした定住と移住者の受け入れ、雇用につながる地域資源の活用や地域ニーズに対応した産業振興、環境保全と安全・安心なまちづくり、協働のまちづくりの4つの大きな項目を掲げ、町内雇用の場の確保、子育て環境の充実、教育環境の充実、住宅の供給、産業振興、防災対策、住民と行政の連携と分担によるまちづくり等の取り組みを各種課題と複合的に相乗的な効果を求め、戦略的に取り組んでいくこととしております。

総合計画の4つの重点項目は、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標と同一方向を目指しており、この取り組みは各施策が互いに関係する横断的な結びつきを持ち、同時的・一体的にバランスよく取り組んでいくことが重要とされています。

総合計画において、施策の優先順位を明記しておりませんが、総合計画の4つの重点項目と総合計画と一体的に推進する総合戦略の5つの基本目標が重点的に取り組んでいくべきものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今の回答を受け入れましたけども、優先的・重点的に推進すべき施策を確実に推進するという、今、お答えをいただきました。その中で施策の優先順位をより一層明確にすることが、やっぱりこれも必要であるということも入っておりましたので、ぜひひとつ、こういうことを踏まえて、町を良くしていただきたいと、われわれも一生懸命努力しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質問1の⑦に移ります。

限られた財源を有効に活用するためには、計画の策定以上にその進行管理において効率性・有効性を確認し、維持向上するための取り組みが重要となっております。そこで多くの地方自治体において、行政評価の仕組みを活用して総合計画のPDCAサイクルを確立する取り組みが進められており、総合計画の事業を評価対象として行政評価を実施している地方自治体は都道府県、市町村区の約70%に達しているということでございます。

しかし、総合計画のすべての施策にアウトカム指標による目標設定をしている団体は、いまだ1割弱に過ぎず、アウトプット指標も含め、すべての施策に進行管理のための定量指標を設

定する団体も6割弱に留まっているということでございます。

それでは質問いたします。質問1の⑦でございます。

施策の有効性向上に向けた進行管理の質の向上の必要性についての考えを伺います。答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

身延町第二次総合計画の進行管理は、平成29年度に策定された総合計画の実施計画の作成及び進行管理に関する要綱に基づき、各課において施策の優先度や実効性を見極め、事業内容や事業量などを示した具体的な事業計画と、その財源について取りまとめた総合計画年度別事業実施計画を作成し、事業の成果を高めるため、計画・実行・確認・行動の4つのプロセスで構成されたPDCAサイクルを導入して事業の進行管理を行っております。

人口減少が進み町の財政規模も縮小してきている中、町の発展に向け様々な課題や住民のニーズに対応したまちづくりが求められております。

今後も総合計画の推進に当たりましては、PDCAサイクルによる事業の評価と改善の過程を重視し、その評価においては事業の結果として町民にもたらされる便益、アウトカムの考え方をもって判断し、進行管理の質の向上を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

事細かに回答をいただきました。今言ったことも、ぜひこれを進めていただいて、町民のためにひとつ全員で頑張っていきましょう。

終わりに施策や事業の成果をより正確に分析し、適切に見合わせていくためには、皆さま取り組んでいると思いますけども、証拠に基づく政策形成、EBPMと言うんですかね、それに取り組むことが望ましいということでございます。EBPMは民意や社会の状況をきめ細かく素早く的確に反映した政策を立案実行し、普段は見えにくい政策の効果を可視化して誰もが効果を実感できるようにすることを目的としております。

具体的には行政評価など総合計画の進行管理の仕組みにEBPMを組み込むことで、より適切な評価と改善がなされ、施策事業の有効性、向上が期待されることが、行政によりましてはEBPMにすでに取り組んでいる団体、いまだに都道府県、市区の1割程度に留まっているということでございます。

今後は将来ますます厳しくなると見込まれる財源の制約の中で、限られた財源を最大限に有効活用するためにアウトカムとエビデンスを重視した実績評価ということの分析など、総合計画の進行管理の質の向上を図ることが求められておりますけども、一応それも伝えておいて、検討して見ていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は2点について質問をしたいと思います。

まず1点目、新型コロナウイルス対策についてということで質問をします。

新型コロナウイルス感染対策ということで、いろんな事業を国も町もしてきましたけれども、その中で特に大学生等学業継続支援事業、それから元気な町を取り戻す商品券の給付事業など町として先進的に取り組んでいたということは、私も評価はしています。元気な町を取り戻す商品券は4万円ということで、ほかには、ほかの町に比べて多くの商品券を利用できたということで、町民の皆さん、喜んでいるんですけども、これを終わって、どういう成果、それから問題点があったのかということはどういうふうに分析しているかお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

これまでの新型コロナウイルス感染防止対策事業の主な事業としましては、昨年の当初に先手対応のもと、町内事業所等の雇用安定および維持支援業務として国の助成制度による雇用調整助成金、また持続化給付金の相談会に社会保険労務士等を町単独で派遣を行い、商工会への委託事業として実施し、制度の説明、申請書類の作成等サポートを行ってまいりました。

また、感染防止対策の影響下でも経済活動を継続するための方策として全町民が対象となる特別定額給付金の支給のタイミングを捉え、売り上げが減少している町内の飲食店等を支援し、支援先の店に事前に資金が届く仕組みのクラウドファンディング事業への財政支援や町内の飲食店等を紹介した応援チラシの配布を行い、消費喚起に努め、大学生等学業継続支援事業、町民1人4万円の商品券給付事業、さらには県が実施する「無尽でお助け めざせ！みんなで100億円キャンペーン事業」への助成上乗せ事業、感染防止対策として「やまなしグリーン・ゾーン認証制度取得奨励金事業」など町内の経済活性化と感染拡大防止対策に取り組んでまいりました。

特に大学生等学業継続支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置により学費や生活費の支払いなど学生等への影響を少しでも緩和していただけるよう、大学生等に対して支援金および応援物資を給付したものです。

この支援事業の申請につきましては、昨年11月30日を期限としておりましたが、多くの

方々に支援が届くよう受付期間を2月1日まで延長し、248名から申請をいただき、すべての給付を完了いたしました。

学生等の皆さんからお礼の声も寄せられており、温かいふるさと感じていただき、学費や生活の支援に役立てられたと考えております。

次に元気な町を取り戻す商品券の給付事業につきましては、第1弾、第2弾として全町民の方に合計で1人4万円分の商品券を給付しました。

第1弾と第2弾を合計しまして、4億4,264万3千円の換金で98.7%の換金率となっております。地域券の換金率につきましては、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、飲食店が上位を占めております。また、共通券につきましては、食料品店、日用品店が上位を占めております。

商品券給付事業につきましては、コロナ禍における町民の皆さまや地元商工業者等への支援の一助になり、所期の目的が達成できたのではないかと考えております。

また、換金にご協力をいただきました211の事業所の皆さまに、この事業に当たったの効果や今後の施策についてのアンケート調査にご協力をいただいております。

まだ集計が確定しておりませんが、集計結果をもとに今後の町の効果的な生活支援や経済対策の施策に役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。学生の皆さん、今、アルバイトもなかなか増えない、それからオンライン授業ということで、仲間との交流もない中で、本当に大変な生活をしているということで、山梨学院大とか都留文の近くで食料品の配布をしたら本当に多くの学生たちが集まってきて、まだアルバイトも入れないということで、食べるものも事欠いているというような状況を報道されていまして。

11月30日を2月1日まで延長していただいて、248名、申請してもらって、すべての給付が完了したということで、お礼の声も寄せられているということで、本当に皆さん助かっているとは思いますが、でもここで終わったわけではなくて、今後もやっぱり、こういう学生たちをどう支援していくのかということも、今後考えていかなければいけないのではないかなと思います。

そして元気な町を取り戻す商品券ですね、これ98.7%の換金率ということで、これはすごい高い数字ではないかなと思っております。4億4,264万3千円ということで、これでかなり地域の皆さんが潤ったかなとは思ってはいるんですけども、これはこれで評価をします。だけでも、地域券の換金率、これがコンビニエンスストア、それからガソリンスタンド、飲食店が上位を占めているということで、これはやっぱり地域にお金が落ちるよというということで5・5にしたということなんだけれども、これが本当に地域の商店が潤ったのかなということちょっと考えると、換金にご協力いただいた事業者、211事業者とあるんですけど、たぶん商工会の会員数って1月の商工会のあれだと529だったかな、会員数というのが。その半分にも満たないというような状況の中で、地域の皆さんの声を聞いたときにどこで使っていいかわからないというような声も、ちょっとお聞きをしたんですね。やっぱり、もうちょっと使

いやすく、どこでも使えるようにということで、住民の声で申請をした商店も、事業者もあったということも聞いたので、もうちょっといろんな業種に商品券を使えるような形にできたらよかったのかなと思っています。

アンケートをしてもらって調査をしているということなので、その結果がどう出るかということは追って出ると思いますので、それは私たちも集計結果をいただいて、今後の施策に生かしていただくと同時に私たちも参考として見ていきたいと思っています。

それは私たちもいただけるのかというのが1点と、それから商工会の会員数が500を超えている中で211の事業者ということで、これはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけど、それについてはどういうふうに考えておられるか、お願いしたいと思っています。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

事業所の皆さまにアンケート調査を依頼しておりまして、今、集計をしておりますので、結果が出たところで、また提供していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

211事業所につきましては、最初に商品券を取り扱っていただけるお店を町のほうから募集をしたわけです。募集をいただいた合計が211ということですので、さらに今後また商品券等を行う場合は、多くの事業所の皆さまに参加していただけるような、そういった工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり地域の事業者の方たちが本当に生業をどうしていくのかというふうに、本当に悩んでいるときにこの4万円というのが役に立ったと思うんですけど、これが限定的だったのかなと。もうちょっといろんな意味で業種とか、こんな利用もできるとか、ただ募集をして応募したのがそれだけということではなくて、町としても提案というか、こういうことが第1次と第2次が出ていましたよね。追加もありましたけども。そういうことで、半分以下ということで、そういうことも考えながら、こういう使い方もできるんじゃないかみたいなことも提案をする中で、できたらよかったかなと。今後に生かしたいという答弁ですので、ぜひそれは今後に生かしていただきたい。集計できたら私たちも提供していただけるということで理解しましたので、よろしくお答えをいたします。

2点目のワクチン接種ですね、どうしていくのかということで、先ほど同僚議員のほうからワクチンの大まかな国の問題とか、大まかなことは大体分かったんじゃないかなと思うんですけど、私は具体的に町がどういうふうに接種を進めていくのかということでお答えをいただきたいと思っています。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

それではお答えいたします。

連日、新聞、テレビ等で毎日ワクチン接種につきましては大きく報道されています。先ほど別の議員の答弁においても話をしましたが、予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、国の指示の下、県の協力により市町村において予防接種を実施することになっております。接種にかかります費用はワクチンを含め、すべて国の負担となります。これに伴い、本町でも国で示されたスケジュールにより、昨年の暮れからワクチン接種の実施に向けて、その体制を整え、関係医療機関等とも連携し準備を進めてきております。

本町のこれまでの進捗状況ですが、他市町村と同様な進み具合になっており、現在、県が中心となりまして、医療従事者等へのワクチン接種がすでに始まっております。国で示されています優先順位に基づき、まず町では高齢者の接種に向けて接種券や予診表を郵送し、予約されました方々から順次、4月以降になりますが、集団接種により接種会場において実施していくようになります。

いよいよ本町でもワクチン接種が始まりますが、迅速かつ適切な接種に向けて福祉保健課はもとより他の課の協力を得る中、この一大事業を円滑に実施してまいりたいと思います。

これから始まるワクチン接種に向けて、接種への不安を抱く町民の問い合わせなどにはしっかりと対応し、接種への疑問や不安を取り除き適切な情報を提供していきます。

ワクチン接種が身近なところで受けられ、感染症の蔓延防止予防のため円滑な実施に引き続き取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

集団接種による接種会場において実施していきたいとお答えになったんですけども、どのようなことを想定しているのか、具体的に、町内、どこをどういうふうにするのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

今、町のほうで考えているものは、今、議員がおっしゃったように集団接種でということで、一会場、大きな会場を使って、そこに医師、看護師等を派遣し、そちらのほうに、町民の方に出向いてもらうということの中で、今、計画をしております。特にその中では、できましたら、検討する中で、下山小学校の体育館、そちらを使って、今、検討している最中でございまして、そちらのほうもまた医師等々、医療機関とも連携しながら進めていきたいということを考えております。

ただし、体育館ということでありまして、夏場等、非常に暑いということの中で、そのへんの懸念もされますので、今、考えておりますのは、本当にとりあえず高齢者向けのという、これが始まる接種会場につきましては、接種会場を下山小学校の体育館ということ、今、現状、考えております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

小学校の体育館って子どもたちが使っているときは無理ですよ。そうすると夏休みとか、そういうときにやるしかなくて、期間が限られている中でそれで大丈夫かなと思うんですけど。

あと、私はお年寄りの皆さんから、やっぱり自分がいつも行っているかかりつけ医で、かかりつけ医だと安心して自分の体調も分かっている、そこで受けられると一番安心できるという話も聞いて私もそうだなと思ったんですけども、そういう組み合わせというのはできないものでしょうか。そうすれば自分が月に1回、受診をしたときに医療機関に協力していただいとるか、期限が封を開けたら5日間とかという説明があったんだけど、でも病院ってそんなにないから、そういう方法はどうかのかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

今、議員のお話の中でも体育館の件が出たんですが、今、予定しているのは土日を使ってということの中で、土曜日、日曜日に医師が、変な話、通常の業務をしている以外の土曜日、日曜日を使って、そちらの体育館のほうで行うというような、そういったことを考えております。

それで医師にもよるんですが、個別接種というのが非常に難しいところがありまして、やはり外来で、日中、医師がそれに専属できるのかということが一番、こちらとしましても話は、実はもうさせてもらっている最中なんですけど、やはり病院のほうでは通常の外来の中では、現在は接種することがなかなかできないということを言われております。もちろんワクチンの分配量にもよるんですが、医療機関のほうでもこれから話を、またしながら、特に高齢者接種の中で先ほど体育館という話をしたんですが、そちらのほうで接種をいただけなかったような方につきましては、町のほうでもこれから医療機関とも話をしながら、そういった方々につきましては、医療機関のほうでも接種できるような、そういった体制づくりも話をしていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

関係医療機関とも連絡をしながら、相談しながら今までいろいろ準備をされてきたと思いますので、それはそれで、病院で難しいということであれば仕方がないのかなと思いますけれども、ただ高齢者とか、そこへ行く足の確保をどういうふうにしていくのかということをお考えないと、デマンドだけではちょっと無理だし、それは特別に対応を考えているということによって理解してよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

言われましたように、やはり高齢者、足の確保という意味では福祉保健課のほうでも特に考えておりますが、なかなかやはり、この接種を受けるに当たりましては本人の希望に基づいてということでもありますので、そういった中で、本来はあくまでも本人の意思に基づいて、そちらに行ってもらうんですが、今、申したように、足の確保という意味で、今、交通防災課なども共同に話をしながら、足の確保のほうで検討しております。

具体的なところで言いますと、例えば本町にありますタクシー業者ですか、そういったところと今、話をかけていながら、そういったところの中で、現に本当に足の確保の中で、接種会場に行かれないということになりましたら、事前にご相談といいますか、お話いただく中で、そういったことも使えるようなことも今、検討している最中であると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いつだったか、タクシー業界が県に要望したというような話も聞いていますので、町のデマンドとか、そういうもので。ただ、乗り合わせができないではないですかね。密になってはいけないということで。だから、そこのところはどういうふうに解決するのかなということ。体育館も密になってはいけないし、いろいろ難しい問題がいっぱいあります。それから同僚議員も言ったけれども、やっぱりアレルギーがあったり、後遺症の副反応ですか、それが心配というような声も聞いていますので、本当に周知はきちっとしていただいて、受けたと思う人がなるべく早く受けられるような体制を、大変だとは思いますが、今後していただきたいと思えます。心配だけどコロナにもかかりたくないということで、本当に悩んでいる人が多いのではないかなと思いますので、変異株なんか出ると本当に効くのかな、どうしようかなということで悩んでいる人たちは多いと思えますので、そういう情報提供もきちっとやる中で体制も整えて準備をしていただきたいと思えます。

それから3点目ですけども、介護施設の利用者に感染予防のための抗原検査を自費でして陰性が確認できないと利用できないと連絡が来た、そういう相談がありました。町で、この把握をしていますかというのと、また対応はどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

これまでに町の担当者のほうへは、このような相談事は届いておりません。国においては、高齢者施設等への入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、県を通じまして要請が出ており、高齢者施設等には幅広く検査を実施する旨の通知が届いております。特に高齢者は一度感染すると、その症状が重症化しやすく他県の高齢者施設においてもクラスターという施設内での集団感染が起きた例もございます。

ちなみに本町にあります高齢者施設に確認しましたところ、現在のところ、渡辺議員が言われたような施設へ入所する際に自費で検査して陰性の確認をしてから利用できるようなと

いう施設はございませんでした。

また現在は、町内の医療機関のほうでは行政検査のみということになっておりまして、無症状の方が自費でもって検査を行うということは現在できません。

今後、町内の福祉施設等とも連携を図りながら、もし施設のほうで新規に入所される高齢者に対しまして検査が必要となりましたら、町でも峡南地区の医療機関とも調整を図りながら高齢者が施設へ入所する際の検査料の助成等を今後、検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは私、前にも課長にこういうことがありますよって話をしたから調査をしてくれたんだと思うんですけど、町内業者だけではないんですね。町内の方は、峡南地区とか、いろんなところに自分の都合で行っているわけです。だから町内にそういう施設がないからって、それで一件落着ではないと思うんですよ。実際、こういう問題があって、2月の初めにそういう連絡があって、お話をしたけれども、もうそういう予定は組んでしまっているから、2月はしょうがない1万円を払って受けました。それは全部、自費ですよ。高齢者や家族にとって1万円がどれだけ大変な額か、たぶん分かっていないのかなと私は思うから、そんな悠長なことを言っているのかなと思うんですけど、本当に困って連絡をしたのにもかかわらず相談はないとか、そういう態度はやっぱり住民に寄り添う姿勢ではないと私は思います。やっぱりこういう事例がありますよといったら、町内だけではなくて、町外にも町民の皆さん行っていて、実際困っているという相談があるわけですから、そこはもうちょっと踏み込んで調査をするなり、ほかを当たるなりして、そういう実態を把握していただきたい。2月はもう払ってしまって、入所して終わりました。3月、またどうしようかということなんですよ。月に1回1万円ずつ払うって、本当はその家族も、そんな、みんながみんなではないですから、変えようかと思ったけど、お年寄りのことを考えたら、せっかく慣れたところで、今まで行っていたのに、その1万円が惜しいから、よその違う施設に移るよって、その高齢者の気持ちを考えたときにそれができないって、苦しい胸の内を明かしてくれたんですけど、私もそれはそうだと思うんですね。だから町になんとかしてもらいたいというふうに訴えたんではないですか。それを、私、渡辺議員が言われているような施設へ入所する際に自費で検査して利用できるようになる施設はありませんと断言できる、その姿勢が私はちょっと住民に寄り添う姿勢ではないと思いますね。困るよということが出たら、即ちやっぱり、どういう事例なのか、どうしたら解決できるのかということを考えるのが私は、町の仕事だというふうに思っていたからお願いをしたんですけども、もし施設のほうで新規に入所される高齢者に対して、必要となれば町でも検査料の助成を検討してまいります、もして、実際あるって言っているのに、もしはないでしょう。3月、もう入所が決まっていて、また1万円払わなければいけないではないですか。もうそこは、毎月、こんな払うわけにもいかないから、しょうがない、お年寄りにはかわいそうだけど違う施設を探すしかないなっていうふうに決断をしているそうなんです。

だからやっぱり、そういう住民が困っているということに寄り添う行政であってほしいし、そういう声が届いたなら、私は届けました。私の声も住民の声だと思っていただいていないの

かなと思いますけど、私は議員として住民の声を代弁して言ったつもりでいます。そういう声がありますよって、困っていますよって、そういうところで解決をしていかないといけないんじゃないかなというふうに。南アルプス市では実際、助成もしています。町長、いつも言っているようにスピード感を持ってと、よく言いますが、これこそ本当に、もうすぐにでも解決しなければいけない問題だと思いますので、ぜひこの対処を早急にしていただきたいと思いますが、町長、この話を聞いてどういうふうに対処されるおつもりですか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

福祉保健課長が答弁しましたとおり、とりあえず町としてやれることは、町内の施設がどういう状況にあるのかという、まず町内から調べているわけですね。それで、今、議員のおっしゃっている内容については、実は私の義理の父が市川三郷町へ行っています。市川三郷町の、ある施設ではやっぱりこういう事例がありました。それで自費で、もちろん検査をして陰性だということで今も通っているんですけども、今後、どこまで調査をしていくのかということもありますし、それとさっき課長が答弁しましたとおり、国の補助制度もあります。その導入を検討するようにということで指示を出しておりますので、ただ、できるだけ早く、補助制度の確立に向けて検討してまいりますので、ぜひそのへんはご理解をいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

市川三郷町の施設で同じだと思います。ほかにはあまりそういう話を聞かないので、そこだと思えるんですけども、やっぱり南アルプス市でもちゃんと最初からそういう助成制度も完備しているということなので、本当に早急にそれはしていただいて、1万円、個人負担がないような形でしていただきたいと思います。

4点目ですか、このコロナ禍の中で町民の生活を支援する施策をどう考えているのかということで、この一般質問を出すときに、国から第3次ということで、町で1億5千万円の、これだけもらえますというのが出ていたので、それをどういうふうに町として使うのかなと思って質問を、いろいろ今までしてきましたけども、まだまだ困っている人たちがいっぱいいるんですよ。そういう意味で、どういうふうに生かしていくのかということでお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

若干、前のご質問の中の答弁と重なる部分がありますが、ご容赦願いたいと思います。

コロナ禍での町民の生活を支援する対策につきましては、国による町民1人当たり10万円を給付する特別定額給付事業や新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業計画を対策の柱といたしまして、感染予防対策事業、子育て世帯やひとり親世帯への給付金の事業、町民1人当たり4万円とした商品券配布事業、大学生等の支援事業、避難所感染予防対策事業等、様々な事業を展開してまいりました。

しかしながら、全国において現在も新型コロナウイルス感染症により従前の生活は取り戻し

ておりません。本町では、さらなるコロナ禍対策といたしまして、議員がおっしゃいますように2月4日に通知された新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金第3次配分のうち1億3,903万4千円を国に対して繰越手続きを取りまして、令和3年度の補正予算において、先ほど観光課長が申したいろいろな分析も踏まえて、町内の状況を見極めまして、町民生活を支援する施策を検討して諸事業を的確に予算化して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

まだ具体的にどういうふうにというのは、今後ということなんでしょうけども、昨日も町長の所信表明か何かで町民税の徴収猶予の特例で14件あったということで、本当に、14件なんていう問題ではないんじゃないかな、本当はもっともっとたくさんの方が猶予を望んでいるんじゃないかなとは思いますが。

それで、このコロナ禍で特に非正規労働者の雇用環境というのが悪化して、子どもの貧困が本当に深刻化しているということで、特にひとり親の人たち、飲食とか宿泊、身延町は観光立町ということで、いろいろ宿泊とか飲食とか町として今まで頑張ってくれた人たちが今、本当に困っていて、特にひとり親の人たちは、生活が本当に苦しくなったという人たちが多くなっていて、真っ先に切られるのが非正規の人たち、そういう、特にひとり親の母親が子育てを一人でしているというところが一番大変な思いをしているんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり公務員とか、年金暮らしの方たちも大変な思いをしているとは思いますが、でも年金を削られて大変だとは思いますが、とりあえずそういう収入があるということで、今、本当に困っている人のところにちゃんと届くような施策を今後、考えていただきたい。それは早急に、繰越手続きを取ったということで、今後いろいろやってくれるとは思いますが、やっぱり一番困っている人のところに早く、届くような施策をしてもらいたいと思いますけれども、町として、そういうまだ具体的にはなっていないとは思いますが、大体、どのような形で進めていくのかみたいところは出ているんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

財政課長が初日に説明した中では、商品券の配布とかいろいろ列挙したんですけども、中には商品券に対して反対意見も実はございます。同じことをしてもと。将来を見据えた事業を展開したらどうかというような意見もございますし、まだ具体的に執行部側でこれとこれと決めているわけではございませんので、できれば議員の皆さまからもこういう事業はどうというような提案をしていただければ、今後、来年度の補正予算に反映できるものは反映していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。本当に困っている人に早く届くということで私は考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の暮らしやすいまちづくりのためにということで質問をします。

年金が減り、医療費がかさむ高齢者に月3千円を長寿医療費給付金として市川三郷町では支給をしています。本町でもこういう制度があると高齢者は大変助かると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

ただいまのご質問で、市川三郷町の長寿医療費給付金制度の例が紹介されました。この市川三郷町の制度は88歳以上の方の健康な生活と医療機関等を受診する際の経済的不安の軽減に資するため、対象者1人当たり1月3千円、年間3万6千円を2カ月ごとに給付するというもので、ちなみにこの制度を本町にそのまま当てはめた場合、給付費のみですが年間3,670万円ほどの予算額となります。

このような制度を本町でも取り入れたらどうかというご提案ですが、ある施策目標を達成する手段、方法は様々考えられるところであります。給付金制度も1つの考え方であると思いますが、本町におきましては高齢者が重篤な疾病にかかわらずに健康な生活を維持できることを目指して、これまで各種保健事業や介護予防事業等に鋭意取り組んでまいりました。これらの取り組みをさらに効果的に進める方策として、令和3年度においては、後期高齢者医療制度における保健事業と介護保険制度における介護予防事業の一体的な実施について、福祉保健課と町民課で検討を進めることとしております。

予算や人員などは限りある資源でありますから、あれもこれもというわけにはまいりません。本町においては今後もこれらの資源を保健事業や介護予防事業に主に投入し、広い意味で高齢者の生活を支える手段として推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

給付金制度も1つの考え方であると思うが本町ではということで答弁書はあって、介護予防事業、これはこれで進めていってもらわなければいけない問題、それとやっぱり給付金とはまた別の問題だと。どっちかということではないと私は思うんですね。介護予防もちゃんと進めていかないと今後のこともありますし、それはそれで進めていただく。それで、市川三郷の人に聞いたときに、2カ月に1回、6千円入ってくるのは本当にありがたいという話も聞いて、市川三郷町にはそういう制度があるのかということをおは思ったんですけども、本当に町民が助かっているという声を聞いたときに、身延町でもこういう制度があるといいなと私は思ったので提案をしたんですけど、もちろん予算や人員には限りがあるのはもちろん分かっています、大変な状況というの分かっています。だけどやっぱり、高齢者が今まで、本当に町のため、地域のために働いてきた高齢者に月3千円、これができないのかなと。年を取れば取るほど医療機関に行くことだって多くなる。そういう中で、これが本当に市川三郷町では助かっているという声を聞いている中で、身延町でもこれができたらなというふうな思いで質問をしたんですけども、給付金も1つの制度なんではないかなと思いますので、助かっているとい

う声を聞いて質問をしました。答弁はこれで、そういう考え方はないということで理解をしましたので次に移りたいと思います。

次は、子どもの数が多いほど国保税は引き上がる、均等割はまるで人頭税、子育て支援に逆行していると批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が今まで出されて、住民からも出される中で令和4年度から未就学児について国の制度で均等割が5割減になると聞きました。町独自にこの制度の前倒しや子ども全体に広げる考えはあるかどうかということ、お聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

お答えをいたします。

厚生労働省では、令和4年度から未就学児に関わる国民健康保険税の均等割を5割軽減するとともに、これにより影響を受ける国保財政に対しては、その軽減相当額を公費で支援する制度を創設することとし、現在、開会中の国会に改正法案を提出している段階であります。したがって、法に基づく制度として確立されるかは、現在、未定であるということを確認させていただいた上で、町独自の施策展開を行う考えはとのご質問の趣旨に対してお答えをいたします。

子どもの均等割を軽減する場合、その軽減相当分の財源を別に求めなければなりません。法律に基づいた軽減措置の場合、公費による財源手当てが用意されていますが、町独自の軽減であれば国保制度上、平等割や所得割などの他の保険税率を見直して減収分を補う必要が出てまいります。このことは、子育て世帯以外の国保加入者にもさらなる負担をお願いすることとなりますので、町の国保独自に軽減制度を設けることは容易ではないと考えます。

なお、国保制度は応益割として加入世帯員が多くなるほど負担すべき国保税が多くなるという議員のご指摘のとおり、そういった仕組みで制度設計されていますが、低所得者対策として所得に応じて応益割である均等割と平等割の7割、5割、2割軽減という仕組みも設けられています。この軽減の仕組みは、加入者が増えるとその数に応じて軽減対象となる所得が拡大することとなっております。低所得の子育て世帯に対しては、この仕組みで負担軽減が図られていると解釈しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん平等割の7割、5割、2割という軽減がありますけれども、やっぱり子どもが増えるごとに負担が増えるというのは、子育てしやすい町にとったらどうなのかな、逆行しているのではないかなと思ひまして、前にも私、一般質問でこのことはなんとかならないですかというような質問もした覚えがあります。国保は高いという、皆さん、介護保険もそうですけれども、なんとか国保税を低くしてほしいという思いは、みんな同じだと思うんですね。やっぱり子どもの数が増えれば増えるほど負担が重くなるという、この制度自体がおかしい。そこに国もやっと重い腰を上げたのではないかなというふうには思いますが、全国で30でしたか、市町村独自に減免している自治体があるんですね。全国で30もやっている自治体があるというこ

とで、答弁書が本当に難しい問題だなというふうには思っ、この町では無理だよと言っているんでしょけれども、全国ではそういうこと、山梨県にはないですけど、30もの自治体がそうやって、減免をしている自治体があるということで、やっぱりこういう不合理な問題について解決している自治体もあるということをおきたいと思います。答弁は答弁で、これでもうやるつもりはないということで理解しましたけども、また今後も引き続き、この問題を私は、どうしても不合理だなと思しますので、できたらしていきたいと考えております。

以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次は通告の5番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、ITがこれから進むことによって人間の仕事が奪われるとかということがよく言われています。その中で「ITと読解力のない子どもたち」という本がありまして、それを読んだことで、この質問をしてみようと思ったわけですけども、現在、中学校の授業は国語の難解な小説や論文は別として、生徒は社会や理科の教科書の記述の意味を読めば理解できることを前提として進められています。実際そうでないと授業が成り立たないことはもちろんであります、しかし中学生の半数が中学校の教科書が読めていない状況であるということが分かってきたんです。そこで読解力をみるためにリーディングスキルテスト、RSTと言うんですが、それによって読解力を調べられるという研究が今、出てきています。これについて、読解力を確認する、このリーディングスキルテストというものがありますけども、それについて承知しているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

新井紀子氏らのグループにより開発されたテストで、小学校6年生以上を対象とした有料のテストということで承知しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

一番簡単に言えばそういうことなんですけども、そのRST、リーディングスキルテストというものはどういうものかと言いますと、初めて聞いた方も多いと思いますので簡単に説明させてもらいたいと思います。

事実について書かれた短文、結局、教科書とか新聞に書かれている短い文を正確に読むスキルを6分野に分類してテストが作られていると。今までこういうことってなかったそうです。だから、読解力がどのくらいあるかということを見ることが今までできていなかった状態なのに、今回そういうRSTができたということです。

そして内容的には、まず係り受け解析とあって、文の基本構造、主語、述語、目的語などを把握する力を見るもの。

次に照応解決と言いまして、指示代名詞、「これ」「それ」などが指す内容や省略された主語や目的語を把握する力を見るもの。

次に同義文判定、2つの短い文ですけども、2つの文の意味が同一であるかどうかを判定する力を見る。

そして4番目は推論ということで、小学校6年生までに学校で習う基本的知識と日常生活から得られる常識を導引して、文の意味を理解する力。これは決して長い文ではなくて短い文でこういうことをするんです。基本は教科書に載っている文で、それを調べているということなんです。

それで5番目にあるものは、イメージ同定。これは文書を図やグラフと比べて内容が一致しているかどうかを認識する能力を調べます。

最後に6番目は具体例同定。これは言葉の定義を読んで、それと合致する具体例を認識する能力。これは国語的な定義と数学的な定義の2種類があります。数学の場合は必ず定義があって、例えば二等辺三角形というのは、2辺が同じ長さの三角形を言いますとか、正三角形は3辺が同じ長さの三角形を言いますとかという、そういう定義が必ず数学にはあります。その定義を理解できるかどうか。そして理解して、図として表れたときにそれが正三角形を表しているか、二等辺三角形を表しているかということ認識する能力だそうです。

そして先ほども言いましたけども、RSTで提示されるのは長文ではなくツイッター程度の短文で、主たる出典は教科書や新聞です。だから結局、テストでできないということは教科書が読めないということが分かるという状況になっているそうです。

それで次の質問に入るんですけども、全国2万5千人を対象にした読解力調査で分かったことです。

まず中学校を卒業する段階で約3割が内容理解を伴わない、表層的な読解もできていないそうです。そして学力中位程度の学校でも、半数以上が内容理解を要する読解はできていない。そして進学100%の進学校であっても、内容理解を要する読解問題の正答率は50%だそうです。そして読解能力値と進学できる高校の偏差値との関係は極めて高いと。読解能力が高い人は偏差値の高い学校に進んでいく。結局、勉強がよく分かるということですよ。

そして読解能力値は中学生の間は平均的には向上する傾向にあると。そして高校に入ってしまうと、なかなかそれは伸びていかないそうです。向上していかない。それは試験の結果でそういうことが分かるそうなんですけども、そしてもう1点、読解能力値と家庭の経済状況には負の相関がある。これは結局、貧困と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう家庭

の経済的能力がそういう子どもの読解値に影響している部分があるということですよね。通塾の有無、塾へ行っているか、行っていないかということと読解能力値の値は関係がなさそうということです。読書の好き嫌い、科目の得意不得意、1日のスマートフォン利用時間や学習時間などの自己申告結果、子どもたちに聞いた結果と基礎的読解力には相関はない。このような結果が出ているということなんですけども、これについてはどのように考えますか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

リーディングスキルテストは最近開発されたもので、読解力を図る方法の1つであると捉えています。学校現場では授業や宿題、教員が作成する定期的なテストなどで児童生徒一人ひとりの読解力を把握し、対策を考えています。

県が実施する山梨県学力把握調査は中学2年生が対象で、今年度はコロナの影響で中止となりましたが、国語、数学、英語で調査が行われます。各教科とも県平均と比較ができ、個人結果も分かります。

また、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査は、全国の小学6年生と中学3年生が対象で、今年度はコロナの影響で中止となりましたが、原則国語、算数で調査が行われます。理科と英語は3年に一度実施されます。各教科とも全国平均や県平均と比較ができ個人結果も分かります。

山梨県学力把握調査と全国学力・学習状況調査では、国語の中で読解力を評価する項目がありますので、学校では全体的な傾向から児童生徒一人ひとりまできめ細かく把握・分析でき指導等の改善に役立てることが出来ます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。今、きめ細かく、普通の学力状況調査の中で、きめ細かく対応ができていたと言われましたけども、だとしたら、先ほど言った2万5千人の中の結果をどのように捉えたらいいんでしょうかね。これは要するに読解力がなければ、教科書の内容が理解できないということは、勉強もできないということなんですよ。そういう結果が出ているし、7割の子どもたちはある程度できていいということではないですよ。読解力は全員が持っていなければいけない能力でありまして、3割もの子どもたちが教科書が読めていないという事実は大変なことだと思うんです。ということは、きめ細かにできているけど、実際にはそれが足りていない。努力していることは分かるけども、足りていないか、教える方向性が間違っているのではないかということもあるわけですよ。そういうことを、要するに今までにはなかったテストですから、それはある意味ではしょうがないことかもしれないけれども、こういうことが出てきた以上は、現場の先生たち、教育委員会なんかでもやっぱりしっかり検討をして、どういう対策をしたらいいか、どういうようにしたら読解力が上げられるのかということも当然、考えて、それにチャレンジしていかなければいけないと思いますけども、ぜひそういうことにつなげていってほしいと思います。

教育の目的は、子どもたちをしっかりと学ぶ力、そして自分で学ぶ力を付けることだと思うんですね。読解力がなければ、自分で教科書を読んでも学ぶことができていない、教科書の言っていることも分からないんですから、当然、学べないはずなんですよね。だから、数学とか理科とか社会、どれにしても一番の基本はやっぱり読解力をしっかり付けることが一番大切でありまして、今までそういう読解力だけに特化したものはなかったということは承知していますので、ぜひそここのところを考えて何が問題なのか、そこをしっかりと現場の先生たちと検討していくという姿勢を持ってほしいと思います。

そういう意味で、これはRSTのテストは小学6年から中学3年生に受けさせる、基本はそういうことなんですけども、今現在の状況を見ますと、会社の採用の中でも読解力テストを使っているという会社が増えているそうです。結局、契約書が読めなかったり、そしてお客さんの言っていることが分からなかったりという可能性が十分にあるということだからです。ですから身延の生徒の現状を把握するためにも、そのテストを行う必要があるし、学力を高めるための読解力を付ける対策をする必要があります。

教科書の内容を理解できないために勉強ができない。学校として問題点を確認し、生徒が自分で学ぶことのできるようにする。現状を知り、対策を講じるためにRSTを実施することを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

リーディングスキルテストの実施については、現段階では考えておりません。理由は前の答弁と重なりますが、山梨県学力把握調査と全国学力・学習状況調査では、国語の中で読解力を評価する項目がありますので、学校では全国平均や県平均と比較ができ全体的な傾向から児童生徒一人ひとりまできめ細かく把握分析でき、指導等の改善に役立てることができるからです。

本町の学力の状況については、令和元年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学6年生の国語は全国平均と比べてほぼ同じ、県平均と比べてやや上回る結果で、算数は全国平均、県平均と比べて、ほぼ同じ結果でした。

中学3年生の国語、数学、英語では3教科とも全国平均、県平均とほぼ同じ結果でした。調査結果については、町のホームページで公表しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、回答をもらったわけなんですけども、実際に今、この学力調査によって平均値にほぼ同じと、少し上がっている部分もあるという答えなんですけども、それでいいのでしょうかね。身延町の子どもたちの学力を付けたり、教育をしていくことが全国平均とか県平均と同じだからいいということでしょうか。もし、答えができるんだったら答えてもらいたいと思います。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

田中議員ご指摘のとおり、国語の読解力が各別の教科等に大きな影響を及ぼすことについては、これは当然のこととございまして、国においては、先ほど課長からお話があったように、全国学力・学習状況調査、県も把握調査しておりますし、学校でも定期テストをする中で、その読解力の調査については、かなり精密に分析的に国や県からの指導も受けながら、各学校でも分析をして私たち教育委員会にも報告を必ずさせてもらっております。私たち自身も分析しておりますので、県平均、全国平均でいいのかというご指摘ですが、逆に私たち現場を、私もやってきた経験から言いますと、平均を維持するということは大変な努力なんです、実は。ただし、言われているように、私たちは平均だから満足するものではなくて、やはり100点を目指して上位の子どもを伸ばす、学力に躓いている子どもたちも少しずつ学力をアップさせるということは当然のこととして、日々、学校現場等々を含めて頑張って積み上げをしているところでございます。

もう1つ、議員から何回かご指摘を受けている教科書が読めないということについては、実は教科書を使って授業をやることは大原則なんです。公教育であれば公教育として無料で貸与されている教科書を使って、日々、教員が授業をしています。その教員たちが、読めなければすぐに子どもたちに対応するのもこれも毎日やっていることでございまして、読めない実態は現場の教員が一番把握しているんですよ。読めなければ困るなんてことは、教員は当たり前で捉えることができます。また、そうでなければ一流の教員ではございません。ということは、日々、教科書を中心とした教材に対して、あるいは文書や読解力については、日々、国語だけではなくて、全教育課程で読解力や国語力というのは適用されているということですので、先ほどの課長の説明であったように、いろんな場面から分析をしながら日々の教育実践、学力向上の取り組み、日々の授業についても学力向上や読解力向上については、しっかりと取り組んでいるということの答弁であります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

よく分かりました。教育長の言われるとおりでと思うんです。ただ、先ほども言いましたように、このRSTをすることによって2万5千人の結果の出ている、この数字をではどういうように教育長は考えますか。3割の子どもたちが理解できていない。そして意味内容までいったら5割の子どもたちはできていないというような、こういうちゃんとした点数の結果が出ているわけなんですよ。そこは、例えば今までの読解力の教育でしっかりやっているよということは、それはしっかりやっていることは分かります。ただ、その結果が、今のこういう2万5千人の結果が出ていることに対して、どういうように考えていくのか。これからどうしていくのかということをお聞きしているわけです。

そして、もう1点、よく勘違いを、僕も本当にしていたんですけども、文を読めることと文の言っている内容が分かることとは違うんですよ。だからそこを確認するテストなんです。読めることは読めますよ。普通に何が書いてあるかは分かって、声に出して読むことはできるんです。それは当然。それができないと言っているのではないんです。その文の伝えようとしている内容を理解できていないということです。それを読めていないと言っているんですけども、今

までと認識が違うんです。こういうデータが出てくる前は、読んでいるというのは、私もそうなんですけども、本を読んでいけば、読めていけばもう分かっているつもりで、つもりでいたんですね。だけど、自分がこのテストをやってみたら、いかに間違えるか。ショックですよ。そういう意味で、読んでいるつもり、分かっているつもりになっているという状況がすごく多くあるということです。そこを直していかなければ、子どもたちはこれから先また、タブレットなんかで自分だけで勉強するという場面が出たときに、日本語の教科書の求めている質問とか内容が理解できなければ、勉強の内容は当然分からないという状況にいつてしまいますよね。だから数学とか何しろ、国語ということはすべての教科の一番のものとところですから、そのところをしっかりと、今の時点ではその点数で、客観的な点数を出すような状況におそらくないと思います。それは、先生方努力して、理解できていない、分かっている、読めていない子どもたちはフォローしていくということは、努力しているのはよく分かります。だけれども、実際、その点数として、客観的なものが出てくる中で、どこが弱いのか、どのような対策をしたらいいかということを知るために、このRSTというテストを受けてもらいたいということを行っているわけです。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

繰り返しの答弁になりますけども、課長の答弁も含めまして、RSTの指摘が新しい指摘で、なおかつ本町におきましても、その取り組みができていないということであるならば検討に値するだろうということはお指摘のとおりだと思いますが、そうではないという分析をして、私たちは日々の学力の評価をしているというふうにご理解をいただきたいと思います。

ただ、現代社会、議員からお指摘があったように、文字への接し方の少なさ、ネット社会の普及やいろんなゲーム機器等の普及によりまして、文書自体の中身まで理解する力とか、あるいは文書の深いところまで理解する読解力等について、努力を怠ると読解力の低下というものには危機的な状況になるということ自体は、教育委員会としても学校現場の教員たちもかなり早くから理解はしております、その取り組みを鋭意しているところでございます。

答弁にあったように、新しくこのテストを実施するというのではなくて、今、行われていて、公費をかけてやっているものについて、なお慎重に、また真剣にさらにデータを調べまして今後とも呼びかけていくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

決して、今やっている努力を否定することではないんです。先生方、本当に今、長時間労働、勤務とかということが問題になっているほど頑張っていることは分かっています。ただ、このRSTを受けた生徒たちの結果を見たときに、例えば身延町も同じ傾向、大体、今、学テの点数が平均点ということは、同じような傾向が当然あると推測されるわけですけども、そういうものを見たときに、今言ったように3割から5割の生徒が理解できていないよという結果を重く受け止めてほしいということです。今までやっているけども、こういう点数ではっきり分かっているような状況は今までなかったものですから、それをぜひすぐに、すぐお忙しい

中で新しいことをまた取り入れるのは大変だとも思いますけども、よく検討してほしいと思います。なぜならば一番肝心の学力、一番肝心なところはそこの教科書が読めるか、読めないかということであると思いますので、そのところは、これからまたいろいろデータも出てくるとは思いますけども、今までのやっていること以上に、またそういうものを取り入れながら、子どもが自分で学んでいけるような状況をつくるのが教育の一番の目的だと思いますので、ずっと、それでは先生に教わってやっていくということは当然できませんし、そういう力を付けてあげることが一番大切だと思います。そういう意味で、これからもよく、取り入れる予定はないということではなくて検討をしてほしいと思います。

では次に質問の2に移ります。

奨学金制度の制定という、したらどうかという提案ですけども、今、教育格差が問題となっています。地域格差、家庭環境、出身家庭と地域という本人にはどうしようもない初期条件によって子どもの最終学歴は異なり、それは収入、職業、健康などの様々な格差の基盤となります。つまり日本は「生まれ」で人生の選択肢、可能性が大きく制限される「緩やかな身分社会」などと言われています。

身延の子どもは町で育てるの考えの下、大学進学希望の人が大学に進学できるように、給付型奨学金制度を設け、支援をしていくということを提案しますが行政としての考え方はいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えいたします。

議員のご質問については、小中学校9年間の義務教育に関わる業務を中心としている学校教育課の立場から答弁させていただきます。

教育格差の問題は、都市部と地方との地域格差に起因するところもありますが、特に深刻なのが子どもの貧困からくる教育格差だと言われています。

本町では子育て支援策として、入学支度金の支給、給食費、修学旅行費、校外学習費の全額補助、補助教材費の公費負担、各種検定料の助成、医療費無償化など教育などにかかる保護者負担の軽減に取り組んでいます。

学習支援策としては、学びの向学館事業で小学3年生から6年生まで、中学1年生と3年生を対象とした学習支援を無料で開催しています。また、県の子どもの学習支援事業では対象者への周知と参加者の取りまとめや会場の確保など、無料の学習支援のサポートもしています。これらは児童生徒の学力向上や学習意欲の向上の一助になっています。

貧困対策としては、令和2年6月3日に町、教育委員会、認定NPO法人フードバンク山梨の三者で子どもの貧困対策連携協定を締結しました。対象者には制度内容を周知しましたので希望者は夏休みおよび冬休みに食料支援を受けています。また、福祉保健課を通じてフードバンク山梨から定期的に食料支援を受けている家庭もあります。さらに、町の準要保護制度で経済的理由による就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助も実施しています。

ご質問の大学進学者への給付型奨学金制度については、義務教育の範囲ではない大学ですので学校教育課としては考えていません。学校教育課の立場からの現在取り組んでいる子育て支

援策、学習支援策、貧困対策を継続および充実するよう取り組んでいくとともに他部署とも連携しながら子育て世代が安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。学校教育課で答弁をしてくれたのでそれはそれでいいんですけども、この問題はたしかに義務教育のことではないですよ。本来なら身延町、町としてこういう人材育成ということの大切さと、町長がいつも言われていますけども、そのためにこのことを、奨学金を出す仕組みをつくって子どもたちを支援していくということが求められていると思うんです。

町民の当然理解もなければ、これはできることではありませんが、町民が身延町民として身延町の子どもたちをそういうような支援をして、より大学とか、その先の教育までできるという状況をつくるかどうかということですけども、よりレベルの高い人材、先ほども言いましたけど、大学を出ているかどうかということによって、生涯の状況というものは否応なしに変わってくるというのは、しょうがないことだなとは思いますが、そういうためにも、今、少子化で少なくなっている子どもたちがよりよい状況で学んでいけるような状況をつくるのが町としての役割ではないかと考えています。その制度は可能性、そして町民の理解が得られるかどうかということを考えながら検討してほしいと考えますが、もし答えられるなら町長、この点について見解をお願いしたいと思いますけども。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

基本的には学校教育課長が答えたのは、町で検討した答弁でございます。この奨学金制度については、おそらく渡辺議員からも過去質問をいただいて、一応、検討はしているんですけども、私も高校を出て県庁へ入ったんです。やっぱり大学へ行く資金というものがなかったものですから。だから大学へ行くこと自体がいいのかどうかというのは、今の時代と私が子どものころの時代ですからだいぶ、当たり前で大学に行くような時代に今、なっているのかもしれないんですけども、高卒だから駄目、大学行かなければ駄目ということは、私は実は頭の中になんかありません。やっぱり社会に出てどういう努力をしたかという、そういうことが将来の自分の成長につながっていくというように思っていて、同級生の副町長もいますけども、副町長も高校を出て役場へ入りました。そして今、副町長を務めてもらっています。ですから大学へ行きたい人が家庭の事情で行けないというのは、本当に気の毒ということは分かります。行きたいのに行けない。だけど、やっぱり町とすると、今、万人に対して平等なやり方というのは私は選択をしまして、ですから保育園から中学校まで貧困対策も含めて、ほぼ無償化にしております。これって、子どもによって差別されないように、お金があってもなくても学校へみんな堂々と行ける、そういうまちづくりを進めてきたわけです。

今も言ったように大学へ行きたい人が行けないというのは、気の毒のような気持ちもあるので、ここでやりますという言葉は言いませんけども、財源とか可能性については再度検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。町長の言われるとおりでと思います。大学へ行かなければいけないとかということだけでなく、さっき言ったように家庭の事情なんかでもって、本当はその上の学びをしたいという子どもたちがそこへいけないという状況が必ずありますよね。たしかに多様性の世の中だし、大学に行くことが決して良いことというか、行かなければいけないということでないこともよく承知しています。いろんな多様な働き方も当然ありますからね。ただ、問題なのは人材育成ということの中で、その機会を奪われている子どもたちがいるという、それが例えば家の収入が少ないためにそうになってしまうこともあるし、例えば身延で生まれたからそうなんだよと。東京で生まれていれば、そうではなくてもっと良い大学へも入ったり、環境が全然違うよという、そういう格差がある中で、身延で生まれたことが格差にならないようなためには、やっぱり町としてそういうことを埋めていかなければいけないというように思います。

そして、今言われたように、私、平等と公平ということについてはいろいろありますけど、また機会を設けて町長の考え方も聞きたいと思うんですけども、そこのところも本当に平等でいいのかということも当然ありますし、困っている人には困っているなりに援助しなければならないとか、公平さを求めればいいのではないかと私は思っていますけども、たしかに身延の学童、子どもたちに対する、教育に対する援助とか施策はすごく充実していることはよく分かっています。だけど、その上にもっと、よそから見ても身延町ってすごいと言われるようなことをしてほしいと思いますので、いろいろな状況がありますから、その中でよく検討する中で前向きな施策をしてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほどの答弁に付け加えますと、今、コロナ禍でバイトなんか大変厳しい中ですけども、中には、学費とか家賃も自分たちで稼いで対応している学生もいます。本気に、学校を、大学を出て将来に向かってやる気であれば、私は自分の力でもできると思っています。今はコロナ禍ですから、大変厳しいんでしょうけども。やっぱり己の努力というものをを見せてほしいんですね。だからなんでも行政が支援をする、それで貧困を埋めて平等にというのは、果たしてそれがいいのかどうか。やっぱりそれは貧困と裕福な家というのは、もう格差がもともとあります。私なんかも貧困のほうでしたから、子どものころは。だけど、やっぱり負けませんでした。逆に。県庁へ入っても、大学卒の優秀な同年代の人がいっぱいいました。その中で太刀打ちをしていくんですよ。私は55歳のとき、市町村課長にならせていただきました。大卒の皆さんと課長になるのは、ほぼ同時にやらせてもらいました。だから、やっぱり己の努力というのは最後嘘をつきませんので、やっぱり頑張ってもらえればと思います。

先ほど言ったように今後何ができるのか、そういうものについては、また相談をしながら検討していければと思っています。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

本当に町長の言われるとおりになんです。本人の努力が必要だし、結局、町長はそういう努力の中で結果を出してきている人間だと私は思っていますけども、出せない人間も当然います。そういうことも勘案しながら、いろんな人がいます。いろんな状況があります。そういう中で、またぜひ今、言われたように前向きに、またいろいろ検討して、よりよい状況をつくっていただきたいと思います。

次に山林資源の活用ということについて、先ほど芦澤議員が同じように山林のことについて聞いていますので重複する部分があるのかもしれませんが、答えていただきたいと思いません。

今の山林の状況については、令和3年度に森林管理実施計画策定をすると。アンケートを取り対策を計画するということですが、進捗状況はどうでしょうか。そして行政の山林整備の考えはどうなっているのでしょうか。身延町のこの山を、行政としてどういうようにするという事を考えているのか。そして町有林、私有林、県有林などいろいろな形態がある中で、それぞれの対応も当然違ってくるとは思いますけれども、今の考え方を聞きます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

令和3年度に策定を予定している身延町森林経営管理実施計画は、森林整備の方針、木材利用の推進などの基本方針を定めた上で、令和元年度、2年度に山梨県が実施した森林解析業務のデータの提供を受け、森林整備の順位付けを行うことが主たる業務であり、アンケートのタイミングは実施する地区を決めてからとなります。

計画策定に先立ち、今年度モデル地区として実施している粟倉地内では、所有者への意向調査をアンケート形式により行いました。令和3年度にこの結果を踏まえて集積計画を策定し、スムーズに進めば年度内に工事発注をしたいと考えております。

森林整備につきましては、森林経営管理法では森林所有者の責務が明確化され、所有森林について適切な時期、適切な管理者により経営管理を行わなければならないとされております。森林整備については、それぞれの所有者が管理主体となりますが、防災、水源涵養、温室効果ガスの削減など多面的機能を有するため、町では身延町森林整備計画に基づき必要に応じて整備促進に資する対策を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に山林の現状認識、地域にとって山林資源の整備が重要であることは理解されていなければならないと思います。山林の所有者とか地域の人たちにですよ。アンケートで山林所有者の考え、意識を聞いても現在山に関わっていない山林所有者がほとんどではないかと思いません。だから手が付かない状況になっているんだと。アンケートの前に今の山林の状況、そして山林整備の重要性、公共性とか重要性ですね、そして問題点、どのような整備ができるか、整備の方法など理解してもらった必要があるのではないかと思います。それを聞いたことによって

自分でもなんかできるかなという思いの中でアンケートを答えるのと、全然状況が分からないで答えるのでは結果も当然違ってくると思います。現状認識のための講習会とかを開いてアンケートを実施すべきであると考えますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

ただいま議員がおっしゃったこと、まさにそのとおりであります。所有者意向調査を行う地区においては、制度の趣旨や森林整備の公益性など所有者に知られていないところが多く、対象山林の状況を存じていない所有者もいるため、モデル地区では実施はしませんでした。あらかじめ事業説明会を開催した上でアンケートを実施いたします。

また、令和3年度は計画策定と並行して広報等を活用して、町民への制度の周知等も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。結局、所有者も高齢化も当然しているんですけども、一番やっぱり山に手が入らないというのは、経済的に成り立たないからだなというように、経済的な問題がすごく大きいと思いますよね。間伐した材がお金にならない。費用が捻出できない。そして建築材としても売ることがなかなか難しいというような状況の中で、山に手が入らないでそのままになっているというような状況ではないかなと思います。

私も自分のところに自分の山が小さいものなんですけども、あるんですけども、実は15年くらい行ったことがなくて、ついこの間、近くを通ったので行ってみました。全然様変わりしてまして、道がどこにあったのか、どこが自分の家の山なのか分からないような状況に荒れていました。この状況があっちにもこっちにもあるんだなと思いましたら、これは対策は早急にやらなければいけないんだなという危機感を持ちましたけども、肝心なことはやはり間伐をした材がお金になったり、そして建築材として材を利用できる、そして今度、今、身延には幸いキーテックというのがありますので、今、ある杉なんかは40年、50年経っている杉で十分に太いので、出せば、それが今度はお金に代わる可能性が十分にあるという状況になっていると思います。良いタイミングにあると思いますけども、結局山を守るには税金だけ使つてということにも当然いきませんよね。町の負担が大きすぎて。自分の山の、例えば間伐したものを出すことによって日当ぐらいは出るような状況、そういう仕組みが出なければいけない。そのためには、出したものが薪で売れるとかチップとして売れるとか、お金に代わるような仕組みがなければいけないというように思います。

現在、山林の整備が進まないのは山の整備が経済的に採算が取れないからであります。森林と山村を再生し、さらに地球温暖化防止も推進させる狙いを付加した持続可能な活動を続けていくことが必要です。森林保全整備活動を続けていく。森林保全活動（間伐や搬出、山にやさしい作業道の敷設等）および、その材の有効利用を通じて経済的に成り立つようにすることが必要であります。自伐型林業をすすめることで、副収入を得ながら山林を守り、育成していく

取り組みを推進する必要がありますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

森林整備に向けて抱える課題は、材価の低迷、森林所有者の高齢化および後継者不足、不在地主、相続未登記等の理由により森林を集約化することが困難であることなどが挙げられます。こうした諸問題により、整備の進まない森林については経営管理を行うための権利を市町村に設定、もしくは意欲と能力ある林業経営体に再委託し整備することにより森林の公益性を守っていきます。

本来、民有林にあつては森林所有者が自ら自伐、もしくは林業経営体に委託し、森林整備を進めることが基本であり、自伐型林業、林業経営管理を自ら行おうとする所有者が増えることが理想です。

こうした動きを進められるように、森林所有者に対して身延町森林整備計画に基づいた助言、サポートを行うとともに採算の取れる林業経営を行う上で、林道、作業道等、一定の路網の整備が必要であり、来年度実施する全体計画で森林の実態をおおむね把握できるため、林業経営体と情報交換を行う中で、効果的な基盤整備、支援の体制等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では、最後の質問に入ります。

薪ボイラーやチップボイラーを利用して、身延中学校、今、計画中の下部温泉施設でバイオマスによる冷暖房設備を整備し、山の間伐材を有効利用するという手もあります。山林資源の活用、林業の事業化につながる施策だと思いますが、検討したらいいと思いがいかでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

身延中学校新校舎の冷暖房設備につきましては、現在、様々な冷暖房設備方式がある中で木質バイオマスボイラー方式の採用についても基本計画の段階から協議し、関係機関との打ち合わせ、先進地事例、視察なども含めて検討いたしました。低コストでかつ安定的に乾燥チップを確保することが将来的な維持管理費の抑制につながることを考えます。

現在の状況では町内および峡南地区で乾燥チップを確保することが困難であり、課題となっております。

また、機械設備の初期投資費用が高価であることや機械設備の保守点検、修繕等は県外代理店業者に依頼することとなるなど、維持管理面においても課題があります。

昨年度、現在の身延中学校の電気、灯油の使用料をもとにバイオマスボイラーを導入した場

合の比較検討を行ったところ、燃料となる乾燥チップが安価であってもイニシャルコスト、ランニングコストが割高となることが分かりました。このことから身延中学校新校舎への導入を見送ることと判断をいたしました。

健康増進施設への導入については、参入事業者の施設の設計方針に委ねるところとなるため参入事業者が様々な観点から検討し、判断することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今の状況がよく分かりました。急にできることでもないこともたしかに言われるとおりでと思います。ただ、例えばさっきの山林のことですけれども、身延の山の中からチップが生産できるような体制ができていれば、十分そういうことも可能ではないかなと思います。行政が山林資源の保護、活用、事業化を促進することが求められていると思います。その方向性を町民に示して、町としてはこういうような山林資源の活用、維持管理をしていくよということの中でトータルな、全体としてそれを考えないと、山林の間伐だけとか、山林を、資材だけとかということだけでなく、経済的な循環する形を取っていく必要があると思います。身延町は80%以上が山林である。この資源を生かしていく。財政力の、収入がない中で、すごく大きな収入の1つになるのではないかなと思います。そういう意味で、ぜひ山林の活用についてはよく検討してもらいたい。全体的なサークルの中で、それは捉えれば、今言ったように出てきたチップを中学校で使っているということになれば、チップだって、結局お金に代わっていく仕組みになるということですので、そういうことも将来的には可能ではないかなと思います。

そして行政と民間の協力、先ほどからも何回か出ていますが、行政と民間とが一緒になってそういう事業も考えたりしていく、事業を進めていくということが、これからの町の在り方の中では必要なことであります。そして世の中を見てもカーボンニュートラルを目指していますよね。そういう中で、身延の中の木がエネルギーに代わっていけば、それは木材を燃やすことはカーボンニュートラルという扱いになっていますから、ガソリンとか石油製品を使わないという状況が簡単にできるというような思いもあります。それは今言われたように経費も当然、高くかかるかもしれないけども、長い目で見て身延町の安定的な、ここで町民が身延町で生活していけるような、持続可能な状況をつくるためにはぜひ、その山林の活用については真剣に検討してほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

続いて日程第3 休会の決定についてお諮りします。

お諮りします。

議案調査のため、3月5日は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、3月5日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。
本日はこれもちまして散会といたします。
ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

令和 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 8 日

令和3年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和3年3月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第5 議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第16号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 2 年度身延町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 2 年度身延町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 3 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 3 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 3 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 3 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 3 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 3 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 3 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 令和 3 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 令和 3 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 令和 3 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 令和 3 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 令和 3 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 令和 3 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第49 議案第45号 令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第50 議案第46号 令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第51 議案第47号 令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第52 議案第48号 令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第49号 令和3年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第50号 令和3年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第51号 令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第57 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について
- 日程第58 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第59 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第60 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	伊藤雄波	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

2番 伊藤達美

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。
伊藤達美議員から欠席届が提出されていますので報告します。
それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり議案第1号から議案第40号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。詳細は委員会においてお願いいたします。

また報告第1号から報告第3号および議案第41号から議案第52号、ならびに同意第1号から同意第3号、ならびに諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号））について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

日程第5 議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

日程第6 議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

日程第7 議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第8 議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第9 議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第10 議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第11 議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

日程第12 議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第13 議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第14 議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

日程第15 議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第16 議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第17 議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第13号の質疑を終わります。

日程第18 議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第19 議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第15号の質疑を終わります。

日程第20 議案第16号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第21 議案第17号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。
(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第22 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第23 議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第24 議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

川口福三議員。

○12番議員 (川口福三君)

この20号について、1件だけお伺いします。

この指定管理者として代表者氏名が今現在、身延町の商工会長が代表者として記載されております。このLink300の今言う、この組織メンバーはどのようなメンバーで構成されているのか、その点について伺います。

○議長 (柿島良行君)

佐野観光課長。

○観光課長 (佐野和紀君)

お答えをいたします。

上程時、説明を若干させていただきましたが、Link300は令和3年1月4日に設立をされまして、本栖湖西岸のキャンプ場、浩庵のオーナーである赤池宏文さんを代表とする団体になっております。

キャンプ場や本栖湖でのアクティビティの営業に携わった経験があるということで、それとスタッフで構成をされております。

人員については確定ではないんですが、キャンプ場に携わったメンバーで構成をしているということでございます。

以上です。

○議長 (柿島良行君)

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

そうすると今までキャンプ場を運営してきた職員、そのメンバーがそのまま残ることになるんですか。それとも新しくメンバーをそろえるということか。その点、どのような形で構成されているのか。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

現在、NPO法人みのぶ観光センターで指定管理を受けております。ほとんどはそのメンバーが指定管理を新たに受けた事業所で行っていただけるという内容でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

日程第25 議案第21号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

日程第26 議案第22号 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

日程第27 議案第23号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

日程第28 議案第24号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第11号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第24号の質疑を終わります。

日程第29 議案第25号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第30 議案第26号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第26号の質疑を終わります。

日程第31 議案第27号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第27号の質疑を終わります。

日程第32 議案第28号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第28号の質疑を終わります。

日程第33 議案第29号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第29号の質疑を終わります。

日程第34 議案第30号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

日程第35 議案第31号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

日程第36 議案第32号 令和3年度身延町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

日程第37 議案第33号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

日程第38 議案第34号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

日程第39 議案第35号 令和3年度身延町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

日程第40 議案第36号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

日程第41 議案第37号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

日程第42 議案第38号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

日程第43 議案第39号 令和3年度身延町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

日程第44 議案第40号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

日程第45 議案第41号 令和3年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第46 議案第42号 令和3年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第47 議案第43号 令和3年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第48 議案第44号 令和3年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第49 議案第45号 令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第50 議案第46号 令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第51 議案第47号 令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第52 議案第48号 令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第53 議案第49号 令和3年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第54 議案第50号 令和3年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第55 議案第51号 令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第56 議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第41号から議案第52号までの質疑は終わります。

- 日程第57 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命については人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は質疑を省略します。

- 日程第58 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についておよび日程第59 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任については人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号および同意第3号は質疑を省略します。

- 日程第60 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は質疑を省略します。

お諮りします。

議案第1号から議案第40号までをお手元に配布した委員会付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

報告第1号から報告第3号および議案第41号から議案第52号、ならびに同意第1号から同意第3号、ならびに諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略すること

にご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時37分

令和 3 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 7 日

令和3年第1回身延町議会定例会（4日目）

令和3年3月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第8号））
日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））
日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））
日程第6 議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第7 議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について
日程第8 議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
日程第14 議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定について
日程第18 議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 令和 2 年度身延町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 令和 2 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 令和 2 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 2 年度身延町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 令和 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 令和 3 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 令和 3 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 令和 3 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 令和 3 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 令和 3 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 令和 3 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 令和 3 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 令和 3 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 令和 3 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 令和 3 年度身延町大八坂及びび川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 令和 3 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 令和 3 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 令和 3 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

- 日程第50 議案第45号 令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第51 議案第46号 令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第52 議案第47号 令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第48号 令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第49号 令和3年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第50号 令和3年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第51号 令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第57 議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第58 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命について
- 日程第59 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第60 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第61 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第62 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第53号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	遠藤基
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は条例改正案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号から議案第8号までおよび議案第13号から議案第22号までについて委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

総務産業建設常任委員会審査結果報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第3号、議案第5号、議案第9号から議案第12号および議案第23号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

次に（３）予算決算常任委員会に付託した議案第２４号から議案第４０号までについて委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○予算決算常任委員長（上田孝二君）

それでは報告いたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第３ 報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度身延町一般会計補正予算（第８号））の討論を行います。

まず原案に反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第9号））の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度身延町一般会計補正予算（第10号））の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第1号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 身延町文化芸術振興基金条例の制定について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。
お諮りします。
議案第2号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論ありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。
お諮りします。
議案第3号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 身延町国民健康保険税条例及び身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

2000年からスタートした介護保険制度も2022年度で20年が経過し、2021年度から第8期介護保険事業計画が始まりました。この第8期の令和3年度から令和5年度における第1号被保険者にかかる保険料率を、若干ですが上げる条例です。

予算書を見ると第1号被保険者の保険料が値上げで、昨年に比べ579万円の増額の予算になっています。基金が4,900万円ある中で1千万円の取り崩しです。基金をあと579万円取り崩し、高齢者の負担を抑えるべきです。

今でも介護保険料が高くて支払うのが大変という声が数多くあります。町民の皆さんは予防に力を入れ、高齢者はいきいき100歳体操をするなど、介護保険料が高くならないようにそれぞれが努力をしています。コロナ禍で高齢者も、支える家族も大変な生活をしている中での介護保険料の値上げに賛成することはできません。

以上です。

○議長(柿島良行君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

議案第5号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、渡辺議員からもありましたように、介護保険は2000年、平成12年からスタートし、3年を1期として身延町介護保険事業計画を立てて、その1期3年間は同じ介護保険料で継続して、ずっと続いて、今年度で第7期、まるまる21年が経過しようとしています。そして、今回の第5号につきましては第8期、令和3年から5年までの3年間、その3年間の介護給付費の見込みを立てた上での介護保険料の想定ということで、先ほど基金が4,900万円のうち1千万円を取り崩す、これは逆に基金自体は今、4,900万円あって、そして今回の議案第27号の令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算で逆に1千万円積み立てるとい

う形になると思いますので、令和2年度末の基金は約5,900万円だと思います。そして、そのうち、またそのあとのこれから討論、採決される議案第35号の令和3年度身延町介護保険特別会計で見れば基金の取り崩し額は3,431万3千円、ということは残りは2,500万弱ぐらいということで、介護給付費、1年間、予算を見てもらえば分かりますけど、約21億円ということで、その取り崩し額というか、基金はこれからまた、第9期、第10期を見越せば団塊世代が今度は後期高齢者で保険給付費の増額というか、増大も見込まれます。そういうことを考えれば、自分、個人の意見とすれば基金、これではとてもとても足りないと思うというか、いつかは大幅アップしなければならないと思います。そういうためにも少しずつ積み立てて、そういった、もともと、この基金につきましても、正式名称は介護保険給付費支払準備基金という基金ですので、そのためにも基金は、なるべく慎重に取り崩すべきということで、それに基づいた今回の介護保険料の設定、まして今回の第8期の介護保険料は第9段階のうちの保険料基準額を、言えば第7期の保険料基準額が7万9,160円、そして第8期の保険料基準額7万9,200円、40円のアップということで、ほかの町村では基金を大幅に取り崩しているというところもありますけども、よそはよそ、身延町は身延町、しっかりとした中長期ビジョンに立っての設定だと思いますので、この議案第5号については賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 身延町公民館条例及び身延町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 身延町木喰の里微笑館条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 身延町なかとみ和紙の里条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私は議案第12号 ふれあい会館条例の制定、またその中の第9条、別表2の使用料について反対いたします。

というのは、この欄に水道光熱費を加えていただきたい。あとから値上げすることもできないので、最初からそれなりの光熱費を加えたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第12号 身延町ふれあい会館条例の制定についてということで、先ほど議員から反対討論がありましたけど、この条例につきましては、いろんな関係者と協議の上に制定したものであり、そしてスタートして、様子見て、改正は可能でありますので、すぐ改正というわけにはいきませんが、しっかりと事業経過、その使用頻度等の内容をあれして、今後そういった現実的なものを確認したら、速やかに改正すべきということをお願いして、この議案第12号については賛成します。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

身延町ふれあい会館条例ですが、この条例は身延町なかとみ現代工芸美術館を改称する、名前を変えるのと、それから内容をいろいろ変更してあります。ほとんど、新しい条例ということになっていると思いますけれども、私がまず、これを見たときに変だなと思ったのは、本来、これは生涯学習課の仕事であって、ということは教育委員会の管轄下にある話だろうと思っていたんですが、第10条の観覧料等の不還付、第11条の観覧料等の減免のところ、ただし町長がとか、町長はというふうにある。これがどうも、ちょっとなじめないというか、おかしいんじゃないかなと思って、委員会の席上でも質問いたしましたけれども、この金に関しては町長の管轄だからというふうな話で答弁がありました。私、これは教育委員会の管轄下にある生涯学習課がつくった条例ですので、当然すべて教育委員会の管轄の中で行われるものであるというふうに考えておりましたので、これが非常におかしいなということで感じました。

それから第6条で開館時間等ということで、ただし、ふれあい会館への入館は閉館時間の30分前とするというふうな、これも、ただし、ふれあい会館への最終の入館はというふうにも書かないと誤解を招くような気がいたします。これは当然、法令審査会にかかっているは

ずなので、内容については非常に吟味してあるのではないかなと思ったんですが、そういう中で、ちょっと不和感というか、不快感というか、そういうものがありましたので、この条例については反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号 身延町文化振興基金条例を廃止する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第17号 身延町なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金条例を廃止する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長 (柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第24 議案第19号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

福與三郎君。

○10番議員(福與三郎君)

議案第20号について反対立場から討論をいたします。

本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者にLink300を指定することに反対をいたします。

これまでNPO法人みのお観光センターが平成21年より10数年指定管理者として運営努力を積み重ね、長い間、休眠状態であった本栖湖いこいの森キャンプ場を再生・復活させたことは、今後の身延町観光の将来に希望をもたらし、称賛に値するものであると考えます。

もともとみのお観光センターは平成20年、身延町商工会の指導のもと、身延山観光協会、下部観光協会、中富和紙工業組合の3団体が連携し一体となって観光身延町を推進していくために、その目的のために設立をされたものでございます。

設立時には、町内建設業者の異業種参入として、ラフティング富士川下り事業、本栖湖いこいの森キャンプ場の管理運営、またあけぼの大豆による味噌作り事業、身延観光ボランティアガイドの立ち上げ等、様々な事業に取り組み身延町観光振興に大きな貢献をしてまいりました。

にもかかわらず、このたびの指定管理者の指定については、公募もしないで、みのお観光センターを除外し、不透明の中でのLink300の指定を決定したこと、これは民主に外れ町民の理解を得るのは難しいのではないかと考えます。

そんな観点から見直しをするべきだと考え、本案に反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第20号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について、賛成討論いたします。

昨年の第4回定例議会で、同僚議員の指定期間満了に伴う指定管理者の更新をどうするのかという質問に、観光課長が現在、NPO法人みのお観光センターが指定管理者だが3年度以降は指定管理の申請を行わない方針であり、町内の事業者が指定申請の準備を進めている。従来のとおり公募によらない選定を考えていると答弁をしています。

身延町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例の第5条には、町長は次の各号のいずれに該当するときは公募によらない選定を行うことができる。1. 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときとあります。

今回の審議の中でも、みのぶ観光センターは設立目的に沿った事業を行っていくと聞いています。地域の状況が分かる人たちが事業を立ち上げ、今まで働いていた人が引き続き働けると聞いています。条例にあるように事業効果が期待できると考え、賛成いたします。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

反対の立場から討論をいたします。

まず、指定管理者に今回指定されているという管理者に反対ということではなく、公募もかげずに決定したことに対して、公共財産を委託するについては問題であると思います。公開性と公平性を担保すべきであります。

特例的決め方は、それなりの理由がなければなりません。今回の件は特段の理由が明快になっていないと考えます。

選定のやり方、過程に問題があると考えて反対いたします。

これから行政の業務の効率化、合理化、簡素化を図るためにも、指定管理が増える状況であります。公平性・公共性を確保し、町民の理解が得られる方法によらなければいけないと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

賛成討論をいたします。

一般公募をしなかったという反対討論がありましたが、これはしたほうがよりよかったのかもしれませんが、今回、提出された指定管理者のLink300というのは、みのぶ観光センターが指定管理を受けないということで、今まで本栖湖いこいの森キャンプ場の運営を行ってきたメンバーにより発足した団体であります。

先ほどの反対討論にもありましたように、少しずつではありますが、メンバーの創意と工夫により着実に成果を挙げてまいりました。そういう団体を指定管理者として指定するのは適当と考え賛成します。

これからの運営に関しましても不安なところはないと私は考え、安心して任せられると思ひ賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第21号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 町道路線の認定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第23号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第24号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第11号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第25号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第26号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第27号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第28号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第29号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第30号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を
行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第31号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第37 議案第32号 令和3年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第38 議案第33号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

議案第33号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第39 議案第34号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第34号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論いたします。

菅政権はコロナ禍で国民生活が不安にさらされているにもかかわらず、75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割に2倍化しようとしています。長寿を祝うどころか、長生きへの罰則ではないかと厳しい批判も出されています。2割負担の対象は単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とし、約370万人が該当します。また、負担増の理由を現役世代の負担軽減のためとしています。厚労省の試算によると1人当たり年間700円、月額数十円程度の軽減にしかならず、世代間の対立をあおるものでしかないことは明白です。

コロナ感染が広がるもとの、受診控えにより重症化に陥る事例が数多く生まれています。1割負担の現在でも窓口負担を理由に受診を控える人が後をたたく手遅れの要因にもなっています。

1月22日、厚労省が2021年度の年金支給額引き下げを決定しました。預貯金を切り崩して生活している高齢者にとっては、さらに厳しい生活を強いる内容です。その上、医療費の窓口負担が2倍になれば、これまで以上に受診抑制が強まり、高齢者の命をも脅かすことになります。このような後期高齢者医療制度の後期高齢者医療特別会計には賛成することはできません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

後期高齢者医療特別会計ですけれども、賛成の立場から討論いたします。

これは国の制度でありまして、この制度を守るために必要な予算であります。高齢者、負担が増えるということはたしかにありますけれども、この制度は守らなければ、これはもっと大変なことになるということで賛成をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第40 議案第35号 令和3年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第35号 身延町介護保険特別会計予算については、議案第5号で反対討論した条例の具体化ですので反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

この議案第35号 令和3年度身延町介護保険特別会計につきましては、先ほどの同僚議員のとおり議案第5号に基づく内容を予算化した予算ですので賛成しますが、この介護保険特別会計の健全化は、何と言っても保険給付費の削減、それには介護予防をしっかりと行うということで、このコロナ禍での状況で担当課をはじめ指導には非常に厳しいとは思いますが、住民自らも介護予防に努めるような促しを考えていただき、どうしても行政主導での介護予防には限度があるというか、だからそういったことも踏まえて最終的には、この介護保険特別会計がより以上、健全化になることを希望しての賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

議案第35号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第36号 令和3年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第37号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第43 議案第38号 令和3年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

議案第38号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第44 議案第39号 令和3年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

議案第39号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第45 議案第40号 令和3年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

議案第40号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第46 議案第41号 令和3年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第47 議案第42号 令和3年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第48 議案第43号 令和3年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第49 議案第44号 令和3年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第50 議案第45号 令和3年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第51 議案第46号 令和3年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第52 議案第47号 令和3年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第53 議案第48号 令和3年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第54 議案第49号 令和3年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第55 議案第50号 令和3年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第56 議案第51号 令和3年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第57 議案第52号 令和3年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思います。
これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第52号は一括して討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第41号から議案第52号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号から議案第52号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第41号から議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第58 同意第1号 身延町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

なお、本件は一身上に関わる件ですので、保坂新一教育長の退席を求めます。

(退席)

お諮りします。

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから同意第1号を採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

保坂新一教育長は、席にお戻りください。

(着席)

ここで保坂新一教育長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

登壇してください。

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

ただいま、教育長としてご同意いただきました保坂でございます。

一言ごあいさつをさせていただきます。

2年間、前鈴木教育長の残任期間を経まして、新たに教育長としまして議員各位のご同意をいただきましたこと、身に余る光栄と存じております。

もとより浅学非才、その器ではありませんが同意をいただいた以上は教育先進の町として、本町の教育成果と課題を整理しながら論理プラス直観的な感性で仕事を成し遂げ、望月町政と連動しながら教育行政を果敢に前へ進めてまいりたいと思っております。

議員の皆さまには重ねてご指導、ご叱正を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

以上で保坂新一教育長のあいさつを終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第59 同意第2号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第60 同意第3号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

以上の2議案は人事案件のため討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号および同意第3号は討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第2号および同意第3号の採決は起立によって行います。

同意第2号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第2号は身延町中ノ倉2234番地、赤池弘行、昭和21年5月20日生まれ。身延町根子2648番地、赤池明、昭和25年4月25日生まれ。身延町根子490番地、小林正仁、昭和23年5月9日生まれ。身延町釜額528番地、赤池一博、昭和24年1月1日生まれ。身延町釜額784番地、赤池寿一、昭和39年1月4日生まれ。身延町大磯小磯3658番地、内藤三男、昭和29年6月12日生まれ。身延町八坂325番地、今福益行、昭和14年2月19日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

続いて同意第3号について、採決を行います。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第3号は身延町杉山1779番地、小林喜隆、昭和36年10月17日生まれ。身延町常葉6159番地、小林忠弘、昭和10年10月12日生まれ。身延町常葉2286番地、渡邊昇、昭和17年4月20日生まれ。身延町常葉6817番地、佐野眞、昭和16年3月10日生まれ。身延町清澤951番地、渡邊治朗、昭和30年2月23日生まれ。身延町大炊平424番地、渡辺清人、昭和22年5月18日生まれ。身延町湯之奥280番地、望月宣仁、昭和46年1月2日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

日程第61 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適任と意見を付すことに決定しました。

日程第62 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議員報酬適正化検討特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案1件が提出されました。

これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第53号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは追加議案、議案第53号についてご説明申し上げます。

身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたため、身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、福祉保健課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第53号の内容説明を求めます。

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

議案第53号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

追加議案説明書のほうをご覧ください。

まず、改正の背景であります。提案理由欄に記載の厚生労働省令によりまして各種介護サービス事業にかかります人員基準等を規定しました関係省令が、このあとの説明においては基準省令ということといたしますが、その一部が改正されることになりました。

主な改正点につきましては、①番の感染症対策の強化から⑨番まで記載してありますが、これらの視点から所要の改正が行われております。国の定める基準省令は、市町村が条例を定めるにあたり、まさにその言葉どおり基準とすべきことが介護保険法に規定されております。そのため、今般の基準省令の改正に伴い、関係する条例の改正が必要となったものであります。

次ページ、裏面をご覧ください。

改正いたします一部改正条例の本則であります。第1条から第4条までの構成となっております。そこにお示ししました各条例の一部改正を規定しています。

改正内容についてですが、今般の基準省令の改正は前のページにも記載したとおり、主に感染症ハラスメント、高齢者虐待防止など現代的で重要な課題に対する対策の強化を求めるもの、デジタル技術を活用して利用者の利便性の向上および事業者の負担軽減を図るもの、また科学的データの活用などにより提供されるサービスの質の向上を意図したものであり、関係条例を見直すにあたって、基準省令の改正内容と異なる基準を定めなければならない事情はないもの

と判断し、それぞれの条例において基準省令と同様の改正を行おうとするものであります。

なお、一部改正条例の附則第2条から第11条につきましては、この一部改正条例によって新たにサービス事業者に対し、実施を義務付けることとなる規定に関しましては、その義務付けの対応のため、時間的猶予が必要であるものについては経過措置を規定したもので、これも基準省令と同様の措置であります。

この一部改正条例の施行日は令和3年4月1日といたしますが、一部改正条例本則第4条の身延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正においては、第15条から第20条の次に新たに1号を加える改正規定については令和3年10月1日から施行いたします。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第53号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この53号ですが、表題のほうに身延町指定地域密着型とあるんですが、この指定地域というの、どういう解釈になるのか説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

この地域密着型につきましては、サービスの9種類ということの中でサービスを行うものでございまして、本町につきましては、ちなみに例えば通所介護ですとか、小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型の共同生活介護、それから老人の福祉施設、そういったところに身延町においてはサービスを実質行っておるということの中で、本当に介護が必要になったら、住み慣れた地域で生活が継続できるようにということで、身延町に住所、お住まいの方が身延町の施設をご利用いただく、そういった地域密着型のサービスになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今の説明では地域密着型だけでも、私の質問しているのは、この指定の意味ですね。指定地域とはどういう解釈をされるのか。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

この地域密着型につきましては、身延町が指定をするということになりまして、指定しまして監督するという、そういったことになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口議員、よろしいですか。

（ な し ）

ほかに質問等はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

これから議案第53号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員の皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和3年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月3日に開会され、今日までの15日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました本日の追加議案1件を含め60件の提出案件につきまして、慎重なご審議により、すべての議案につきましてご議決をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和2年度補正予算、ならびに令和3年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには今後もなお一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年度末となり今年度も残すところ2週間となりましたが、何かと気忙しい日々が続きます。季節の変わり目でもあり、朝晩によって寒暖の差もございませぬ。また、世界的に猛威を振るっておりますコロナウイルス感染症ですが、幸い本町では発症者が出ていませんが、議員の皆さまには引き続きウイルス感染も含め健康には十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますご活躍いただけますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期15日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、わが国でも新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりました。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束に向け、町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせ、この難題に立ち向かっていきたいと考えております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、町民福祉の向上のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時32分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上